

広島大学文学部紀要
第五四卷特輯号二

(一九九四年十二月)



魯迅輯『古小説鉤沈』校釈——『列異伝』

富永一登

魯迅輯 『古小説鉤沈』 校釈 — 『列異伝』 —

富永一登

魯迅輯『古小説鈎沈』校釈——『列異伝』——

富永一登

『隋書』經籍志史部雜伝類の小序は、「魏文帝又列異を作り、以て鬼物奇怪の事を序す。……其の事類に因りて、相繼ぎて作る者甚だ衆く、名目転た広くして、又雜ふるに虚誕怪妄の説を以てす」と言い、魏文帝曹丕の『列異伝』を以て「鬼物奇怪の事」を記した書の先駆けをなすものとしている。『列異伝』は、以後陸続と登場する六朝志怪書の嚆矢であり、その六朝志怪が唐以後の小説に豊富な材料を提供していることを考えれば、『列異伝』の出現が、中国小説史上に果たした役割は大変大きいと言えよう。

『列異伝』の撰者としては、魏文帝（『隋志』史部雜伝類、『後漢書』光武帝紀下李賢注、『北堂書鈔』卷一五八、『初学記』卷二六・二八、『太平御覽』卷八八、『通志』芸文略伝記類）と、晋の張華（『旧唐志』史部雜伝類、『新唐志』子部小説家類、『册府元龜』卷五五五国史部）の名が挙げられている。確かに、現在『列異伝』と称して残されている話の中には、魏文帝没後のものと考えられる話も一部あり、その全てを魏文帝撰とするには疑問がある。これが宋代に張華撰へ改変された理由かもしれない。或いは、清の姚振宗が「意うに、張華 文帝の書を継ぎ、後人之を合す」（『隋書經籍志考証』）と推測するような経過をたどったとも考えられる。ともあれ、類書の引用に、魏文帝『列異伝』として引用するのはあつても、張華撰と称するものはなく、唐代までは、魏文帝撰『列異伝』として伝えられていたことは確實である。

魏文帝を中心とした、建安文壇には、詩作を競うとともに、諧謔の談を楽しむ風潮もあつた。梁の劉勰の『文心雕

龍（諧謔篇）に、「魏文 俳説に因つて以て笑書を著す」というのは、「宋定伯」「細腰」などの滑稽味のある話を含む『列異伝』のことかもしれない。確かに、曹丕は好奇心旺盛だったようで、繁欽の「与魏文帝賤」（『文選』巻四〇）に「竊かに惟ふに聖体は、兼く好奇を愛す」と言い、繁欽は十四歳の名歌手を見つけて推薦している。それに対して曹丕も「年始めて九歳、夢に神と通ず。寤めて悲吟し、哀声激切たり」という名歌手を知っている（『芸文類聚』巻四三引「答繁欽書」と負けずに答えている。さながら「奇」なるものの発掘競争である。弟の曹植も、『笑林』の撰者である邯鄲淳を相手に、「俳優小説数千言を誦した」（『三国志』王衛「劉傳伝裴注引『魏略』」）と伝えられている。また、張華の『博物志』（巻四物類）には、魏文帝が奇物を記録していたことが、晋・葛洪の『抱朴子』（内篇巻二論仙篇）には、曹丕・曹植兄弟ともに仙術を信じたという話が載せられている。「人各おの好尚有り」「街談巷説、必ず采る可きもの有り、……匹夫の思い、未だ軽んじ棄て易からざるなり」（『文選』巻四二曹植「与楊徳祖書」というこの時期における価値観の多様化は、超自然現象の怪異譚をも排除することはなかった。天子自らが敬遠されていた鬼の話を著録した書物の撰者となつても、何等不思議ではない。

魯迅の『古小説鈎沈』には、『列異伝』として四十九話を輯録しているが、二話は類書の『列仙伝』の誤記として削除すべきものであり、新たに増補すべきものの二話を加えると、現在輯佚できるものは計四十九話となる。その半数余りの二十五話は、通行二十巻本『搜神記』にほぼ同内容で収録されている。もと三巻本（『隋志』・『旧唐志』）であった『列異伝』が、一巻本（『新唐志』）に減り、やがて散逸してしまったのは、恐らくこのように各話が後統の志怪書に吸収されたことによるのであろう。

前稿の「魯迅輯『古小説鈎沈』研究課題」（大阪教育大学日本アジア言語文化コース『彙報』第二号 一九八九年）で指摘したように、『古小説鈎沈』の校定には不十分な点がある。そこで本稿では、各類書に引用されている六朝志怪を再検討し、『古小説鈎沈』をより完成度の高いものにしようと試みた。併せて、年代・地名・人名・語彙などに対す

る注釈、全文の日本語訳、及び類話の指摘などの考察を付し、六朝古小説研究の基礎資料としたい。

なお、近年、魯迅自筆の『古小説鈎沈』の原稿が影印出版された。各種類書に残る古小説の断片をつなぎあわせるという複雑な作業を、わずか二年足らずのうちに完成させ、整然とまとめ上げられた原稿を見て、魯迅のこの研究に対する情熱に改めて驚嘆させられる。当然、この手稿本も校勘の資料として参照した。

〔テキスト〕

・魯迅全集第八卷『古小説鈎沈』所収『列異伝』（一九四八年第三版 魯迅全集出版社）

△参照本▽

・魯迅手稿本『古小説鈎沈』（魯迅輯校古籍手稿）第三函 一九九四年 上海古籍出版社）

・魯迅全集紙版重印『古小説鈎沈』（一九五四年第四版 人民文学出版社）

・魯迅三十年集6『古小説鈎沈（上）』（一九六七年 新芸出版社）

・魯迅全集第8卷『古小説鈎沈』（一九七三年 人民文学出版社）

〔本文の校勘に使用した文献〕

・『史記』索隱

中華書局標点本

・『三國志』裴松之注

中華書局標点本

・『後漢書』李賢注

中華書局標点本

・『水経注』

楊守敬纂疏・熊会貞參疏水経注疏本

・『齊民要術』

四部叢刊初編本

・『芸文類聚』

汪紹楹校 上海古籍出版社本

・『初学記』

中華書局点校本

・『北堂書鈔』

孔氏三十三万卷影鈔本

・『文選』李善注

胡克家重雕宋淳熙本

・『法苑珠林』

大正新脩大藏経本

・『敦煌本類書残卷』

『敦煌宝蔵』伯2526「修文殿

・『太平広記』

中華書局点校本

御覽残卷」

・『太平御覽』

上海涵芬楼影印宋本複製重印本

- ・『類林雜說』 嘉業堂叢書本
- ・『文選』集注殘卷 京都帝国大学文学部景印本
- ・『太平寰宇記』 文海出版社景印本
- ・〔『列異伝』の注釈書・研究書〕
- ・鄭学改校注『列異伝等五種』 一九八八年 文化芸術出版社
- ・王国良著『六朝志怪小説考論』——『列異伝研究』—— 一九八八年 文史哲出版社
- ・〔『列異伝』の一部を含む注釈書・翻訳書・研究論文〕
- ・王汝濤主編『太平広記選（統）』 一九八二年 齊魯書社
- ・顧之京・佟徳真選訳『中国古代短編小説選』（上） 一九八二年 花山文芸出版社
- ・沈偉方・夏啓良選注『漢魏六朝小説選』 一九八二年 中州書画社
- ・李劍国著『唐前志怪小説輯釈』——『魏晉編第二』—— 一九八六年 上海古籍出版社
- ・滕雲選訳『漢魏六朝小説選訳』（上） 一九八六年 上海古籍出版社
- ・李格非・吳志達主編『文言小説』——『先奏』南北朝卷—— 一九八七年 中州古籍出版社
- ・馬蘭選注『古代志怪小説選』 一九八九年 湖南文芸出版社
- ・葉桂剛・王貴元主編『白話本中国古代十大志怪小説賞析』（上）——『樓風仙選稿』『列異伝』注釈、賞析—— 一九九二年 北京廣播学院出版社
- ・陸昕・郭力弓・任徳山主編『白話太平広記』 一九九三年 北京燕山出版社
- ・前野直彬訳『六朝・唐・宋小説集』（中国古典文学全集第6巻） 一九五九年 平凡社
- ・前野直彬・尾上兼英他訳『幽明録・遊仙窟他』（東洋文庫43） 一九六五年 平凡社
- ・『事類賦注』 冀勤・王秀梅・馬蓉校点 中華書局本
- ・鮑崇城校宋本『太平御覽』 光緒十八年版婦学海堂本

- ・高橋稔・西岡晴彦訳『六朝・唐小説集』（中国の古典32） 一九八二年 学習研究社
 - ・近藤春雄編著『中国の怪奇と美女——志怪・伝奇の世界——』 一九九一年 武蔵野書院
 - ・増田涉訳『中国小説史』（上） 一九六二年改版三刷 岩波書店
 - ・今村与志雄訳『中国小説史略』（魯迅全集11） 一九八六年 学習研究社
 - ・李劍国著『唐前志怪小説史』 一九八二年 南開大学出版社
 - ・曹文心著『建安小説考辨』 一九八八年 淮北煤師院学报（復印報刊資料一九八九・九所収）
 - 〔『搜神記』の参考文献〕
 - ・汪紹楹校注『搜神記』 一九七九年 中華書局
 - ・竹田晃訳『搜神記』（東洋文庫10） 一九六四年 平凡社
 - ・顧希佳選訳『搜神記』 一九八五年 浙江古籍出版社
 - ・楊振江選注『搜神記』 一九八六年 花山文芸出版社
 - ・黄滌明訳注『搜神記全訳』 一九九一年 貴州人民出版社
 - 〔古小説語彙の参考文献〕
 - ・森野繁夫・藤井守編『六朝古小説語彙集』 一九七九年 中国中世文学研究会
 - ・江藍生著『魏晋南北朝小説詞語匯釈』 一九八八年 語文出版社
- 『列異伝』校釈

* 黃帝葬橋山。山崩無尸、唯劍寫存①。〔御覽六百九十七（作列仙傳②）〕

【校異】 ①唯、鉤沈本作惟。據御覽改。②鮑崇城校本御覽作列異傳。

【注釈】 鳥 底を二重にしたくつ。「其の下を復ぬるを鳥と曰ふ。鳥は腊なり。礼を行ひ久しく地に立ち、或いは泥湿す。故に其の下を復ね、乾腊せしむ」(『釈名』積衣服)。「鳥は、木を以て履下に置く。乾腊にして泥湿を畏れざるなり」(『古今注』)。

【訓読】 黄帝 橋山に葬らる。山崩れ尸無く、惟だ劍鳥のみ存す。

【訳文】 黄帝は橋山に葬られた。山が崩れたが屍体は無く、ただ劍とくつだけがあった。

【補説】 『史記』五帝本紀「黄帝崩」の正義も「列仙伝」を引いて、「……還葬橋山、山崩、棺空、唯有劍鳥在棺焉。」と記す。この文を「列異伝」として引用したものは、鮑崇城校本『御覽』以外には見当たらないので、恐らく魯迅は鮑崇城校本『御覽』を見て、『列異伝』の佚文としたのであろう。しかし、この話は『列仙伝』である可能性が強いので、本訳注では『列異伝』の佚文とは見なさず、通し番号をつけなかった。なお古今逸史本『列仙伝』(巻上)はこの部分を「還葬橋山。山崩、棺空、無尸、唯劍鳥在焉」と記す。

1 秦穆公時①、陳倉人掘地得異物②。其形不類猪③、亦不似羊④、衆莫能名⑤。牽以獻穆公⑥、道逢二童子⑦。童子曰⑧、「此名爲媼⑨。常在地下食死人腦⑩。若欲殺之、以柏插其頭⑪。」媼復曰⑫、「彼二童子⑬、名爲陳寶⑭。得雄者王、得雌者霸⑮。」陳倉人捨媼⑯、逐二童子⑰。童子化爲雉⑱、飛入乎林⑲。陳倉人告穆公⑳。穆公發徒大獵㉑、果得其雌㉒。又化爲石。置之汧渭之間、至文公㉓、爲立祠㉔、名陳寶。雄飛南集㉕。今南陽雒縣其地也㉖。秦欲表其符、故以名縣。每陳倉祠時㉗、有赤光長十餘丈、從雉縣來㉘、入陳倉祠中㉙、有聲如雄雉㉚。(類聚九十。書鈔八十九(引末五句耳)。史記封禪書索隱。御覽九百十七、三百七十五、九百五十四(作列異記)。廣記四百六十一)

【校異】 ①史記索隱、御覽三七五、九五四竝無秦穆公時四字。②史記索隱無掘地二字。類聚、廣記、御覽九一七竝

無異字。御覽三七五作陳倉有得異物。御覽九五四作陳倉人有得異物者。③猪、鉤沈本作狗。今據御覽三七五、九五四改。鮑崇城校本御覽九五四作狗。④御覽三七五無亦字。以上二句類聚、廣記、御覽九一七竝作若羊非羊若猪非猪。⑤御覽三七五無衆字。類聚、廣記、御覽九一七竝無此四字。以上三句史記索隱無。⑥穆、御覽九一七作諸。御覽三七五作以獻秦穆公。史記索隱作以獻之。⑦逢、史記索隱、御覽三七五作遇。以上二句御覽九五四無。⑧童上御覽九五四有二字。史記索隱、廣記、御覽三七五竝無童子二字。曰、史記索隱作云。⑨廣記作此爲媼述。媼、御覽三七五作媼述、注云、媼音襖。史記索隱作媼。御覽九五四無名字。⑩史記索隱無常字。下、類聚、御覽九一七無、廣記作中。⑪插、御覽九一七作捶、御覽三七五作燒。頭、類聚、廣記、御覽九一七作首。御覽九五四作使柏葉插其頭。以上二句史記索隱無。⑫廣記無復字。史記索隱作媼乃言。此句以下御覽三七五、九五四不引。⑬彼、廣記作此。類聚、御覽九一七無字字。⑭陳、廣記作鷄。史記索隱無爲字。⑮霸、史記索隱作伯、殿版史記作霸。⑯媼、廣記作之。史記索隱無此句。⑰史記索隱作乃逐童子。⑱童子、廣記作二童、御覽九一七無字字、史記索隱無此二字。⑲乎、鉤沈本作平。據類聚、御覽九一七改。鮑崇城校本御覽九一七作平。廣記作於。⑳史記索隱無此句。㉑廣記無穆公二字。史記索隱作秦穆公大獵。㉒得、史記索隱作獲。類聚無其字。雌、御覽九一七作雉。㉓史記索隱無此三句。㉔廣記無爲字。㉕雄下廣記有者字。御覽九一七無此句。史記索隱亦無此句、以下作祭有光雷電之聲雄止南陽有赤光長十餘丈來入陳倉祠中二十四字。㉖廣記作今南陽雉飛縣即其地也。此句以下廣記不引。㉗書鈔無每字。倉、御覽九一七作寶。㉘縣、書鈔作城。㉙倉、鉤沈本作寶。據類聚、書鈔改。御覽九一七作入陳祠中。㉚雉、鉤沈本作鷄。據書鈔、御覽九一七改、類聚作雌。聲上書鈔有音字。

【注釈】 秦穆公 前六五九く前六二一在位。春秋五霸の一人。陳倉 古の県名。今の陝西省宝鶏市の東にあつた。『漢書』地理志上右扶風の二十一県の一つ。媼 怪物の名。『宋書』符瑞志上は「媼」に作る。徒 徒刑（罪人を勞役に服させる刑罰）に服して人夫として使われている人。汧渭之間 汧水と渭水の間。汧水は、陝西省隴県の西

北の沂山の南麓に源を発し、渭水に注ぐ。文公 秦の文公。前七六五〜前七一六在位。穆公よりも百年余も以前であり、この文には時代的な誤りがある。『史記』秦本紀には、「文公十九年（前七四七）得陳寶」とあり、『史記』封禪書、『漢書』郊祀志上、『史記』秦本紀正義引『太康地志』、『水經注』卷三一渭水、『文選』卷八「羽獵賦」李善注引『太康記』に引くこの話は、いずれも文公の時のこととしており、穆公の名は見えない。『搜神記』卷八（第二二三話）、『宋書』符瑞志上、任昉『述異記』下は「列異伝」と同じ。集 とどまる。『毛詩』唐風鶉羽「集于苞栩」毛伝に「集は止なり」とある。雒縣 古の県名。今の河南省南召県の南。『漢書』地理志上南陽郡の三十六県の一つ。

【訓読】 秦の穆公の時、陳倉の人 地を掘り異物を得。其の形は猪に類せず、亦羊に似ず、衆能く名づくる莫し。牽きて以て穆公に獻せんとし、道に二童子に逢ふ。童子曰く、「此れ名を媼と為す。常に地下に在りて死人の脳を食ふ。若し之を殺さんと欲せば、柏を以て其の頭に挿せ」と。媼復た曰く、「彼の二童子、名を陳宝と為す。雄を得る者は王たり、雌を得る者は霸王たり」と。陳倉の人 媼を捨てて、二童子を逐ふ。童子化して雉と為り、飛びて林に入る。陳倉の人 穆公に告ぐ。穆公 徒を發し大いに獵りし、果して其の雌を得。又化して石と為る。之を沂渭の間に置く。文公に至りて、為に祠を立て、陳宝と名づく。雄は飛びて南に集まる。今の南陽の雒縣は其の地なり。秦其の符を表さんと欲し、故に以て県に名づく。陳倉に祠つる時毎に、赤光有り長さ十余丈、雒縣より来たり陳倉の祠中に入り、声有りて雄雉の如し。

【訳文】 秦の穆公の時、陳倉の人が地面を掘り異様な物を得た。其の形は猪の類いではなく、また羊にも似ておらず、誰も名前をつけることができない。穆公に献上しようとして引張っていると、途中で二人の童子に出会った。童子は、「これは媼というものです。いつも地下にいて死人の脳を食べています。もしこれを殺したいと思うなら、その頭に柏を挿しなさい」と言う。すると媼が、「あの二人の童子は、名を陳宝と言います。雄を得た者は王となり、雌を得た

者は霸者になれます。」と言った。陳倉の人は媼を捨てて、二人の童子を追いかけた。童子は雉に変化して、飛んで林の中へ入り込んだ。陳倉の人は穆公に告げた。穆公は人夫を駆り出して大規模な狩りを行い、思惑どおりその雌を捕まえた。するとまた変化して石になった。そこでそれを泃水と渭水の間に置いた。文公の時代になって、祠を立てて、陳宝と名づけた。雉は飛んで南に止まった。今の南陽の雉県がその地である。秦はその瑞祥を明らかにしようとして、県の名としたのである。陳倉で祀りを行うたびに、長さ十丈余りの赤い光が、雉県からやって来て、陳倉の祠の中に入り、雉の雉のような鳴き声がした。

【補説】 この「陳宝祠」に関する話は、『搜神記』巻八(第三三三話、『史記』秦本紀正義引作『搜神記』)、任昉『述異記』下(『事類賦』二五引同)、『史記』封禪書、『漢書』郊祀志上、『宋書』符瑞志上、『史記』秦本紀正義引、『太康地志』、『水経注』三一渭水、『文選』巻八「羽獵賦」李善注引、『太康記』、『事類賦注』巻二六引、『三秦記』にも記載されている。その内、『搜神記』、『宋書』、『水経注』は、後漢の光武帝の瑞祥にもなったことを追加している。『述異記』は、墓上に柏ばくを植える謂れとしている。

「陳宝祠」は、陳倉の名所となっており、『文選』巻二張衡「西京賦」に「右には隴坻の隘有り、華戎を隔て関り、岐梁汧雍、陳宝の鳴鷄在り」と詠み込まれ、『水経注』巻一七渭水にも「県に陳倉山有り、山上に陳宝鷄鳴祠有り」と記されている。また、『北齊書』文苑伝の樊遜の「対策」には、「鳳皇の書」の対として「宝鷄の瑞」という言葉が使われている。

もともと秦の覇者となる瑞祥説話であったと思われるこの話は、石が陳宝の神として祀られるようになってから別の展開をみせている。『漢書』郊祀志上臣瓚注に、「陳倉県に宝夫人祠有り。或いは一歳二歳に葉君と合ふ。葉君神の来る時、天之れが為に殷殷として雷鳴し、雉之れが為に雉ひくなり」(『史記』封禪書集解引同)とあり、『史記』封禪書索隱も「列異伝」を引用した後に、「所以に代俗之を宝夫人祠と謂ふは、抑そも由有るなり。葉は県名、南陽に在り。

葉君は即ち雄雉の神なり。故に時に宝夫人の神と合ふなり」と言う。「宝夫人」「葉君」は、他書に未見であるが、女神と男神が期を決めて会うという七夕説話的に語られるようになっていたことが窺われる。

2 武都故道縣有怒特祠。云、『神本南山大梓也。』昔秦文公二十七年伐之、樹瘡隨合。秦文公乃遣四十人持斧斫之、猶不斷。疲士一人、傷足不能去、臥樹下。聞鬼相與言、曰、『勞攻戰乎。』其一曰、『足爲勞矣。』又曰、『秦公必持不休。』荅曰、『其如我何。』又曰、『赤灰跋於子、何如。』乃默無言。臥者以告。令士皆赤衣、隨所斫以灰跋。樹斷、化爲牛入水。故秦爲立祠。〔水經注十七渭水〕

【注釈】 武都 漢の武帝が置いた郡の名（『後漢書』郡国志五）。今の甘肅省武都県一帯。 故道縣 武都郡にあつた県。『後漢書』郡国志五劉昭注に、「干宝『搜神記』に曰く、怒特祠有り、秦鹿頭騎を置くは此より起る」という。

特 雄牛。 南山 秦嶺山脈。 秦文公 第一話を参照。 鬼相與言 ここでは形の見えない物の怪を「鬼」と言っている。もう一方の鬼は樹の精霊を指す。『搜神記』は、この句を「鬼語樹神」に作り、樹の精霊の方を「神」としている。『録異伝』は『搜神記』と同じ、『玄中記』は「樹」とする。 足爲勞矣 『搜神記』は、この句を「何足爲勞」（何ぞ勞と爲すに足らん）に作り、『列異伝』とは逆の意味になっている。 赤灰 鄭氏の注釈では、「火の完全に消えていない熱い灰」とするが、下文に「赤衣」と「灰」が別々に記されているので、「赤」の下に脱文があると判断した方が適切だと思われる。『搜神記』では、この部分を「秦若使三百人被髮、以朱絲纒樹、赭衣灰塗汝、汝得不困耶」に作る。

【訓読】 武都故道県に怒特祠有り。云ふ、「神は本 南山の大梓なり」と。昔 秦の文公の二十七年之を伐るに、樹瘡隨ひて合す。秦の文公乃ち四十人を遣はして斧を持ちて之を斫らしむるも、猶ほ断たず。疲士一人、足を傷つけ去る能はず、樹下に臥す。鬼相与に言ふを聞く、曰く、「攻戦に勞るるか」と。其の一曰く、「勞と爲すに足れり」と。

又曰く、「秦公必ず持して休めず」と。答へて曰く、「其れ我を如何せん」と。又曰く、「赤灰もて子を跋まば、何如」と。乃ち黙して言ふ無し。臥せし者以て告ぐ。土をして皆赤衣もて、斫る所に随ひて灰を以て跋ましむ。樹断たれ、化して牛と為り水に入る。故に秦為に祠を立つ。

【訳文】 武都郡故道県に怒特祠が有る。その神はもともと南山の大きな梓であつたという。昔、秦の文公の二十七年（前七三九）に、それを伐らうとしたが、伐るたびに切り口がふさがつてしまつた。秦の文公はそこで四十人を派遣して斧を持って斫らせたが、それでもやはり断ち切れなかつた。一人の疲れた士卒が足を怪我して帰ることができず、樹の下で横になつていたところ、鬼が語り合ふのが聞こえてきた。「戦つて疲れたか。」「本当に疲れた。」「秦公はきつと止めないぞ。」「わしをどうしようというのか、どうにもできないよ。」「赤い（服を着た人に）灰をまいて踏みつけられたら、どうするのか。」「すると、もう一方の鬼は黙り込んでしまつた。士卒は、このことを報告した。（文公は）士卒たちに皆赤い衣服を着させ、斫るたびに切り口に灰をまいて踏ませた。樹は切り倒され、変化して牛になり川の中に入つていった。だから秦は祠を立てたという。

【補説】 これは、『史記』秦本紀文公二十七年に「伐南山大梓、豐大特」と記されていることに関する話である。集解引徐広注に、「今武都故道有怒特祠。圖大牛、上生樹。本有牛從木中出、後見於豐水之中」と言い、正義引「括地志」も「録異伝」を引いてこの話を記す。（『会注考証』は「大梓」「豊」「大特」をそれぞれ戎の名とし、この怪異説話には従わない。）

その他、この話は次の第三話と併せて一話にして、『搜神記』卷十八（第四一五話、『後漢書』郡国志五劉昭注、『御覽』九〇〇、『事類賦注』二二引並作『搜神記』）、『玄中記』（『御覽』六八〇、九五八、『珠林』六八、『書鈔』一三〇引）、『録異伝』（『初学記』八、『史記』秦本紀正義引「括地志」、『御覽』四四、『寰宇記』三〇宝鶏県引）、八卷本『搜神記』卷三（稗海本）にも記されている。その内、「怒特祠」の語が見られるのは、『搜神記』だけである。『御覽』六

八〇は秦始皇帝、八卷本『搜神記』は武王の時のこととしている。

樹木の精霊と牛の關係については、『玄中記』に、「千歳の樹精は青羊と為り、万歳の樹精は青牛と為り、多く人間に出遊す」（『類聚』九四引）、『漢の桓帝の時、……此の青牛は是れ万年の木精なり』（『御覽』一三九、九〇〇引）とある。また、鬼と樹木の精霊との問答の形式は、『異苑』卷三の「亀と桑の話」にも伝承されている。

3 秦文公時①、梓樹化爲牛②。以騎擊之③、騎不勝④。或墮地⑤、髻解被髮⑥。牛畏之入水⑦。故秦因是置旄頭騎⑧、使先驅⑨。（後漢書光武帝紀下建武二十八年春正月李賢注（作魏文帝列異傳）。類聚九十四。書鈔一百三十。御覽三百四十一（作列仙傳））

【校異】 ①時、類聚作伐梓樹三字。②梓上御覽有有字。書鈔無樹字。③以、類聚作文公遣三字。④類聚無不勝二字。書鈔無騎字。⑤類聚無或字。墮、書鈔作隨、御覽作墜。御覽無地字。⑥被、書鈔作披。類聚無髻解二字。⑦水、御覽作河。此句下類聚有不出没豐水中六字。⑧是置、御覽作致。旄、書鈔作髦。⑨類聚作秦乃立怒特祠六字。

【注釈】 旄頭騎 旄はからうし、またはその尾毛。騎兵のざんばら髪がからうしの長い毛に似ていたところから「旄頭騎」と名づけた。漢代も秦の制度を踏襲して先駆けの騎兵として旄頭騎を置いていた。

【訓読】 秦の文公の時、梓樹 化して牛と爲る。騎を以て之を撃たしむるも、騎 勝たず。或は地に墮ち、髻解け被髮す。牛之を畏れ水に入る。故に秦は是れに因りて旄頭騎を置き、先驅せしむ。

【訳文】 秦の文公の時、梓の木が変化して牛となった。（文公は）騎兵に攻撃させたが、勝てなかった。ある者は地面に落ち、髻が解けざんばら髪になった。牛はこれを畏れ川の中に入った。このことから秦では旄頭騎を置いて、先駆けさせるようになったのである。

【補説】 この話は、第二話と併せて一話だったのかもしれないが、ここでは、それぞれ第二話は「怒特祠」の、第

三話は「旄頭騎」の謂れを記したものととして、『古小説鉤沈』の体裁にならって分けて記述した。

4 干將莫耶爲楚王作劍①、三年而成。劍有雄雌、天下名器也。乃以雌劍獻王、藏其雄者②。謂其妻曰、『吾藏劍在南山之陰、北山之陽。松生石上、劍在其中矣。王若覺、殺我。爾生男、以告之。』及至、王覺、殺干將。妻後生男、名赤鼻、具以告之③。赤鼻斫南山之松、不得劍。忽於屋柱中得之④。楚王夢一人、眉廣三寸、辭欲報讎。甚購求急、乃逃朱興山中。遇客、欲爲之報。乃刎首、將以奉楚王。客令鑊煮之、頭三日三夜跳不爛⑤。王往觀之、客以雄劍倚擬王、王頭墮鑊中。客又自刎、三頭悉爛、不可分別。分葬之、名曰、『王家⑥。』(御覽三百四十三(作列士傳、注云、列異傳曰、莫耶爲楚王作劍、藏其雄者、搜神記亦曰、爲楚王作劍、餘悉同也。))

【校異】①耶、鉤沈本作邪、據御覽改。御覽引列士傳楚王作晉君、據御覽注改、下文晉君・君皆改楚王・王。②藏、御覽引列士傳作留、據御覽注改。③鉤沈本無具以二字、據御覽引列士傳補。④忽、御覽引列士傳作思、鮑崇城校宋本御覽作忽。⑤夜、御覽引列士傳作日、李氏輯釋校注云、按鮑本作三夜、書鈔卷一二二引列士傳亦作三夜、據正。⑥冢、御覽引列士傳、鉤沈本並作冢、據一九七三年版鉤沈改。

【注釈】干將莫耶 干將は姓、莫耶は名。『荀子』性惡篇、『莊子』達生篇、『戰国策』齊策五などでは、干將・莫耶(邪)ともに古の良劍の名となっている。『孝子伝』(『御覽』三四三引)、『吳越春秋』四闔閭内伝、『博物志』六では、干將を夫、莫耶をその妻の名としている。その国についても、楚(『列異伝』)、『搜神記』、『類林雜説』一引『孝子伝』)、吳(『吳越春秋』)、越絶書(『一外伝記宝劍』、『漢書』四八賈誼伝応劭注、『博物志』六)、晋(『御覽』三四三引)、『列士伝』、『孝子伝』)、韓(『文選』七「子虚賦」張揖注)と異聞が多い。松生石上 劍を隠した所を示す隠語。『搜神記』では、劍を見つける場面を、「於是子(赤鼻)出戸南望、不見有山、但觀堂前松柱下、石低(砥)之上、即以斧破其背、得劍」と記す。赤鼻 干將莫耶の子の名。『搜神記』は「赤比」に、『御

覽』三四三引『孝子伝』は「眉閒赤名赤鼻」に、『御覽』三六四引『吳越春秋』佚文、『類林雜説』一引『孝子伝』は「眉閒尺」に作る。眉廣三寸 眉の長さが三寸(約七・二センチ)ある。『搜神記』は「眉閒廣尺」に、『御覽』三六四引『列仙伝』(疑書名誤)は「眉閒一尺」に、『類林雜説』一引『孝子伝』は「眉閒闊一尺」に作る。朱興山 未詳。『搜神記』には山名はなく、「亡去入山」と記す。鑊 釜ゆでにする。鑊は足のない鼎。倚擬 寄せ当てる意。「擬」は、刀などを当てて切る手真似をする(比划)意。ここでは、劍を首に当てただけで切れてしまうという雄劍の鋭さを表現している。鄭氏は「拟是貼近的意思。以雄劍拟王、表现这个动作很轻巧利索、跟挥・砍等使劲的动作不同」と言う。江氏の『魏晋南北朝小説詞語匯釈』には、「拟特指以刀・箭等武器对着目标比划」と言い、四例を挙げて「以上拟字皆指以武器对着某人或某处」「拟作比划讲、唐五代仍然沿用」と指摘する。

【訓読】 干将莫耶 楚王の為に劍を作り、三年にして、成る。劍に雄雌有り、天下の名器なり。乃ち雌劍を以て王に献じ、其の雄なる者を蔵す。其の妻に謂ひて曰く、「吾 劍を蔵し南山の陰、北山の陽に在り。松 石の上に生じ、劍其の中に在り。王若し覚らば、我を殺さん。爾 男を生まば、以て之を告げよ」と。至るに及び、王覚り、干將を殺す。妻後に男を生み、赤鼻と名づけ、具に以て之に告ぐ。赤鼻 南山の松を斫るも、劍を得ず。忽ち屋柱の中に於いて之を得。楚王夢に一人、眉の広さ三寸なるもの、辞して讎に報いんと欲す。購求すること甚だ急、乃ち朱興山の中に逃る。客に遇ふに、之が為に報いんと欲す。乃ち首を刎ね、将ちて以て楚王に奉ず。客鑊もて之を煮しむるも、頭三日三夜跳りて爛れず。王往きて之を觀るに、客 雄劍を以て倚りて王に擬し、王の頭 鑊中に墮つ。客又自ら刎ね、三頭悉く爛れ、分別すべからず。分ちて之を葬り、名づけて「三王家」と曰ふ。

【訳文】 干将莫耶は楚王の為に劍を作り、三年かかって完成した。劍には雌雄が有り、天下の名器である。雌劍を王に献上し、雄劍は隠しておいた。そして、妻に向かつて、「わしは劍を南山の北、北山の南に隠した。松が石の上に生えており、劍はその中にある。王がもし(劍を隠したことに)気づけば、わしを殺すであろう。おまえが男子を生

んだら、このことを告げよ」と言った。(王宮に)着くと、王は(劍を隠したことに)気づき、干将を殺した。その後妻は男子を生み、赤鼻と名づけ、そのことを詳しく話した。赤鼻は南山の松を斫ったが、劍を見つけることはできなかった。ふとしたことから家の柱の中にそれを見つけた。楚王は夢に一人の眉の広さが三寸ある者が、仇を討ちたいと告げるのを見た。(楚王は夢に見た人物を)懸賞をかけて大変厳しく捜させたので、(赤鼻は)朱輿山の中に逃げ込んだ。客人に出会い、(客人は)彼のために仇を討つてやろうという。そこで(赤鼻は自分で)首を刎ね、(客人はその首を)持って楚王に献上した。客人はその首を釜ゆでにさせたが、頭は三日三晩おどりはねて爛れなかった。王がそれを見に行き(釜の中を覗くと)、客人は雄劍を王の首に当てた。すると王の(首が切れて)頭が釜の中に落ちた。客人も自ら自分の首を刎ね、(釜の中では)三つの頭が皆爛れ、どれが誰か見分けることができなくなった。そこでそれぞれ分けて葬り、三王家と呼ばれた。

【補説】 この話の事柄は、注釈に指摘したように、種々の文献に散見しているが、報讎譚としてまとめられたのは、漢・劉向の『列士伝』(『書鈔』一二二、『御覧』三四三引)に始まり、『列異伝』、『搜神記』へと継承されている。また、『孝子伝』(『御覧』三四三引、『類林雜説』一引)などにも収録されており、「眉間尺故事」として中国古代の代表的民間説話となっている。明の『五朝小説』では、「楚王鑄劍記」と題され、魯迅はこれらの民間説話をもとに「鑄劍」という小説を書いている。唐宋までの資料については、李劍国『唐前志怪小説輯釈』に詳しい。また、高橋稔氏に、「眉間尺故事——中国古代の民間伝承」(『中国の古典文学——作品選読——』東京大学出版会一九八一年)などの論考がある。この説話の展開については、細谷草子「干将莫耶説話の展開」(東北大『文化』三三一九七〇年)に詳しい。

5 魏公子無忌曾在室中讀書之際、有一鳩飛入案下、鶴逐而殺之。忌忿其驚戾①、因令國內捕鶴、遂得二百餘頭。忌

按劍至籠曰、『昨殺鳩者②、當低頭伏罪③。不是者、可奮翼。』有一鷓俯伏不動。〔廣記四百六十〕

【校異】 ①鷓、鉤沈作搏擊、據廣記改。廣記校注云、原作擊搏、據明鈔本改。②殺、鉤沈作擲、據廣記改。廣記校注云、原作擲、據明鈔本改。③伏、鉤沈作服、今據廣記改。

【注釈】 魏公子無忌 戦国時代の四公子の一人である信陵君（前二四三）。『史記』卷77に伝がある。鷓 はしたか。鷹の一種。鷓 粗暴で道理にもとること。鷓 はし

【訓読】 魏の公子無忌 曾て室中に在りて書を読むの際、一鳩有り飛びて案下に入り、鷓逐ひて之を殺す。忌 其の鷓なるを忿りて、因りて国内に令して鷓を捕へしめ、遂に二百余頭を得。忌 劍を按じ籠に至りて曰く、『昨鳩を殺せし者は、当に頭を低れて罪に伏すべし。是れにあらざる者は、翼を奮ふべし』と。一鷓の俯伏して動かざるもの有り。

【訳文】 魏の公子無忌が、ある時室内で読書をしていたところ、一羽の鳩が飛んで来て机の下に入り、はしたかが追ってきた鳩を殺した。無忌はその粗暴な行為を怒り、そこで国中に命令してはしたかを捕まえて、二百頭余りを得た。無忌は剣のつかに手をかけ籠に近づいて言った、『昨日鳩を殺した者は、頭を低れて罪に伏すべきだ。そうでない者は、飛び去つてよろしい』と。一羽のはしたかが俯いたまま動かかなかった。

【補説】 この話は、「人と為り仁にして士に下る」（『史記』卷七七）と評される信陵君の人柄を伝える逸話である。『類聚』六九、九一、『御覽』九二六引『列士伝』と同内容であるが、文は異なる。『類聚』九一引は次のようになっている。（『御覽』九二六引は『類聚』九一引とほぼ同じ。）

魏公子無忌方食、有鳩飛入案下。公子使人願望、見一鷓在屋上飛去。公子乃縱鳩①、鷓逐而殺之。公子暮爲不食曰、『鳩避患歸無忌、競爲鷓所得②。吾負之。爲吾捕得此鷓者、無忌無所愛。』於是左右宣公子慈聲旁國、左右捕得鷓二百餘頭③、以奉公子。公子欲盡殺之④、恐有辜⑤、乃自按劍至其籠上曰⑥、『誰獲罪無忌者耶。』一鷓獨

低頭、不敢仰視。乃取殺之、盡放其餘。名聲流布、天下歸焉⑦。(①鳩下御覽有令出二字。②競、御覽作竟。③二、御覽作三。④御覽無之字。⑤有、御覽作無。⑥按、御覽作案。⑦流布、御覽作布流。)

『類聚』六九引(作『烈士伝』)は、「魏公子方食、有鳩飛入其案下。公子怪之、『此有何急、來歸無忌耶。』使人於殿下視之。左右顧望、一鷓在屋上而飛。」と、冒頭の部分を記すのみである。また、『論衡』書虚篇にも「傳書稱」(『御覽』九二六引作『儒書稱』)として、この話を次のように記す。

魏公子之德、仁惠下士、兼及鳥獸。方與客飲、有鷓擊鳩。鳩走、巡於公子案下。鷓追擊、殺於公子之前。公子恥之、即使人多設羅、得鷓數十枚、責讓以擊鳩之罪。擊鳩之鷓、低頭不敢仰視、公子乃殺之。

もちろん王充は、この話を是認しているのではない。「世之れを称して曰く、『魏公子 鳩の為に仇を報ず』と。此の言虚なり。」と言ひ、次のように反論している。

鳥には人の心も言葉も通じないのだから、鷓(はやぶさ)に頭を垂れさせ自責の念を抱かせることなどできないし、鷓の数は多いのにこの鳩を殺した鷓を見つかることもできない。かりに頭を垂れることができるなら、聖鳥であり、公子の言行を知っているはずだから、公子の前で鳩を殺したりなどしないはずである。或いは、鷓を捕まえた時に頸が折れて頭を垂れて仰視できなくなったのかもしれない。公子の恵み深い人柄をたたえて、鷓が罪に服したといったのであろう。

そして、最後に、「蓋し言語の次、空しく虚妄の美を生じ、功名の下に、常に非実の加はる有り」と論じている。王充は、それを否定するために、当時伝承されていた多くの怪異譚を『論衡』の中に記載している。王充の意図には反するが、『論衡』は『列異伝』などの志怪書が登場する以前の怪異譚を知る上で、興味深い書物である。

6 魯少千者、得仙人符。楚王少女英爲魅所病①、請少千。少千未至數十里、止宿。夜有乘輦蓋車、從數千騎來。自

稱伯敬、候少千。遂請内酒數楹、肴饌數案。臨別言、『楚王女病、是吾所爲。君若相爲一還、我謝君二十萬。』千受錢、卽爲還、從他道詣楚、爲治之。於女舍前、有排戸者。但聞云、『少千欺汝翁。』遂有風聲西北去、視處有血滿盆。女遂絕氣、夜半乃蘇。王使人尋風、於城西北得一死蛇。長數丈、小蛇千百、伏死其旁。後詔下郡縣、以其日月、大司農失錢二十萬、太官失案數具。少千載錢上書、具陳說、天子異之。(廣記四百五十六(題云楚王英女))

【校異】 ①鈎沈本無英字、據廣記補。

【注釈】 魯少千 『搜神記』卷一(第一四話)に、「魯少千者、山陽人也。漢文帝嘗微服懷金過之、欲問其道。」とあり、漢の文帝の時の人であることがわかる。『抱朴子』八積滯篇(少千之効伯率)、一二辨問篇(少千執百鬼)、一九遐覽篇(諸符則有……少千三十六將軍符)にも、その名が見える。 楚王少女英 『広記』の題では「楚王英女」と記し、本文と異なる。どちらが正しいかは不明。 鼈蓋車 鼈甲の蓋(おおい)をつけた車。 欺汝翁 鄭氏注に、「汝翁、自称。是一种傲慢自大的口气」と言う。 視處 鄭氏注に、「視下疑脫其字」と言う。 大司農 漢代の国の財政を司る役所の長官。 太官 宮中の食事を司る役所。

【訓読】 魯少千なる者、仙人の符を得。楚王の少女英 魅の病む所と爲り、少千に請ふ。少千未だ至らざること數十里にして、止宿す。夜 鼈蓋車に乗り、數千騎を従へて来るもの有り。自ら伯敬と稱し、少千を候ふ。遂に請ひて酒數楹、肴饌數案を内る。別れに臨んで言ふ、「楚王の女の病は、是れ吾の爲す所なり。君若し相爲に一たび還らば、我 君に二十万を謝せん」と。千 錢を受け、即ち還るを爲し、他道より楚に詣り、爲に之れを治す。女の舍前に於いて、戸を排く者有り。但だ聞く、「少千 汝が翁を欺けり」と云ふを。遂に風声有り西北に去り、視る処に血有り盆に滿つ。女遂に氣を絶ち、夜半に乃ち蘇る。王 人をして風を尋ねしめ、城の西北に於いて一死蛇を得。長さ數丈、小蛇千百ありて、其の旁に伏し死す。後 詔して郡県に下すに、其の日月を以て、大司農 錢二十万を失ひ、太官 案數具を失へり。少千 錢を載せ上書し、具に陳説し、天子之を異とす。

【訳文】魯少千という者が、仙人のおふだを得た。楚王の幼い娘の英が物の怪にとり憑かれて病気になる、少千に治療を頼んだ。少千は宮殿に着く数十里手前で、宿をとった。夜、鼈蓋車に乗り、数千騎を従へて来たものいた。自ら伯敬と名乗り、少千に挨拶した。そして、許しを請うて酒数樽、料理数卓を並べた。別れ際に言うには、「楚王の女の病は、私の仕業です。あなたがもし引き返して下さるならば、わたしはあなたに二十万銭のお礼をします」と。少千は銭を受け取り、すぐに引き返すようなふりをして、別の道から楚（の宮殿）を訪ね、王女の病を治療した。王女の部屋の前で、戸を開ける者がいた。ただ、「少千、わしを騙したな」と言うのが聞こえた。そして、風の音が西北に去って行き、（戸口を）見ると血がはちに満ちていた。王女は意識を失い、夜中になってやっと意識を取り戻した。王が風の行先を尋ねさせると、都城の西北で一匹の死んだ蛇を見つけた。長さ数丈あり、小さな蛇千数百が、そのそばで死んでいた。その後（天子が）各郡県に詔し（て調べさせ）たところ、その日に、大司農が銭二十万を失ひ、太官が料理数卓を失っていた。少千は銭を車に載せて（返し、天子に）上書し、ことの次第を詳しく述べた。天子はこれを不思議なことだと思つた。

【補説】この話は、他書には見えない。仙人が物の怪を退治することが、話の主旨ではあるが、蛇が女にとりつく憑きもの譚の要素も見られる。蛇と女に関する話については、拙稿「白蛇伝遡源考——六朝・唐・宋の蛇説話——」（『学大國文』三〇）で触れた。

7 任城公孫達、甘露中、爲陳郡①、卒官。將斂、兒及郡吏數十人臨喪。達有五歲兒②、忽作靈語③、音聲如父④、呵衆人云⑤、『哭止。吾欲有所道⑥。』因呼諸兒⑦、以次教戒⑧。兒悲哀不能自勝⑨。乃慰之曰⑩、『四時之運、猶有始終⑪。人物短脆⑫、焉當無窮⑬。』如此數千語⑭、皆成文章⑮。兒乃問曰⑯、『人死皆無知⑰。惟大人聰明殊特⑱、獨有神靈耶⑲。』荅曰⑳、『存亡之事、未易可言㉑。鬼神之事、非人知也㉒。』因索紙筆作書㉓、辭義滿紙。投地云㉔、『封

書與魏君幸。暮有信來^⑤、卽以付之。』其暮君幸果有信來。(御覽八百八十四。廣記三百十六)

【校異】 ①廣記無爲字。②達上御覽有公字。廣記無有字。③忽、御覽作欸。御覽無語字。④如、御覽作若。⑤鈞沈本無云字、據御覽補。⑥廣記無吾欲有所道五字。⑦御覽無因字。兒、廣記作子。⑧戒、廣記作誡。⑨兒下廣記有等字。⑩慰下廣記有勉字。⑪始、鈞沈本作所、據廣記改。御覽竝無所・始字。鮑崇城校本御覽作猶有所終。⑫物、廣記作脩。脆、廣記作殊。⑬鈞沈本無焉字、據御覽補。鮑崇城校本御覽無焉字。廣記作誰不致此。⑭廣記作語千餘言。⑮成、廣記作合。⑯乃、廣記作又。⑰死、廣記作亡。知上廣記有所字。⑱御覽無惟字。⑲廣記無獨字。鈞沈本無靈字、據廣記御覽補。⑳荅、廣記作答。㉑以上二句廣記無。㉒人、廣記作爾所二字。㉓鈞沈本作索紙作言、御覽作索紙作書、鮑崇城校本御覽書作言、據廣記改。㉔云、廣記作遂絕二字。以下四句廣記不引。㉕暮、鈞沈本作算、據御覽改。

【注釈】 任城公孫達 任城は県名。漢の東平国に属す(『漢書』地理志下)。今の山東省済寧市。公孫達及び魏君幸は史書に見えない。甘露 漢宣帝の時の年号。前五三〜五〇。甘露は三国魏の高貴卿公曹髦の時の年号(二五六〜二五〇)でもあり、鄭氏注はこちらをとり、「這一則所記异闻、已在曹丕死后」という。これは、魯迅が『中国小説史略』の中で『列異伝』について、「文中有甘露年閑事、在文帝後、或後人有増益、或撰人是假託、皆不可知」というのに従ったものと思われる。しかし、魯迅は『古小説鈎沈』の『列異伝』では、話を時代順に配列し、甘露年間の記述が見られるこの第七話と次の第八話を先秦と後漢の間に置いており、『古小説鈎沈』編集時には、甘露を漢宣帝の年号と考えていたことがわかる。楼氏の訳文は、漢宣帝の甘露年間としている。

陳郡 河南省淮陽県。周の陳国の地。漢の高祖十一年(前一九六)、淮陽国陳県となり(『漢書』地理志下)、後漢の章和二年(八八)に陳国陳県に改められ、後漢の末に陳郡となったという(『元和郡県図志』卷八)。「漢書」には陳郡の呼称は見当たらず、『後漢書』にも二箇所に見られるだけである。とすれば、この話は魏の甘露年間のこととも考えられ、真偽のほどは確かでないが、ここでは一応後漢末の通称で陳郡と記したとしておく。

臨喪 喪は死体の意。江氏『匯釋』に「喪作名詞尸体讲、见于六朝

小説」という。

【訓読】 任城の公孫達、甘露中、陳郡と為り、官に卒す。將に斂せんとし、兒及び郡吏數十人喪に臨む。達に五歳の兒有り、忽ち靈語を作し、音声父の如く、衆人を呵りて云ふ、「哭すこと止めよ。吾道ふ所有らんと欲す」と。因りて諸兒を呼びて、次を以て教戒す。兒悲哀し自ら勝ふ能はず。乃ち之を慰めて曰く、「四時の運、猶ほ始終有り。人物は短脆にして、焉んぞ当に窮まり無かるべけんや」と。此くの如き数千語、皆文章を成す。兒乃ち問ひて曰く、「人死すれば皆知無し。惟だ大人聡明殊特にして、独り神靈有るか」と。答へて曰く、「存亡の事、言ふべきこと易からず。鬼神の事、人の知るところに非ざるなり」と。因りて紙筆を索め書を作り、辭義紙に滿つ。地に投じて云ふ、「書を封じて魏君幸に与えよ。暮に信の來たる有れば、即ち以て之を付せよ」と。其の暮に君幸より果して信の來たる有り。

【訳文】 任城の公孫達は、甘露年間に、陳郡の太守となり、在任中に亡くなった。納棺に際して、子供や郡の役人たち數十人が亡骸の前にいた。達に五歳の息子がいたが、突然死者の魂がのりうつったことばを話し、父のような声で皆を叱つて、「泣くのを止めろ。わしは話したいことがある」と言った。そして子供たちを呼んで、順番に教え戒めた。子供たちは悲しみをこらえることができなかつた。すると子供たちを慰めて、「四時の運行でも、始めと終わりがあるのだ。人間はもろいもので、どうして永遠であることができようか」と言った。このように話した数千語は皆文章になつていた。子供たちはそこで尋ねた、「人は死ぬと皆知は無くなりませぬ。どうしてただお父上だけが特別聡明で、靈魂があるのでですか」と。達は答えた、「生死のことは、たやすく口にすべきものではない。冥界のことは、人知の及ぶところではないのだ」と。そして紙と筆を用意させて手紙を書き、文章は紙面いっぱいになつた。それを地面に投げて言った、「封をして魏君幸に与えよ。暮れに(魏君幸から)手紙がとどいたら、すぐにこれを(手紙を持ってきた使者に)渡しなさい」と。その暮れに果して君幸から手紙がとどけられた。

【補説】 この話は他書には見当たらない。『太平広記』卷三二「郭翻」(出所不明)も、この話と同様に、幼子が亡き父の声で「靈語」し、紙筆を求めて文章を書くことを記している。

8 漢中有鬼神欒侯、常在承塵上、喜食鮓菜①、能知吉凶。甘露中、大蝗起。所經處、禾稼輒盡。太守遣使告欒侯、祀以鮓菜。侯謂吏曰、「蝗蟲小事。輒當除之。」言訖、翕然飛出。吏髣髴其狀類鳩、聲如水鳥。吏還、具白太守。卽果有衆鳥億萬②、來食蝗蟲、須臾皆盡。(廣記二百九十二)

【校異】 ①書鈔一四六引云、漢川神常在承塵上煮食鮓菜。②鈞沈本無卽字、據廣記補。

【注釈】 漢中 郡名(『漢書』地理志上)。今の陝西省漢中市。承塵 ごみや塵が落ちないように座所の上に設けるちりうけ。『釈名』卷六釈牀帳に「承塵は上に施して、以て塵土を承くるなり」とある。鮓菜 塩漬けの魚肉と野菜。

【訓読】 漢中に鬼神欒侯有り、常に承塵の上に在り、喜んで鮓菜を食らひ、能く吉凶を知る。甘露中、大蝗起る。經し所の處、禾稼輒ち尽く。太守使を遣はし欒侯に告げ、祀るに鮓菜を以てせしむ。侯 吏に謂ひて曰く、「蝗蟲は小事なり。輒ち當に之を除くべし」と。言ひ訖り、翕然として飛び出づ。吏髣髴たるに其の状は鳩に類し、声は水鳥の如し。吏還りて、具に太守に白す。即ち果して衆鳥億萬有り、來りて蝗虫を食ひ、須臾にして皆尽くす。

【訳文】 漢中に欒侯という鬼神がいて、いつも承塵の上におり、塩漬けの魚肉と野菜を好んで食べ、吉凶を予知することができた。甘露年間、蝗が大発生し、その大群が通過するところは、穀物が食べ尽くされてしまっていた。太守は使者を派遣して欒侯に告げ、塩漬けの魚肉と野菜を供えて祭らせた。欒侯は使者の役人に、「蝗はたいしたことはない。すぐに取り除ける」と言った。言い終わると、ぱっと飛び出ていった。使者がおぼろげに見たところ、その形は鳩のようで、声は水鳥のようだった。使者は帰って詳細を太守に報告した。果せるかなすぐに億万の鳥がやって

来て蝗を食べ、少しの間に蝗を皆食べ尽くした。

【補説】 蝗害は、『漢書』五行志中之下、『後漢書』五行志三、『宋書』五行志四、『晉書』五行志下に記載され、『搜神記』卷一一(第二七二、二七三話)にも関連する話が収録されている。『太平広記』卷四七四「蝗」(出『朝野僉載』)にも、鳥の大群が一日で蝗を食べ尽くしたことを記す。また、承塵の上の神は、『搜神記』卷一八(第四二四話)にも見える。

9 西河鮮于冀①、建武中、爲清河太守、言出錢六百萬作屋②、未成而死。趙高代之、計功用錢、凡二百萬耳。五官黃秉功曹劉商③、言是冀所自取。便表沒冀田宅奴婢、妻子送日南。俄而白日冀鬼見入府④、與商秉等共計校⑤、定餘錢二百萬、皆商等匿。冀乃表自列付商上⑥。詔還冀田宅。(御覽八百三十六)

【校異】 ①于、御覽作子、今從鈎沈本・鮑崇城校本御覽。水經注卷九淇水作于。②御覽無作字、今從鈎沈本・鮑崇城校本御覽。水經注作公廨。③商、鈎沈本作商、據御覽改。鮑崇城校本御覽作商、下同。水經注作劉適。④鈎沈本無見字、據御覽補。鮑崇城校本御覽無見字。水經注作於是冀乃鬼見白日道從入府。⑤校、鈎沈本作較、據御覽改。鮑崇城校本御覽作較。⑥列、御覽作烈、今從鈎沈本・鮑崇城校本御覽。水經注作冀乃書表自理其略言……付高上之。

【注釈】 西河 郡名(『漢書』地理志下。『後漢書』郡国志五)。今の山西省離石県。鮮于冀 鮮于是復姓。鮮于冀及び趙高は史書にその名が見当たらない。建武 後漢光武帝の年号。二五〇五六。清河 郡名(『漢書』地理志上。『後漢書』郡国志二は清河国とする)。今の河北省清河県。五官 太守の属官の五官掾(『後漢書』百官志五)。功曹 太守の属官の功曹史(『後漢書』百官志五)。日南 郡名(『漢書』地理志下。『後漢書』郡国志五)。今のベトナム。計校 帳簿を調べる意。『水經注』は「與高及秉等對、共計校定」(趙高や黄秉らと向き合つて計算し調べてはつきりさせた)に作る。今『魯迅全集』の句読に従つたが、校定と解釈することも可能。餘錢二百萬 殘金が二

百万では計算が合わない。『水経注』は「四百萬錢」としているのに、「二」は「四」の誤りと思われる。冀乃表自列付商上 この句は文意が明確でないので、『水経注』のように、「冀乃書表自理。……付高上之」（冀はそこで上表文に自らの正しさを書いた。……高に渡して奉る。）に作るのがよいと思われる。

【訓読】 西河の鮮于冀、建武中、清河太守と為り、錢六百万を出して屋を作ると言ひ、未だ成らずして死す。趙高之に代り、功を計るに錢を用ふること、凡そ二百万のみ。五官の黄秉・功曹の劉商言ふ、「是れ冀自ら取る所なり」と。便ち表して冀の田宅奴婢を没し、妻子は日南に送る。俄にして白日冀の鬼見はれて府に入り、商秉等と共に計校し、余錢二百万は、皆商等匿すと定む。冀乃ち表して自ら列して商の上に付す。詔ありて冀の田宅を還さしむ。

【訳文】 西河の鮮于冀は、建武年間に、清河の太守となり、錢六百万を出して官舎を作ると言い、まだ完成しないうちに死んだ。後任の趙高が、仕事の程度から経費を計算したところ、二百万しかかかっていない。五官の黄秉と功曹の劉商が、「残りも冀が着服したのだ」と言った。（趙高は）そのことを上奏し冀の田畑・家屋・奴婢を没収し、妻子は日南に流されることになった。すると突然、白昼に冀の幽霊が現れて役所に入り、商や秉らと共に帳簿を調べ、残金二百万は、皆商らが隠匿していたことをはっきりさせた。冀はそこで上表して自らのことを陳述し罪は商らにあることを述べた。詔が下つて冀の田畑や家屋を返還させた。

【補説】 この話は、『水経注』（卷九淇水）に清河に関する「幽中之訟」の伝承として記載されている。

10 壽光侯者、漢章帝時人。効百鬼衆魅。有婦爲魅所病①、侯効得大蛇。又有大樹、人止之者死。鳥過亦死②。侯効、樹夏枯③、有蛇④、長七八丈、懸而死⑤。（御覽九百三十四）

【校異】 ①病、鉤沈本作疾、據御覽改。鮑崇城校本御覽作疾。②鉤沈本無鳥過亦死四字、據御覽補。③夏、鉤沈本作樹、據御覽改。鮑崇城校本御覽作樹。④有上鉤沈本有下字、據御覽刪。鮑崇城校本御覽有下字。⑤懸、鉤沈本作縣、

據御覽改。

【注釈】 壽光侯 『後漢書』方術伝下。李賢注には、「寿は姓なり」というが、鄭氏注は、寿光を県名（今の山東省寿光県）とし、侯となつた者の封地とする。 章帝 後漢の皇帝。七六〇八八在位。 効 術を使つて悪霊を取り締まる。 樹夏枯 『搜神記』『後漢書』は、「樹盛夏枯落」に作る。

【訓読】 寿光侯は、漢の章帝の時の人なり。百鬼衆魅を効す。婦有り魅の病む所と為り、侯 効して大蛇を得。又大樹有り、人之に止まる者は死す。鳥の過ぐるものも亦死す。侯 効するに、樹夏に枯れ、蛇有り、長さ七、八丈、懸かりて死す。

【訳文】 寿光侯は、漢の章帝の時の人である。諸々の魍魎魍魎を取り締まった。悪霊にとりつかれて病気になつた婦人がいたので、侯は術をかけて大蛇を捕まえた。また、人がその下に止まると死に、鳥がその上を通過すると死ぬという大木があつた。侯がその木に術をかけたところ、木は夏なのに枯れてしまい、長さ七、八丈の蛇が木にぶら下がって死んだ。

【補説】 この話は、『搜神記』卷二（第三二話）、『後漢書』方術伝下にも見える。両者ともにこの後に、章帝が寿光侯の術を試す話を載せている。『法苑珠林』卷三二は『搜神記』を引く。

11 蒼梧廣信女子蘇娥①、行宿高要鶴奔亭②、爲亭長龔壽所殺③、及婢致富④。取其財物⑤、埋致樓下⑥。交趾刺史周敞行部宿亭⑦、覺壽姦罪、奏之、殺壽。〔文選三十九江淹「詣建平王上書」李善注。御覽一百九十四。書鈔七十九〕
【校異】 ①蒼、御覽作倉。書鈔無廣信二字。②高要、文選李善注引要作安、據珠林引冤魂志改。御覽・書鈔無此二字。③書鈔作亭長殺之。④及、書鈔作并其二字。⑤御覽無其字。⑥致、御覽・書鈔作置。⑦敞、書鈔作勃。

【注釈】 蒼梧廣信 蒼梧郡広信県（『後漢書』郡国志五）。今の広西壮族自治区蒼梧県。 高安 漢代に高安の地名

は無い。『法苑珠林』卷七四引『冤魂志』、『太平寰宇記』卷一五九引『搜神記』は、高要県に作る。高要県は、『後漢書』郡国志五蒼梧郡の属県にあるので、「安」は「要」の誤りであろう。今の広東省高要県。鵠奔亭 『文選』『御覽』に引く謝承『後漢書』は「鵠巢亭」に、「珠林」引『冤魂志』は「鵠奔亭」に作る。『搜神記』はここと同じ。致富 婢の名。『搜神記』、『珠林』引『冤魂志』は「及婢一人、名致富」に作る。交阯刺史 『後漢書』郡国志五では、交阯郡は交州刺史部に属すが、『宋書』州郡志四に、「交州刺史、漢武帝元鼎六年開百越、交阯刺史治龍編。漢獻帝建安八年、改曰交州、治蒼梧廣信縣、十六年、徙治南海番禺縣。」とあり、建安八年（二〇三）までは「交阯刺史」で、龍編（ベトナム北部）に治所があったことがわかる。周敞 『搜神記』、『珠林』引『冤魂志』は、「何敞」に作る。何敞は『後漢書』卷四三に伝があり、後漢の章帝から和帝の時代の人である。行部 配下の郡県を巡視する意。

【訓読】 蒼梧広信の女子蘇娥、行きて高要の鵠奔亭に宿り、亭長龔寿の殺す所と為り、婢の致富に及ぶ。其の財物を取り、樓下に埋致す。交阯刺史周敞 宿亭に行部し、寿の姦罪を覺り、之を奏して、寿を殺す。

【訳文】 蒼梧郡広信県のむすめの蘇娥は、旅の途中に高要県の鵠奔亭に泊まり、亭長の龔寿に殺され、害は召使の致富にまで及んだ。（龔寿は）彼女の持ち物を奪って、樓の下に埋めた。交阯刺史の周敞は、宿場を巡視していて、寿の姦罪を見つけ、これを奏上して、寿を殺した。

【補説】 これは、『文選』李善注、『御覽』が引く謝承『後漢書』の文章であるが、その末尾にともに「列異傳曰、鵠奔亭」と記す（書鈔も同じ形式で引用するが、「謝承後漢書」を『漢書』に、「列異傳」を『異傳』に誤る）ことから、この話が『列異傳』にも収められていたことがわかる。その詳細は、『搜神記』卷一六（第三八四話）のように、蘇娥の幽鬼が敞に龔寿の残虐行為を訴えるというものだったのであろう。明・陶宗儀の『南村輟耕録』卷一四が後漢・応劭『風俗通』を引いて、「漢何敞爲鬼蘇珠娘、按誅亭長龔壽」と記しているので、『列異傳』より以前から伝承され

ていたと思われる。『列異伝』以後は、『搜神記』の他、『水経注』卷三七浪水、顔之推『冤魂志』に採録されている。また、『後漢書』卷八一独行伝王恽、『水経注』卷一八渭水、『冤魂志』にある「蔡亭女鬼」の話も同類である。資料は李氏『唐前志怪小説輯釈』——『搜神記』「鵠奔亭」——に詳しい。

12 故司隸校尉上黨鮑子都①、少時舉上計掾②、於道中遇一書生③。獨行無伴④、卒得心痛。子都下車爲按摩、奄忽而卒⑤。不知姓字⑥。有素書一卷⑦、銀十餅⑧。卽賣一餅以殯殮⑨、其餘銀以枕之⑩、素書著腹上⑪。哭之⑫、謂曰⑬、「若子魂靈有知⑭、當令子家知子在此。今奉使命⑮、不獲久留。」遂辭而去。至京師⑯、有驄馬隨之⑰。人莫能得近⑱、唯子都得近。子都歸、行失道。遇一關内侯家、日暮住宿⑲、見主人、呼奴通刺。奴出見馬、入白侯曰、「外客盜騎昔所失驄馬⑳。」侯曰、「鮑子都上黨高士、必應有語。」侯問曰㉑、「君何以致此馬㉒。」昔年無故失之。」子都曰、「昔年上計、遇一書生、卒死道中。」具述其事。侯乃驚愕曰、「此吾兒也。」侯迎喪開椁㉓、視銀書如所言㉔。侯乃舉家詣闕上薦㉕、子都聲名遂顯㉖。至子永孫豈㉗、竝爲司隸㉘。及其爲公㉙、皆乘驄馬㉚。故京師歌曰㉛、「鮑氏驄、三入司隸、再入公。馬雖疲㉜、行步工㉝。」〔類聚八十三。御覽二百五十、八百十二、八百九十七。事類賦注二十一。書鈔六十一、通典三十二引子永已下〕

【校異】 ①故、御覽八九七誤作胡。事類賦注無校尉上黨四字。子上、鈎沈本有宣字二字、校記云、二字事類賦注引有。但今事類賦注無此二字。②類聚・御覽二五〇・八一二無舉字。御覽八九七・事類賦注無掾字。③御覽八九七・事類賦注無中字。④無上、御覽二五〇有時字。御覽八九七・事類賦注無此句。⑤類聚・御覽八一二無而字。御覽八九七無而卒二字。卒、類聚・御覽二五〇・八一二作亡。⑥字、類聚・御覽二五〇・八一二作名。⑦御覽八一二無素字。⑧餅、御覽二五〇作餅、下同。⑨殮、類聚・御覽八一二作斂、御覽二五〇無。以下、御覽八九七・事類賦注有資字。⑩類聚無其字。御覽八一二無餘字。御覽八九七・事類賦注無銀字。御覽二五〇無以枕之三字。枕、類聚作坑。⑪素上、

御覽二五〇有及字。⑫哭、御覽二五〇作呪、御覽八九七・事類賦注作埋。事類賦注不引以下六句。⑬御覽二五〇無謂字。⑭若子、御覽八九七作子若。魂靈、鈎沈本作靈魂、據類聚・御覽改。知、類聚作智。⑮御覽二五〇無奉字。御覽八九七不引此句以下三句。⑯至上、御覽八九七・事類賦注有未字。類聚・御覽八一二不引此句以下。⑰聽、鈎沈本作駿、據御覽・事類賦注改。鮑崇城校本御覽二五〇作駿。⑱御覽八九七無此句。事類賦注不引此句以下四句。⑲暮、鈎沈本作算、據御覽二五〇改。御覽八九七・事類賦注無日暮二字。此下八句御覽八九七・事類賦注不引。⑳聽、鈎沈本作駿、據御覽二五〇、八九七改。鮑崇城校本御覽二五〇作駿。㉑御覽二五〇無問字。㉒御覽二五〇作若此乃吾馬。此下六句御覽八九七・事類賦注作子都因說之五字。㉓棹、鈎沈本作櫂、據御覽二五〇改。鮑崇城校本御覽二五〇作櫂、御覽八九七・事類賦注作棺。㉔御覽二五〇・八九七無所字。㉕家、御覽八九七作送。㉖聲名遂顯、御覽八九七作辟公府侍御史豫州牧司隸校尉十三字。以上二句事類賦注作侯乃薦子都辟公府至司隸。㉗事類賦注無至字。㉘竝、御覽八九七・事類賦注・書鈔・通典作俱。隸下、通典有校尉二字。㉙御覽八九七・通典無及字。爲、御覽八九七作在。書鈔・事類賦注無此句。㉚書鈔無皆字。乘上、御覽八九七・通典・事類賦注有復字。㉛書鈔・通典無故字。歌下、書鈔・通典・御覽八九七・事類賦注有之字。㉜疲、御覽八九七・事類賦注有復字。㉝工上、御覽二五〇有轉字。工、書鈔作通。

【注釈】 司隸校尉 漢の武帝の時に置かれ、都とその周辺を取り締まる警察の長官（『後漢書』百官志四）。上黨 郡名（『後漢書』郡国志五）。今の山西省東南部。鮑子都 鮑宣の子は字。『漢書』卷七二に伝がある。哀帝（前六〇前一位）の時、司隸校尉となる。次の平帝の時、王莽に付かず獄に繋がれて自殺した。上計掾 上計は毎年各郡から都に会計報告をさせるの制度のこと。その任に当たる官吏を上計掾・上計吏という。『後漢書』皇甫規にも「擧規上計掾」とある。素書 白絹に書いた書物。黄石公の兵法書或いは道教の書物を指していることもあるが、ここではその内容は不明。餅 丸く平らかなものを数える量詞。關内侯 爵位の一つ。都の近くに居て、国邑を持たない（『漢書』百官公卿表上）。通刺 名刺を出して主人に名を伝えてもらう。刺は木片に名前を記した

もの。迎喪 棺桶に入れて埋葬してあつた遺体を家に運んだこと。喪は遺体の意。第七話注参照。詣闕 宮殿に参内すること。上薦 天子に推薦すること。子永孫昱 鮑宣の子の鮑永と孫の鮑昱。『後漢書』卷二十九に伝がある。永は光武帝の時に司隸校尉となり、昱は光武・明・章帝の三朝に仕え司隸校尉・司徒・太尉となる。及其爲公 公は通常三公（後漢では司徒・太尉・司空）を指すが、それだと昱のことだけを言うことになり、下の「皆乘驄馬」と合わないので、ここでは高官の意とした。三入司隸 宣・永・昱の三代司隸校尉となつたことをいう。再入公 昱が司徒と太尉になつたことをいう。馬雖疲 何を意味するか不明。宣の自害や永の直諫による左遷を指すのであろうか。

【訓読】 故司隸校尉上党の鮑子都、少き時上計掾に挙げられ、道中に於いて一書生に遇ふ。独り行きて伴無く、卒に心痛を得。子都 車を下り為に按摩するも、奄忽として卒す。姓字を知らず。素書一卷、銀十餅有り。即ち一餅を売りて以て殯殮し、其の余銀は以て之を枕にし、素書は腹上に著く。之に哭して、謂ひて曰く、「若し子の魂靈知有らば、当に子の家をして子の此に在るを知らしむべし。今 使命を奉じ、久しく留まるを獲ず」と。遂に辞して去る。京師に至るに、驄馬有り之に随ふ。人能く近づくとを得る莫く、唯だ子都のみ近づくとを得。子都帰り、行くに道を失ふ。一関内侯の家に遇ひ、日暮れ住宿し、主人に見えんとし、奴を呼び刺を通ず。奴出でて馬を見、入りて侯に白して曰く、「外客昔失ひし所の驄馬に盜騎す」と。侯曰く、「鮑子都は上党の高士、必ず応に語有るべし」と。侯問ひて曰く、「君何を以て此の馬を致すか。昔年故無くして之を失へり」と。子都曰く、「昔年上計たりしとき、一書生に遇ふに、卒に道中に死せり」と。具に其の事を述ぶ。侯乃ち驚愕して曰く、「此れ吾が兒なり」と。侯 喪を迎へて樽を開き、銀書を視るに言ふ所の如し。侯乃ち家を挙げて闕に詣り上薦し、子都の声名遂に顕はる。子の永、孫の昱に至り、並びに司隸と爲る。其の公と爲るに及び、皆驄馬に乗る。故に京師歌ひて曰く、「鮑氏の驄、三たび入りて司隸に、再び入りて公たり。馬は疲ると雖も、行歩工なり」と。

【訳文】 故司隸校尉上党の鮑子都は、若い時上計の役に推挙され、上京する途中、一人の書生に出会った。書生は一人旅で伴もなく、急に心臓が痛くなった。子都は車を下りさすつてやったが、すぐに死んでしまった。名前はわからない。素書一卷、銀十枚を持つていた。そこで銀一枚を売つて埋葬の費用とし、残りの銀はその人の頭の下に置き、素書は腹上に置いた。弔つて泣き、「もしあなたの靈魂に知覚があれば、あなたの家にあなたがここにいることを知らせなさい。今わたしは公務にある身なので、長い間留まつてゐることはできません」と言った。そして別れを告げて去つて行つた。都に着くと、あしげの馬がついてきた。他人は近づくことはできないが、ただ子都だけが近づくことができた。(任務が終わつて)子都は帰る時、道に迷つてしまった。一軒の関内侯の家を見かけ、日も暮れていたので泊めてもらおうと思ひ、主人に会うために、下僕を呼び名刺を渡した。下僕は出てきて馬を見ると、中に入つて侯に、「外にいる客人が昔いなくなつたあしげの馬を盗んで乗つています」と告げた。侯は、「鮑子都は上党の徳のある人物だから、きっと何か訳があるに違ひない」と言った。侯は、「あなたはどうしてこの馬を得たのか。昔どういふ訳か姿を消してしまつたのですが」と尋ねた。子都は、「先に上計の役目についた時に、一人の書生に出会つたのですが、彼は道中で急死してしまいました」と答え、事のいきさつを詳しく述べた。侯はびつくりして、「それは私の息子だ」と言った。侯が遺体を家に運ばせ棺桶を開けて、銀や書物を見たところ子都の言つたとおりだつた。そこで侯は一家をつれて宮中に参内し子都を天子に推挙した。これによつて子都の名声は天下に聞こえるようになった。そして息子の永、孫の昱も、ともに司隸校尉となつた。彼らも高官になると、皆あしげの馬に乗つた。だから都では次のような歌がうたわれた、「鮑氏のあしげの馬、三人が司隸に、再度三公に。馬は疲れても、歩みは上手」と。

【補説】 『御覽』二五〇以外は、全て『列異記』に作る。この鮑宣の陰徳の話は、『後漢書』卷八一独行伝王恂の事とも類似している。また、唐・李冗の『独異志』卷中にも要約して収録されている。李氏『唐前志怪小説輯釈』——『列異伝』「鮑宣」——参照。

13 汝南有妖。常作太守服、詣府門椎鼓、郡患之。及費長房來①、知是魅、乃呵之。卽解衣冠叩頭、乞自改。變爲老
 鼈、大如車輪。長房令復就太守服②、作一札、敕葛陂君。叩頭流涕、持札去。視之、以札立陂邊、以頸繞之而死。(廣
 記四百六十八)

【校異】 ①鈎沈本無來字、據廣記補。②鈎沈本無令字、據廣記補。

【注釈】 汝南 郡名(『後漢書』郡国志二)。今の河南省汝南県を中心にした地域。 費長房 後漢の汝南の人。
 壺中の老人から符を受け取り、百鬼を取り締まり土地神を駆使した。後、その符を失い、鬼に殺された。『後漢書』
 卷八二下方術伝に伝がある。 及費長房來 『後漢書』は、「時魅適來、而逢長房謁府君、惶懼不得退、便前解衣冠、
 叩頭乞活。長房呵之云、『便於中庭正汝故形。』卽成老鼈、大如車輪、頸長一丈。」(時に魅適たま来りて、長房の府
 君に謁するに逢ひ、惶懼し退くを得ず、便ち前みて衣冠を解き、叩頭して活きんことを乞ふ。長房之を呵して云ふ、
 『便ち中庭に於いて汝の故形を正せ』と。即ち老鼈と成り、大なること車輪の如く、頸の長さ一丈)に作る。 長房
 令復就太守服 『後漢書』は「長房令復就太守服罪、付其一札、以敕葛陂君。」(長房 太守に就きて罪に服せしめ、
 其の一札を付して、以て葛陂君に敕す。)に作り、『神仙伝』(『太平広記』卷二二引)は「房又令復人形、房以一
 札符付之、令送與葛陂君。」(房又人形に復せしめ、房一札符を以て之に付け、送りて葛陂君に与へしむ。)に作る。
 葛陂君 葛陂の神。葛陂は河南省新蔡県にある湖沼。『後漢書』李賢注に「陂在今豫州新蔡縣西北」という。長房が
 老人にもらつた竹の杖を投じたところ龍になつたという湖沼。『水経注』卷二一汝水にも「潯水又東南、左池爲葛陂。
 陂方數十里、水物含靈、多所苞育。昔費長房投杖于陂、而龍變所在也」と記されている。 叩頭流涕 以下、『後漢
 書』は「魅叩頭流涕、持札植於陂邊、以頸繞之而死。」(魅叩頭流涕し、札を持ちて陂辺に植てて、頸を以て之に繞り
 て死す)に、『神仙伝』は「鬼叩頭流涕、持札去。使人追視之、乃見符札立陂邊。鬼以頭(明鈔本作頸)繞樹而死。」

(鬼叩頭流涕し、札を持ちて去る。人をして追ひて之を視しむるに、乃ち符札の陂辺に立つを見る。鬼頭を以て樹に繞りて死す)に作る。

【訓読】 汝南に妖有り。常に太守の服を作して、府門に詣り鼓を椎き、郡之を患ふ。費長房の來たるに及び、是れ魅なるを知り、乃ち之を呵る。即ち衣冠を解きて叩頭し、自ら改めんことを乞ふ。變じて老鼈と為り、大なること車輪の如し。長房復た太守の服に就かしめ、一札を作り、葛陂君に敕す。叩頭流涕し、札を持ちて去る。之を視るに、札を以て陂辺に立て、頸を以て之を繞りて死す。

【訳文】 汝南郡に妖怪がいた。いつも太守の服を着て、役所の門に来て鼓をたたくので、郡の人は困っていた。費長房がやって来て、それが化け物であることを見抜き、叱りつけた。すると妖怪はすぐに衣服と冠を脱いで地にひれ伏し、自ら本身に帰ることを願ひでた。そして老いたすっぽんに姿を変えたが、その大きさは車輪のようだった。長房は再び太守の服を着させ、札を一枚作り、葛陂君に取り締まることを命じた。すっぽんは叩頭し涙を流しながら、札を持って去った。これを見ていると、堤の辺に札を立てて、そのまわりに首を巻きつけて死んだ。

【補説】 この話は、『後漢書』卷八二下「方術伝費長房」と『神仙伝』(『太平広記』卷一二「壺公」)にも見られる。『神仙伝』の資料は李氏の『唐前志怪小説輯釈』に詳しい。

14 費長房能使神①。後東海君見葛陂君、淫其夫人。於是長房敕繫三年②、而東海大旱。長房至東海、見其請雨。乃敕葛陂君出之、即大雨③。(御覽八百八十二。廣記二百九十三)

【校異】 ①神上、廣記有鬼字。②御覽無長字。③雨下、廣記有也字。

【注釈】 東海君 東海の神。東海は郡名(『後漢書』郡国志三)。今の山東省鄭城県を中心とした地域。或いは、『後漢書』に「長房至海上、見其人請雨」とあるので、山東省から江蘇省にかけての海沿いの地域を指すか。見其

請雨 以下、『後漢書』は「乃謂之曰、『東海君有罪、吾前繫於葛陂。今方出之使作雨也。』於是雨立注。」（乃ち之に謂ひて曰く、『東海君 罪有り、吾前に葛陂に繋ぐ。今方に之を出し雨を作さしむるなり』と。是に於いて雨立ちどころに注ぐ）に、『神仙伝』は「謂請雨者曰、『東海神君前來淫葛陂夫人。吾係之、辭狀不測、脫然忘之。吾今當赦之、令其行雨。』即便有大雨。」（雨を請ふ者に謂ひて曰く、『東海神君前に來りて葛陂夫人を淫す。吾之を係ぎ、辭狀測らず、脫然として之を忘る。吾今当に之を赦し、其をして雨を行はしむべし』と。即便ち大雨有り）と記す。

【訓読】 費長房能く神を使ふ。後、東海君 葛陂君に見ひ、其の夫人を淫す。是に於いて長房赦し繋ぐこと三年、而して東海大いに早す。長房 東海に至り、其の雨を請ふを見る。乃ち葛陂君に赦し之を出さしむるに、即ち大いに雨ふる。

【訳文】 費長房は神を駆使することができた。後に東海君が葛陂君に会い、葛陂君の夫人を姦淫した。そこで長房は東海君を三年間拘禁させた。すると東海地方は大旱魃になった。長房は東海地方に行き、その地の人々が雨乞いをするのを見た。そこで葛陂君に命じて東海君を釈放させたところ、すぐに大雨が降った。

【補説】 この話は、『後漢書』巻八二下方術伝費長房と『神仙伝』（『太平広記』巻一二「壺公」）にも見られる。

15 費長房又能縮地脈。坐客在家、至市買鮓。一日之間、人見之千里外者數處①。（類聚七十二。御覽八百六十二）
 【校異】 ①里下、鈎沈本有之字、據類聚・御覽刪。鮑崇城校本御覽有之字。處、鈎沈本作次、據類聚・御覽改。鮑崇城校本御覽作次。

【注釈】 地脈 地中にある穴道。『北堂書鈔』卷一五八引晉・周處『風土記』に、「太湖中有包山、山下有洞穴、潛行地中、無所不通、謂之洞庭地脈者也」とある。

【訓読】 費長房又能く地脈を縮む。坐客家に在り、市に至り鮓を買ふ。一日の間、人之を千里の外に見る者数処にあり。

【訳文】 費長房はまた地脈を縮めることができた。客人が家にいて対応している時に、市場に行つて塩漬けの魚を買つた。一日の間に、千里離れた所で見かけた者が数か所にいた。

【補説】 この話は、他書に見えず、『神仙伝』（『太平広記』卷一二「壺公」）の末尾に、「房有神術、能縮地脈。千里存在、目前宛然。放之復舒如舊也」（房に神術有り、能く地脈を縮む。千里の存在、目前のごとく宛然たり。之を放てば復た舒びて旧の如きなり）と記されているだけである。地脈については、注釈に挙げた周処『風土記』の他に、『搜神後記』卷一（第二話）の嵩高山の穴に落ちた人が蜀の地に出てくる話（『幽明録』第六三話同じ）などがある。

16 漢桓帝馮夫人病亡。靈帝時、有賊盜發冢。七十餘年、顔色如故、但小冷。共姦通之①、至鬪爭相殺。竇太后家被誅、欲以馮夫人配食。下邳陳公達議、『以貴人雖是先所幸、尸體穢汚、不宜配至尊。』乃以竇太后配食。（類聚三五）

【校異】 ①鉤沈本無之字、據類聚補。

【注釈】 漢桓帝 後漢の皇帝。一四七〜一六七在位。馮夫人 『搜神記』『幽明録』『後漢書』は「馮貴人」に作る。貴人は皇后に次ぐ地位で光武帝の時に置かれた（『後漢書』卷一〇上皇后紀序）。『後漢書』輿服志下では、太皇太后・皇太后・皇后・貴人・公主の順に配列し、公・卿・列侯・中二千石・二千石については夫人と称している。ここで「馮貴人」とするのが正しい。靈帝 後漢の皇帝。一六八〜一八八在位。七十餘年 『搜神記』『幽明録』は「三十餘年」、『法苑珠林』卷九七・『太平御覽』卷五五九引『搜神記』は「百歳」に作る。『後漢書』

卷六五段類伝に、段類が馮貴人の墓が盗掘された責任をとって河南尹から諫議大夫に左遷されたことが記されている。段類の事跡から考えて、この事件は靈帝の建寧三年（一七〇）から熹平元年（一七二）の間に起きたことがわかる。

従って『列異伝』などのこの部分の記載はいずれも史実を曲げた誇張表現である。但小冷 『搜神記』は「但肉小冷」に作る。至鬪爭相殺 『搜神記』はこの下に「然後事覺」とあり、盜賊が殺しあつたことによつて盜掘事件が発覚した事になつてゐる。

靈太后家被誅 靈太后は桓帝の皇后、桓帝が亡くなつたあとと子がなかつたので、靈帝を擁立した。靈帝は寶皇后を尊んで太后とした。寶太后の父寶武は、靈帝が即位した建寧元年（一六八）大將軍となり宦官を排除しようとして逆に宦官の曹節に一族皆殺しにされ、寶太后も南宮に移された（『後漢書』卷一〇下皇后紀下、卷六九寶武伝）。配食 合わせて祀ること。『漢書』外戚伝上に「武帝崩、大將軍霍光縁上雅意、以李夫人配食、追上尊號曰孝武皇后」とある。配享・配耐と同じ。下邳陳公達 下邳は郡名（『後漢書』郡国志三は下邳国に作る）。陳公達は史書に見当たらない。この部分は、『後漢書』卷五六陳球伝に見え、熹平元年に寶太后が亡くなつた時宦官が寶氏を嫌い馮貴人を桓帝と合わせて祀ろうとしたのに対して、廷尉の陳球が「馮貴人家墓被發、骸骨暴露、與賊併尸、魂靈汚染、且無功於國、何宜上配至尊」と建議している。陳球は下邳の人で字は伯真である。汪紹楹『搜神記』校注の「達疑當作建」というのが妥当であろう。

【訓読】 漢の桓帝の馮夫人病みて亡す。靈帝の時、賊有り冢を盜発す。七十余年なるも、顔色故のごとく、但だ小しく冷たし。共に之を姦通し、鬪争して相い殺すに至る。寶太后の家誅を被り、馮夫人を以て配食せんと欲す。下邳の陳公達議す、「以へらく、貴人は是れ先の幸する所と雖ども、尸体穢汚し、宜しく至尊に配すべからず」と。乃ち寶太后を以て配食す。

【訳文】 漢の桓帝の馮夫人が病気で亡くなつた。靈帝の時、賊が彼女の墓を盜掘した。遺体は死後七十余年になるというのに、顔色は昔のようで、ただ少し冷たいだけだつた。賊はその死体を皆で姦淫し、先を争つて互いに殺しあつ

た。(桓帝の皇后であった)竇太后の家が誅罰を受けたので、馮夫人を桓帝と並べて祀ろうとした。下邳の陳公達が意見を述べて、「馮貴人は先帝に寵愛されたとはいっても、死体が汚されているので、天子の側に祀るのはよろしくありません」と言った。そこで竇太后を並べて祀った。

【補説】この話は、『搜神記』卷一五(第三七三話)、『幽明録』第四四話(古逸叢書本『瑠玉集』一四引)にも見られる。『法苑珠林』卷九七、『太平御覽』卷五五九は『搜神記』を引く。『後漢書』卷五六陳球伝、卷六五段熲伝に記載されているような歴史事実が誇張されて語られたものであろう。

17 蔣子文漢末爲秣陵尉、自謂骨青、死當爲神。(御覽三百七十五)

【注釈】秣陵尉 秣陵は県名。『後漢書』郡国志四丹陽郡秣陵県の劉昭注に、「其地本名金陵、秦始皇改。建安十六年、孫權改曰建業。」という。今の南京市。尉は県の属官、軍事警察を担当。骨青 意味不明。『搜神記』は「骨清」に、『太平広記』卷二九三「蔣子文」は「骨骨」に作る。神聖な骨の意か。

【訓読】 蔣子文、漢末に秣陵尉と爲り、自ら謂ふ骨青にして、死して当に神と爲るべしと。

【訳文】 蔣子文は漢の末に秣陵尉と爲り、自ら言った、「骨青であるので、死んで神になるぞ」と。

【補説】 これは、『搜神記』卷五(第九二話)にある話の一部である。蔣子文は呉の地の有名な神(蔣侯神)で、その靈驗譚は『搜神記』に五話(第九二―九六話)見られる。また、『太平広記』卷二九三には「出『搜神記』・『幽明録』・『志怪』等書」としてそれをまとめて収録している。

18 胡母班爲太山府君齋書、詣河伯①、貽其青絲履。甚精巧也。(御覽六百九十七)

【校異】 ①詣、鈎沈本作請、據御覽改。鮑崇城校本御覽作請。

【注釈】 胡母班 字は季皮、太山の人。義人として知られ張邈らとともに「八廚」と呼ばれていた。董卓の命を受け、袁紹に手紙を届ける途中、河内太守の王匡に殺された。班は王匡の妹の夫だった。王匡を憎んだ班の親族は曹操に味方し匡を殺した。『三国志』巻一武帝紀・巻六袁紹伝、『後漢書』巻九獻帝紀・巻六〇下蔡邕伝・巻六七党錮伝・巻七四上袁紹伝、及び注に引く謝承『後漢書』・「漢末名士録」・「風俗通」などにその事跡が記されている。 太山府君 仏教の閻魔大王が入ってくる前の冥界の主。 河伯 黄河の神。

【訓読】

胡母班 太山府君の為に書を齎し、河伯に詣り、其の青絲の履を貽らる。甚だ精巧なり。

【訳文】 胡母班は太山府君のために手紙を送り届けて、河伯のもとに行き、青い糸で編んだ靴を贈られた。それは大変精巧に作られていた。

【補説】

これは、『搜神記』巻四（第七四話）にある話の一部である。『北堂書鈔』巻一三六はこの文を引いて『列仙伝』に作るが、『列異伝』の誤りと思われる。この話は、仏教が説話に入ってくる前の冥界訪問譚として最初のものであるが、『三国志』巻六袁紹伝の裴松之注に、「班嘗見太山府君及河伯、事在搜神記」と言っていることから、早くから『搜神記』にある話と見なされていたようである。董卓から袁紹に手紙を届ける途中で殺された胡母班が、太山府君の手紙を河伯に届けることになっている類似点は興味深いものがある。『搜神記』の胡母班の話については、李氏の『唐前志怪小説輯釈』参照。

19 袁本初時、有神出河東、號度索君。人共立廟①。兗州蘇氏母病②、往禱③、見一人、著白布單衣高冠④、冠似魚頭⑤。謂度索君曰⑥、『昔臨廬山共食白李⑦。未久⑧、已三千年⑨。日月易得、使人悵然。』去後、度索君曰、『此南海君也⑩。』（齊民要術十。初學記二十八。類聚八十六。御覽八百八十二、九百六十八。類林雜說十五）

【校異】

①人、御覽九六八作民。②氏、御覽八八二作士。病、御覽八八二作莊。③齊民要術無往字。④齊民要術無

布字。⑤御覽九六八無冠字。以上類聚不引。⑥謂、御覽九六八作語、初學記・御覽八八二・類林雜說無。類聚作度索君謂南海君曰。⑦山下、齊民要術・鈞沈本有下字、據初學記・類聚・御覽・類林雜說刪、搜神記亦無下字。類聚・初學記・御覽八八二・九六八・類林雜說無臨字。盧、御覽八八二作慮。白、初學記作曰。⑧類林雜說無未久二字。⑨年、類聚作載。以下類聚不引。⑩御覽九六八無此字。

【注釈】 袁本初 袁紹（？〜二〇二）。本初は字。後漢末、冀州牧となり河北一帯を支配した。『三国志』卷六・『後漢書』卷七四上に伝がある。河東 郡名（『後漢書』郡国志一）。今の山西省夏県を中心とした地域。度索君 『搜神記』は度朔君に作る。度朔は、神荼・鬱壘という二神が桃の木の下で百鬼を監督したという山名でもある（『論衡』

乱龍篇）。これについては、駒田信二「桃と鬼」（『谿の思想——日本と中国の間——』勁草書房 一九八〇年）参照。兗州 陳留・任城・泰山などの諸郡を含む行政区画。今の河南省を中心とした地域。蘇氏母病、往禱 『搜神記』は、

「有一士姓蘇、母病往禱」に作る。祈った結果について、『搜神記』は（度索）君曰、『卿所居東有故橋、人壞之。此橋所行、卿母犯之。能復橋、便差。」（君曰く、「卿居る所の東に故き橋有り、人之を壊す。此の橋の行く所、卿の母之を犯す。能く橋を復さば、便ち差へん」と記している。盧山 江西省九江県の南にある山。未久 『搜神記』はこの上に「憶之」の二字がある。南海君 南海の神であろうが、詳細は不明。

【訓読】 袁本初の時、神有り河東に出で、度索君と号す。人共に廟を立つ。兗州の蘇氏の母病み、往きて禱り、一人を見る、白布の単衣を着て高冠、冠は魚頭に似る。度索君に謂ひて曰く、「昔 盧山を臨み共に白李を食ふ。未だ久しからざるに、已に三千年なり。日月は得易く、人をして悵然たらしむ」と。去りし後、度索君曰く、「此れ南海君なり」と。

【訳文】 袁紹が支配していた時、神が河東郡に出現して、度索君と名乗った。人々は皆で廟を立てた。兗州の蘇氏の母が病気になる、（蘇氏が）廟に行つて祈っていると、ある人物を見かけた。その人は白い布の単衣を着て高い冠を

かぶつており、冠は魚の頭に似ていた。度索君に向かつて、「昔 廬山の下で一緒に白い李を食べたことがあったなあ。あれからそんなに長い間たったとは思わなかったが、もう三千年にもなる。月日の経つのは早いもので、人を憂えさせる」と言った。その人がいなくなった後、度索君は、「あれが南海君だ」と言った。

【補説】 『太平御覽』卷八八二は「魏文帝列異傳」と記す。これは、『搜神記』卷一七（第四〇七話）にある話の一部である。『太平広記』卷二九三は『搜神記』を引く。『搜神記』では、この後、度索君は曹操に殺さることになっている。

20 華歆爲諸生時①、嘗宿人門外②。主人婦夜產③。有頃④、兩吏詣門⑤、便辟易却⑥、相謂曰、『公在此。』躊躇良久⑦、一吏曰、『籍當定。奈何得住⑧。』乃前向歆拜⑩、相將入。出竝行⑪、共語曰、『當與幾歲。』一人曰、『當三歲⑫。』天明、歆去。後欲驗其事、至三歲⑬、故往問兒消息、果已死⑭。歆乃自知當爲公⑮。〔魏志卷十三華歆傳裴松之注。御覽三百六十一、四百六十七〕

【校異】 ①魏志注無歆字、御覽作華子魚、今從鈎沈本。御覽無時字。②嘗、御覽四六七作寄。人、御覽四六七作入。③主、御覽三六一作生。産、御覽三六一作主、御覽四六七作生。④御覽四六七無有字。御覽三六一無頃字。⑤御覽三六一作兩吏來詣其門。⑥御覽三六一作便相向僻易欲退。⑦御覽三六一作因踟躕良久。躊、御覽四六七作踟。⑧御覽四六七無得字。⑩鈎沈本無向字、據魏志注・御覽補。歆、御覽作子魚。⑪出上、御覽四六七有入字。御覽三六一無竝行二字。⑫當下、御覽三六一有與字。⑬以上四句、御覽作子魚後。⑭以上二句、御覽三六一作故往視之兒果年三歲已死、御覽四六七作故往視之兒果已死。⑮御覽三六一作乃自喜曰我固當公、御覽四六七作子魚喜曰我固當公。此下鈎沈本據御覽補後果爲太尉五字、案華歆爲太尉者明帝時也、此後人增添而非列異傳文、當據魏志注刪。

【注釈】 華歆 一五六〜二三一。字は子魚。曹操に仕えて、魏王朝の成立に助力し、魏文帝が即位した黄初元年(二

二〇)に、三公の一つ司徒となる。次の明帝の時には太尉となっている。諸生 官職に就く前の、学問に励んでいる段階の士大夫の通称。兩吏 冥界の使者である鬼は「吏(役人)」としてこの世に出現することが多い。公 ここでは三公(司徒・司空・太尉)の意。籍 戸籍。冥界には現世の人の運命を記した戸籍簿があると考えられている。この話によれば、それは生まれた時に決めて書き込まれるものだったことがわかる。乃前 上文の「辟易却」に対して、鬼が家のなかに入ることを決めて、歩を進めたことを表す。故往 わざわざ出かけて行く。「故」はことさらにの意。

【訓詁】 華歆 諸生たりし時、嘗て人の門外に宿る。主人の婦 夜産む。頃く有りて、兩吏 門に詣り、便ち辟易し却きて、相謂ひて曰く、「公 此に在り」と。躊躇すること良久しくして、一吏曰く、「籍当に定むべし。奈何ぞ住まるを得ん」と。乃ち前みて歆に向ひて拜し、相將きて入る。出でて並び行き、共に語りて曰く、「当に幾歳を与ふべきか」と。一人曰く、「当に三歳なるべし」と。天明にして、歆去る。後 其の事を験せんと欲し、三歳に至り、故に往きて兒の消息を問ふに、果して已に死せり。歆乃ち自ら当に公と為るべきを知る。

【訳文】 華歆が諸生だった時、ある日他人の門外に野宿したことがあった。その家の主人の奥さんが夜に出産した。しばらくすると、二人の役人が門のところまでやって来て、たじろいであとすざりし、互いに、「公がここにおられるぞ」と言った。しばらくためらっていたが、一人の役人が言った、「戸籍は決めなければいけない。どうしてここに止まっておれようか」と。そこで歆に向かつてお辞儀をし、連れ立って家の中に入ってしまった。並んで出てくると、次のように語り合っていた。「何歳の寿命を与えることにしたのか」「三歳にした」と。夜が明けて、歆は去って行った。その後、この事を確かめようと思い、三年たつて、わざわざその家に行つて子供の消息を尋ねたところ、先の役人のことばどおりすでに死んでいた。歆はそこで自分が公になるはずだということを知った。

【補説】 『御覽』四六七は「列異記」に作る。この話は、『搜神後記』卷三(第三七話)にも見え、『御覽』三六一

も『列異伝』の文を引いた後で、「續搜神記同」と記している。裴松之は『列異伝』を引いた後、「臣松之按晉陽秋説魏舒少時寄宿事、亦如之。以爲理無二人俱有此事、將由傳者不同。今寧信列異。」（臣松之按んずるに晉陽秋に魏舒少時寄宿せし事を説くも、亦之くの如し。以爲へらく理として二人俱に此の事有る無し、將た伝ふる者に由りて同じからざるか。今寧ろ列異を信ず）と言っており、史書である『晉陽秋』にも同様のことが記されていて、当時の史官がこのような怪異に疑問を差し挟んでいなかったことがわかる。また、この話は、華歆が自分の将来の運命を知ったことに話題の中心があるのではあるが、人の将来が生まれたときに冥界の戸籍に書き込まれることを知る資料として貴重である。『太平広記』巻一三七・三一六、『太平御覧』巻三六一、『古今類事』巻三引『幽明録』（鈎沈本第四一話）の陳仲举に関する話もこと同じである。

21 蔣濟爲領軍①、其婦夢見亡兒②、涕泣曰③、『死生異路。我生時爲卿相子孫、今在地下爲泰山伍伯。憔悴困辱、不可復言。今太廟西謳士孫阿④、今見召爲泰山令⑤。願母爲白侯屬阿⑥、令轉我得樂處⑦。』言訖、母忽然驚寤⑧。明日以白濟⑨。濟曰、『夢爲爾耳。不足怪也⑩。』明日暮⑪、復夢曰⑫、『我來迎新君⑬、止在廟下。未發之頃⑭、暫得來歸⑮。新君明日日中當發。臨發多事、不復得歸⑯。永辭於此。侯氣彊難感悟、故自訴於母。願重啓侯⑰、何惜不一試驗之⑱。』遂道阿之形狀⑲、言甚備悉。天明、母重啓侯曰⑳、『昨又夢如此㉑。雖云夢不足怪㉒、此何太過適也㉓。』亦何惜不一驗之㉔。』濟乃遣人詣太廟下、推問孫阿、果得之。形狀證驗、悉如兒言㉕。濟涕泣曰㉖、『幾負吾兒。』於是乃見孫阿、具語其事。阿不懼當死、而喜得爲泰山令㉗、惟恐濟言不信也㉘。曰㉙、『若如節下言㉚、阿之願也㉛。不知賢子欲得何職㉜。』濟曰、『隨地下樂者與之。』阿曰、『輒當奉教。』乃厚賞之㉝。言訖、遣還。濟欲速知其驗、從領軍門至廟下㉞、十步安一人、以傳阿消息㉟。辰時傳阿心痛、巳時傳阿劇㊱、日中傳阿亡。濟泣曰、『雖哀吾兒之不幸㊲、且喜亡者有知㊳。』後月餘、兒復來、語母曰㊴、『已得轉爲錄事矣。』（魏志卷十四蔣濟傳裴松之

注。廣記二百七十六。類林雜說六]

【校異】 ①魏志注無蔣字。蔣上、廣記有魏字。軍下、廣記有也字。今從鉤沈本。②婦、鉤沈本據廣記作妻、今據魏志注改。廣記無見字。③曰上、廣記有言字。④譚士孫阿、廣記作有孫阿者。⑤今見、廣記作將字。⑥侯、廣記作領軍二字。屬、廣記作囑。⑦廣記無令字。得上、廣記有今字。⑧忽然、廣記作遂字。⑨廣記無明日二字。⑩此二句、廣記作夢不足憑耳。⑪暮、鉤沈本作莫、據魏志注改。廣記無此字。⑫廣記作母復夢之言曰。⑬我下、廣記有今字。⑭頃、廣記作閒。⑮來歸、廣記作歸來。⑯廣記作不得復歸於此。廣記無以下三句。⑰侯、廣記作之。⑱廣記無不字。之、鉤沈本據廣記作也、今據魏志注改。⑲道、廣記作說。廣記無之字。⑳重啓侯、廣記作又爲言之四字。魏志注無曰字。㉑魏志注無此句。㉒云、廣記作知。怪、廣記作憑。㉓廣記無此句。㉔廣記作何惜一驗之乎。㉕此二句廣記作形狀如其夢。㉖泣上、廣記有乃字。㉗廣記無得字。㉘言下、廣記有之字。㉙廣記作乃謂濟曰。㉚廣記作若誠如所言。㉛阿、廣記作某。㉜子、廣記作郎。㉝此三句廣記作阿許諾。㉞門下、廣記有下字。㉟阿下、廣記有之字。㊱廣記無此句。㊲廣記無吾字。㊳且、廣記作見。者下、廣記有之字。㊴此二句廣記作母復夢兒來告曰。

△類林雜說六引∨魯迅校注云、文多省略譌奪、而與他書所引頗不同。

蔣濟字子通、楚郡平阿人也。魏文帝時、爲太尉。濟有子、亡經十年、其妻夜夢見亡兒、告之曰、『在地下、屬太山、辛苦不可言。今領軍府南有孫阿者、太山府君欲爲錄事。願母屬孫阿、使某得樂處。』其母驚覺、涕泣告濟。濟爲人剛彊、初不信。至明夜、又夢兒還如前言。復告濟。濟召阿至、乃述夢中囑阿。阿曰、『諾。如之言、地下與君方便。』經旬日、阿病卒。後數日、其妻還夢見亡兒來曰、『某地下乃得孫阿太山錄事力也。』

【注釈】 蔣濟 字は子通。魏文帝の時に東中郎將、明帝の時に領軍將軍となり、侯爵に封ぜられた。本文で蔣濟が領軍將軍で、侯と呼ばれているのは、『列異伝』の撰者の魏文帝が知るところではないので、これは後人が増益したものであろう。 領軍 領軍將軍。文帝が置いた禁軍を統括する將軍。 地下 冥界のこと。

泰山 山東省にある山。東岳。死者の集まる所で冥界の組織が考えられており、その主が泰山府君（第一八話参照）や泰山令である。伍伯 長官が出かけるときに、道路を整理する係。五百とも書く。『後漢書』卷七八宦者伝曹節の李賢注に「韋昭辯釋名曰、『五百字本爲伍。伍、當也。伯、道也。使之導引當道陌中以驅除也（之をして導引し道陌中に当たりて以て驅除せしむるなり）』案今俗呼行杖人爲五百也。」とある。太廟 天子の祖先を祀る廟。謳士 祖靈を祀つたり、葬送の時の歌をうたう者であろう。他の用例は未見。屬 屬と同じで、頼む意。夢爲爾耳 夢がそのようであるだけだという意。李劍国氏は「爾、如此」という。新君 新しく泰山令となる孫阿のこと。太適 非常に明確なこと。江氏『魏晉南北朝小説詞語匯釈』に、「『的的』又爲分明、确实。……又音借作『适适』」と指摘しこれを例に挙げる。推問 探し尋ねる意。形状證驗 姿形の特徴となる証という意。節下 軍事関係の長官に対する尊称。錄事 文書を管理する係。

【訓読】 蔣濟 領軍たりしとき、其の婦夢に亡児を見るに、涕泣して曰く、「死生路を異にす。我生ける時、卿相の子孫たりしに、今地下に在りては泰山の伍伯たり。憔悴困辱、復た言ふべからず。今太廟の西の謳士の孫阿、今召されて泰山の令と爲る。願はくは母爲に侯に白し阿に属み、我を転じて楽処を得さしめよ」と。言ひ訖り、母忽然として驚き寤む。明日以て濟に白す。濟曰く、「夢爾を爲すのみ。怪しむに足らざるなり」と。明日の暮れ、復た夢に曰く、「我新君を来迎せんとし、止りて廟下に在り。未だ発たざるの頃、暫く来り帰るを得たり。新君は明日の日中に當に発つべし。発つに臨みては事多く、復た帰るを得ず。永く此に辞せん。侯は氣強く感悟し難く、故に自ら母に訴ふ。願はくは重ねて侯に啓せよ。何ぞ惜しみて一たび之を試験せざる」と。遂に阿の形状を道ひ、言ふこと甚だ備悉なり。天明け、母重ねて侯に啓して曰く、「昨又夢みること此くの如し。夢は怪しむに足らずと云ふと雖ども、此れ何ぞ太だ適たり。亦何ぞ惜しみて一たび之を験さざる」と。濟乃ち人を遣はし太廟の下に詣り、孫阿なるものを推問せしむるに、果して之を得たり。形状の証驗、悉く児の言の如し。濟涕泣して曰く、「幾ど吾が児に負かんとす」

と。是に於いて乃ち孫阿に見^まひ、具に其の事を語る。阿当に死すべきを懼れずして、泰山の令と為るを得んことを喜び、惟だ濟の言の信ならざるを恐るるなり。曰く、「若し節下の言の如くんば、阿の願ひなり。知らず賢子何れの職を得んと欲するかを」と。濟曰く、「地下の楽なる者に随ひて之を与へよ」と。阿曰く、「輒ち当に教へを奉るべし」と。乃ち厚く之に賞^{たま}ふ。言ひ訖り、還らしむ。濟速かに其の験を知らんと欲し、領軍の門より廟下に至るまで、十歩に一人を安^おき、以て阿の消息を伝へしむ。辰の時阿の心痛を伝へ、巳の時阿の劇しきを伝へ、日中に阿の亡くなるを伝ふ。濟泣きて曰く、「吾が児の不幸を哀しむと雖ども、且つ亡者の知有るを喜ぶ」と。後月余、児復た来り、母に語りて曰く、「巳に転じて録事と為るを得たり」と。

【訳文】 蔣濟が領軍將軍であつた時、その妻の夢に亡き息子が現れて、泣きながら、「死後と生前では人生の道も違います。わたしは生きていた時は、大臣の子孫だったのですが、いま冥土では泰山の雑役係です。この疲労困憊と恥辱は、言葉では言い尽くせません。いま天子の祖廟の西にいる歌い役の孫阿というものが、冥土に召されて泰山の長官になることになっています。どうか母上、わたしのために父上にお話して阿に頼み、わたしを楽な仕事にかえるようにしてください」と言つた。言い終わると、母は突然はつとして目がさめた。翌日このことを濟に話した。濟は「夢のことだ。気にするまでもない」と言つた。翌晩、また息子が母の夢に現れて言つた、「わたしは新しい長官を迎えに来て、廟に止まっています。まだ出発まで間があり、しばらく帰ってくる事ができました。新しい長官は明日の日中に出発することになっています。出発の際は仕事が多く、もう帰ってくることはできません。永のお別れになります。父上は気性が強く感化しにくいのです。だからわたしは母上にお願ひに來ました。どうかもう一度父上にお話してください。どうして手間を惜しんで一度試してみようとされないのでしょうか」と。そして阿の姿形を述べたが、それは非常に詳細だつた。夜が明けて、母は再び蔣濟に話して言つた、「昨晩もまたこんな夢を見ました。夢は気にするまでもないと言いますが、この夢はあまりにもはっきりしています。どうして手間を惜しんで一度試して

みようとされないのでしょいか」と。濟はそこで人を遣わして天子の祖廟に行き、孫阿というものを捜させたところ、果してその人物がいた。その姿形は、すべて息子の言葉どおりだった。濟は涙を流して、「危うく我が息子を裏切るところだった」と言った。そこで孫阿に会い、詳しく夢の中のできごとを話した。阿は死ぬことになるのを恐れず、泰山の長官になることができるのを喜び、ただ濟の言葉が本当でないことを心配した。阿は言った、「もし將軍殿のお言葉どおりでしたら、阿の願うところです。ご息様はどのような職に就きたいとお望みなのでしょういか」と。濟は言った、「冥土の楽な仕事なら随意に与えてやってくれ」と。阿は言った、「こころよく仰せのとおりにいたします」と。そこで手厚く褒美を与えた。話が終わって、帰らせた。濟は夢のとおりにことが運ぶかどうかを早く知りたくて、領軍府の門から廟の間に、十歩ごとに一人を配置し、阿の消息を伝えさせた。午前八時に阿の胸が痛み出したという知らせが届き、十時に阿の痛みが激しくなったことが伝わり、正午に阿の死亡が伝えられた。濟は泣きながら、「吾が子の不幸は悲しいが、死者にも意識があるのは嬉しい」と言った。一か月余り後、息子がまた母の夢に現れ、母に、「帳簿の記録係に転任することができました」と告げた。

【補説】 この話は、『搜神記』巻一六(第三八〇話)にも見える。死者の世界も官僚組織になっており、縁故が通用することなど、極めて現実的な世界であることがわかる。なお、『搜神記』の文は魏志裴注引『列異伝』と似ており、類書がこの話を『搜神記』からは引用していないことと考え合わせると、後人が『列異伝』の文を編入させた可能性が大きい。この魏志裴注引『列異伝』に対して、『太平広記』引の『列異伝』の文は、かなり改訂されたと思われる所がある。『太平広記』研究の一資料となる。

22 吳選曹令史長沙劉卓病荒①、夢見一人②、以白越單衫與之、言曰③、『汝著衫汚④、火燒便潔也⑤。』卓覺⑥、果有衫在側。汚輒火洗之⑦。(初學記)二十六。御覽三百九十九)

【校異】 ①初學記無長沙二字。病荒、御覽作得病。②御覽無見字。③言、御覽作語。④衫上、御覽有此字。⑤火上、御覽有卽字。⑥御覽無卓字。⑦御覽作後汚便火燒之。

【注釈】 選曹令史 選曹は『世說新語』棲逸篇・識鑒篇（選曹尚書）にも見られるが、『晉書』職官志・『宋書』百官志上にはその名がない。恐らく官吏の選考をつかさどる吏曹の別称だったのであろう。最初、漢の成帝が尚書を置いた時、四曹に分け、その一つの常侍曹尚書を後漢の光武帝が吏曹と改め、後漢末の靈帝の時には選部尚書と呼ばれていた（『後漢書』百官志三及び劉昭注引蔡質『漢儀』）。魏の時、選部を吏部と改め選部をつかさどらせた（『通典』卷二三）。令史は尚書の二百石の屬官である（『後漢書』百官志三）。長沙 郡名（『後漢書』郡国志四）。今の湖南省長沙市を中心とした地域。劉卓 他書に未見。次の第二三話の鄧卓と同一人物と思われる。病荒 病気で意識が朦朧となること。『搜神記』は「荒」を「篤」に作る。白越 越の地で作られる白い絹織物。『後漢書』卷一〇上皇后紀上明德馬皇后の伝中にこの語が見え、李賢注に「白越、越布也」という。單衫 ひとえの短いそでなしの服。

【訓読】 呉の選曹令史、長沙の劉卓病みて荒し、夢に一人を見る、白越の単衫を以て之に与へ、言ひて曰く、「汝衫を著て汚るれば、火もて焼かば便ち潔きなり」と。卓覺むるに、果して衫の側に在る有り。汚るれば輒ち火もて之を洗ふ。

【訳文】 呉の選曹令史の長沙の劉卓は病気で意識が朦朧となり、夢にある人物を見た。その人は白いひとえのかたびらを卓に与えて、「あなたがこのかたびらを着て汚れたら、火で燃やせばすぐにきれいになります」と言った。卓が意識を回復すると、夢でみたとおりにかたびらが側にあった。汚れるたびに火で洗濯をした。

【補説】 この話は、夢中でもらったものが目覚めた後にも残っているという夢説話の一種型である。『搜神記』卷一〇（第二五六話）にも見られる。『搜神記』の文は『列異伝』とほとんど同じであり、類書がこの話を『搜神記』

から引用していないので、これも後人が『列異伝』の文を編入させた可能性が大きい。鄭氏注釈には、この布を火流布であるとし、それは魏の明帝の景初三年（二三九）に西域から献上されており、曹丕は生前に火流布の実物を見ていないから、この話は曹丕が撰した『列異伝』の原文ではないであろうという。しかし、劉卓が夢の中の人からもらったのは、「白越」であって火流布ではないので、鄭氏の説は当たらないと思われる。

23 吳時、長沙劉卓爲①、神遣馬印之②。見物在下、紛紛如雪。卓問持馬者、曰、『此海上白鶴飛也。』一人便取鶴子數枚與卓。〔敦煌石室所出唐人寫本類書殘卷〕

【校異】 ①劉、鈎沈本作鄧、今從敦煌本類書殘卷。鄭氏云、爲字下疑有脫漏。②印、鈎沈本作叩、今從敦煌本類書殘卷。

【注釈】 劉卓 劉は恐らく劉の誤りであろう。前の第二二話の劉卓と同一人物と思われる。印 魯迅の校注に「疑當作迎」という。印は迎と同じ意味。見物在下 これは馬に乗って空を飛んで下を見ている状況か。數枚 數羽。枚は、ここでは鳥を数える量詞。

【訓読】 吳の時、長沙の劉卓□と爲り、神馬を遣はして之を印へしむ。物の下に在るを見る、紛紛として雪の如し。卓 馬を持つ者に問ふに、曰く、「此れ海上に白鶴の飛ぶなり」と。一人便ち鶴子數枚を取りて卓に与ふ。

【訳文】 吳の時、長沙の劉卓は□となり、神は馬をよこして卓を迎えさせた。（卓が馬に乗ると）下の方にある物を見かけた。それはひらひらとして雪のようだった。卓が馬のたずなを持っている者に尋ねると、「これは海上を白い鶴が飛んでいるのです」と言った。一人が鶴の子を數羽取ってきて卓に与えた。

【補説】 この話は、神の遣わした馬に乗って空を駆けることを言っているのであろうか、短文で意味が判然としない。敦煌本類書は、伯二五二六号の「修文殿御覽殘卷」と称されているもので、『敦煌宝藏』『鳴沙石室遺書』に所

収されている。

24 大司馬河内湯糲①、字聖卿、少時病瘡②、逃神社中③。有人呼社邸社邸④、聖卿應聲曰⑤、『諾。』起至戸口⑥、人曰、『取此書去。』得素書一卷、乃譴劾百鬼法也⑦。所劾輒效⑧。〔書鈔八十七、御覽五百三十二、七百四十三〕

【校異】 ①御覽七四三無大司馬河内五字。湯、御覽七四三作陽、御覽五三三作陵。②御覽七四三無此句。③御覽五三三無神字。御覽七四三作逃瘡神祠。④社、鉤沈本作社、據書鈔・御覽五三三改。御覽七四三作有人呼言卸邸卸邸。鮑崇城校本御覽七四三作有人呼言杜卸杜卸。⑤御覽無聲字。⑥口、御覽五三三作中。⑦乃、御覽七四三作皆、御覽五三三無此字。御覽無也字。⑧御覽七四三作乃差。書鈔不引此句。

【注釈】 大司馬 軍事を統括する三公の一つ太尉。後漢の光武帝が即位した時に太尉を大司馬に改め、その後また太尉にもどした（『後漢書』百官志一）。漢魏の間の大司馬（太尉）にこの人物に該当するものは見当たらないし、『幽明録』には大司馬の三字がないので、何かの誤りであろう。鄭氏注釈には「此人当系大司马掾属、大司马下疑有漏字。」という。河内 郡名（『後漢書』郡国志一）。今の河南省武陟県を中心とした地域。『幽明録』は「河南」に作る。湯糲 史書に未見。『幽明録』は陽起に作る。社邸 土地神に対する呼称か。意味不明。鄭氏注釈には「邸字疑是郎字之誤。」という。『幽明録』にはこの句が無い。素書 ここでは道教の書を指すと思われる。第一二話の注参照。

【訓読】 大司馬の河内の湯糲、字は聖卿。少き時瘡を病み、神社の中に逃る。人の社邸社邸と呼ぶ有り、聖卿声に應じて曰く、「諾」と。起ちて戸口に至るに、人曰く、「此の書を取りて去れ」と。素書一卷を得、乃ち百鬼を譴劾するの法なり。効する所は輒ち効あり。

【訳文】 大司馬の河内の湯糲、字は聖卿という。若い時にマラリアに罹り、神社の中に逃げこんだ。すると「社邸

社郎」と呼ぶ人がいたので、聖卿はそれに応えて「はい」と返事した。そして起き上がって戸口に行くと、その人が、「この書物を持っていけ」と言った。それで素書一卷を手に入れたが、それはなんと百鬼を取り締まる法を記したものであった。まじないをかけるとそのたびに効き目があった。

【補説】この話は、『太平御覽』卷八八三・『太平広記』卷二九二引『幽明録』（『古小説鈎沈』本第一九二話）にも見える。『幽明録』では、この後に、廁に現れた「肅霜神」にまじないをかけて自由に駆使する話が付け加えられている。

25 魏郡張奮者①、家巨富。後暴衰②、遂賣宅與黎陽程家③。程入居④、死病相繼。轉賣與鄰人何文⑤。文曰暮⑥、乃持刀⑦、上北堂中梁上坐⑧。至二更竟⑨、忽見一人⑩。長丈餘、高冠黃衣、升堂呼問⑫、『細腰、舍中何以有生人氣也⑬。』答曰、『無之。』須臾、有一高冠青衣者⑭。次之⑮、又有高冠白衣者⑯。問答竝如前⑰。及將曙⑱、文乃下堂中⑲、如向法呼之⑳。問曰、『黃衣者誰也㉑。』曰、『金也。在堂西壁下。』『青衣者誰也㉒。』曰、『錢也。在堂前井邊五步得金銀各五百斤、錢千餘萬。仍取杵焚之㉓。宅遂清安。』〔廣記四百。御覽七百六十二〕

【校異】①廣記無魏郡二字。奮、御覽作舊。②後、御覽作復。③御覽無遂字。家、御覽作應。④程、御覽作應。⑤御覽作賣荆民何文。⑥御覽無文字。暮、鈎沈本作算、據御覽・廣記改。⑦御覽無乃字。⑧御覽無梁上坐三字。⑨鈎沈本無竟字、據廣記補。⑩御覽作有一人。⑪御覽作來堂前呼問。⑫御覽無生・也二字。以下二句御覽無。⑬有上、御覽有復字。一下、御覽有人字。御覽無者字。⑭御覽無之字。⑮御覽無有・者二字。⑯御覽無答字。⑰御覽無及字。⑱御覽無乃・中二字。⑲之、御覽作細腰二字。⑳御覽無也字。㉑御覽無也字。㉒邊、御覽作西字。㉓御覽無者・也二字。㉔御覽作在堂東北任下。㉕御覽無杵字。㉖御覽作至明。㉗御覽無仍字。

【注釈】魏郡 『後漢書』郡国志二。鄴（今の河北省臨漳県西南）を中心とした地域。黎陽 魏郡にある県名（『後漢書』郡国志二）。今の河南省浚県の東北。程家 『搜神記』は『御覽』と同じく「程應」に作る。二更竟 午前零時近く。鄴人 鄴は魏郡の中心地。『搜神記』は「隣人」に作る。北堂 北側にあつて南を向いている部屋で、その家の母屋。細腰 もと腰の細い美女をいうことばであるが、杵の形がそれに似ていることから呼称としたと思われる。後、この話から細腰が杵の別称となる。庚信の「夜聴搗衣」詩に「北堂細腰杵、南市女郎砧」と典故として使用されている。

【訓読】 魏郡の張奮は、家巨富なり。後 暴かに衰へ、遂に宅を売りて黎陽の程家に与ふ。程入りて居るに、死病相繼ぐ。転じ売りて鄴人の何文に与ふ。文 日暮れ、乃ち刀を持ち、北堂中の梁上に上りて坐す。二更の竟りに至り、忽ち一人を見る。長丈余、高冠黄衣にして、堂に升起呼びて問ふ、「細腰、舍中何を以て生人の氣有るや」と。答へて曰く、「之無し」と。須臾にして、一の高冠青衣なる者有り。之に次ぎて、又高冠白衣なる者有り。問答並びに前の如し。将に曙けんとするに及び、文乃ち堂中に下り、向の法の如くにして之を呼ぶ。問ひて曰く、「黄衣なる者は誰ぞや」と。曰く、「金なり。堂の西壁の下に在り」と。「青衣なる者は誰ぞや。」曰く、「銭なり。堂前の井辺五歩に在り」と。「白衣なる者は誰ぞや。」曰く、「銀なり。牆の東北の角の柱の下に在り」と。「汝は誰ぞや」曰く、「我は杵なり。竈の下に在り」と。暁に及び、文 次を按んじて之を掘り、金銀各おの五百斤、銭千余万を得たり。仍りて杵を取りて之を焚く。宅遂に清安なり。

【訳文】 魏郡の張奮は、大金持ちだった。ところが、急に落ちぶれて、家を黎陽の程という人に売り渡した。程がその家に住むと、次々と死者や病人がでるようになった。そこで鄴県の何文に転売した。（その家に引越した）何文は、日が暮れてから、刀を持って、北の座敷の梁の上を上り座って様子をうかがった。すると真夜中近く、突然ある人物が現れた。身長は一丈余り、高い冠に黄色の服を着て、座敷に上がって呼びかけた、「細腰よ、家の中はどう

して生きた人間の気配があるのか」と。答えるものがいて、「そんなものはない」と言った。まもなく、一人の高い冠に青い服をきたものが現れた。続いて、また高い冠に白い服を着たものが現れた。いずれも最初の人物と同様の問答をした。夜明け近くになって、何文は座敷に下りて、さきの人物たちに習って呼びかけた。そして、「黄色の服を着ていたものは誰か」と尋ねた。「金だ。座敷の下にいる」という答えがあった。「青い服を着ていたものは誰か」と尋ねると、「銭だ。座敷の前の井戸から五歩ばかりのところにいる」という答えがあった。「白い服を着ていたものは誰か」と尋ねると、「銀だ。垣根の東北の角の柱の下にいる」という答えがあった。「お前は誰か」と尋ねると、「わしは杵だ。竈の下にいる」という答えがあった。夜が明けると、何文は順番に聞いた場所を掘り、金銀おのおの五百斤と、千余万のお金を得た。ついでに杵を取り出して焼いた。かくて家は怪異がなくなり安らかになった。

【補説】この話は、『搜神記』卷一八(第四一四話)にも見える。『初学記』(卷二四)、『芸文類聚』(卷六四)、『太平御覧』(卷四七二・八一)などは、『搜神記』を引くが、『太平広記』は『列異伝』から採録している。これは貧乏神の正体を明らかにした話であるが、『列異伝』第四四話(『搜神記』卷一八の第四一三話同じ)と共に、唐代の「姚康成」(『太平広記』卷三七一出『靈怪集』)の銚・笛・箒による詩会、「元無有」(『太平広記』卷三六九出『玄怪録』)の杵・灯台・水桶・破鎗による詩の吟詠などに繋がる器物を擬人化した怪異譚の先駆けをなすものとしても注目に値する。また、次の第二六話同様に軽快な会話文が見られるが、これは『列異伝』の特色の一つと考えられるものである。

26 南陽宋定伯①、年少時、夜行逢鬼。問曰②、『誰』。鬼曰、『鬼也』③。『鬼曰④、『卿復誰』⑤。』定伯欺之言⑥、『我亦鬼也。』鬼問、『欲至何所。』答曰⑦、『欲至宛市。』鬼言、『我亦欲至宛市』⑧。『共行數里』⑨、鬼言、『步行太極』⑩。可共迭相擔也⑪。何如⑫。』定伯曰⑬、『大善。』鬼便先擔定伯數里。鬼言、『卿太重』⑭。將非鬼也⑮。』

定伯言、「我新死^{①⑥}、故重耳^{①⑦}。」定伯因復擔鬼、鬼略無重。如是再三^{①⑧}。定伯復言、「我新死^{①⑨}、不知鬼悉何所畏忌^{②⑩}。」鬼答曰^{②⑪}、「唯不喜人唾。」於是共行^{②⑫}、道遇水。定伯命鬼先渡^{②⑬}。聽之了無聲^{②⑭}。定伯自渡、漕漕作聲^{②⑮}。鬼復言、「何以作聲^{②⑯}。」定伯曰、「新死不習渡水耳^{②⑰}。勿怪^{②⑱}。」行欲至宛市^{②⑲}、定伯便擔鬼至頭上^{③⑰}、急持之^{③⑱}。鬼大呼、聲咋咋^{③⑲}、索下、不復聽之。徑至宛市中、著地^{③⑳}、化爲一羊^{③㉑}。便賣之、恐其變化^{③㉒}、乃唾之^{③㉓}。得錢千五百、乃去。當時有言^{③㉔}、「定伯賣鬼^{③㉕}、得錢千五百^{③㉖}。」（御覽八百八十四、三百八十七。珠林六。廣記三百二十一）

【校異】 ①宋、鈎沈本據御覽作宗、今據珠林·廣記改。搜神記亦作宋。②曰、廣記作之。以下、御覽三八七作「問鬼所忌。鬼答云、唯不喜人唾。伯便擔鬼着頭上、急持行之。徑至市中、下着地、化爲一羊。賣之、恐其變化、唾之、得錢五千。」③以上五字、廣記作鬼言我是鬼。④以上七字、珠林作言鬼尋復問之。曰、廣記作問。⑤卿、廣記作汝。⑥欺、珠林·廣記作誑。珠林·廣記無也字。⑦以上八字、御覽無。⑧珠林無市字。⑨共、珠林·廣記作遂。⑩太極、鈎沈本作大亟、據御覽改。鮑崇城校本御覽八八四作大亟。珠林·廣記作太遲。⑪送、珠林·廣記作遞。廣記無也字。⑫鈎沈本無何如二字、據廣記補。⑬曰、御覽作乃。⑭太、鈎沈本·珠林作大、據廣記·御覽改。鮑崇城校本御覽八八七作大。⑮廣記作不是鬼也。御覽無此句。⑯死、廣記作鬼。⑰故下、珠林·廣記有身字。⑱是、鈎沈本作其、據珠林·廣記·御覽改。⑲死、廣記作鬼。⑳廣記作不知有何所惡忌。㉑鈎沈本無答字、據珠林·廣記·御覽補。曰、珠林·廣記作言。㉒於、廣記作于。鈎沈本無行字、據珠林·廣記補。㉓伯下、鈎沈本有因字、據珠林·廣記·御覽刪。鮑崇城校本御覽八八七有因字。命、珠林·廣記作令。廣記無先字。渡、珠林作度、下同。㉔了下、廣記有然字。聲下、珠林有音字。廣記聲作水音二字。㉕漕、御覽作灌。灌、珠林作灌。作、御覽作有。㉖作、廣記作有。珠林無此字。㉗耳、珠林·廣記作故爾二字。㉘怪下、珠林·廣記有吾也二字。㉙珠林·御覽無市字。㉚至、珠林·廣記有著。頭、廣記作肩。㉛持、廣記作執。㉜咋咋下、珠林·廣記有然字。㉝著上、珠林·廣記有下字。㉞御覽無一字。㉟變、鈎沈本作便、據珠林·廣記·御覽改。鮑崇城校本御覽八八四作便。㊱廣記無乃字。珠林作爲羊唾之。㊲鈎沈本作於時言、珠林作于

時石崇言、御覽作於時名、今從廣記。㊸定上、御覽有宗字。㊹廣記無百字。珠林作得千五百文。

【注釈】 南陽 郡名（『後漢書』郡国志四）。今の河南省南陽市を中心とした地域。宛市 宛の町。宛は南陽郡の

郡役所のある県（『後漢書』郡国志四）。今の河南省南陽市。步行太極 歩いて大変疲れた。鄭氏注釈に「極、劳累」、李劍国校注に「極、疲也。」という。將非 まさか〜でないのではあるまいな。この「將」について、江氏『魏

晋南北朝小説詞語匯釈』は、「表示反詰、相当于豈・难道」という。了無 全く無いという意。江氏『魏晋南北朝小説詞語匯釈』に、「了字有全无之义、……了与否定词无・不连用、作副词意思相当于毫无・毫不・全无・全不」とい

う。不喜唾 『搜神記』卷一六（第三九七話）にも、人が鬼に唾するのが見える。漕灌 擬声語。水の中を渡る時のざぶざぶという音を表す。急持之 しっかりとつかまえる意。咋咋 擬声語。鄭氏注釈には「状细小而短促

的尖叫声」という。これによると、キイキイという金切り声になる。當時有言 『法苑珠林』と『搜神記』が石崇の言とするのは、後人の増添であろう。

【訓読】 南陽の未定伯、年少き時、夜行きて鬼に逢ふ。問ひて曰く、「誰ぞや」と。鬼曰く、「鬼なり」と。鬼曰く、「卿は復た誰ぞや」と。定伯之を欺きて言ふ、「我も亦鬼なり」と。鬼問ふ、「何れの所に至らんと欲するか」と。答へて曰く、「宛市に至らんと欲す」と。鬼言ふ、「我も亦宛市に至らんと欲す」と。共に行くこと数里にして、鬼言ふ、「步行太だ極まれり。共に迭りて相担ぐべきなり。何如」と。定伯曰く、「大いに善し」と。鬼便ち先づ定伯を担ぐこと数里なり。鬼言ふ、「卿太だ重し。將鬼に非ずや」と。定伯言ふ、「我新たに死す、故に重きのみ」と。定伯因りて復た鬼を担ぐに、鬼略重き無し。是くの如きこと再三なり。定伯復た言ふ、「我新たに死すれば、鬼の悉く何れの所をか畏忌するを知らず」と。鬼答へて曰く、「唯だ人の唾を喜ばざるのみ」と。是に於いて共に行き、道に水に遇ふ。定伯 鬼に命じて先に渡らしむ。之を聴くに了に声無し。定伯自ら渡れば、漕灌として声を作す。鬼復た言ふ、「何を以て声を作すか」と。定伯曰く、「新たに死して、水を渡るを習はざるのみ。怪しむこと勿かれ」と。行きて宛市に至ら

んと欲し、定伯便ち鬼を担ぎて頭上に至し、急に之を持つ。鬼大いに呼びて、声咋咋として、下さんことを索むるも、復た之を聴かず。徑ちに宛市の中に至り、地に著くれば、化して一羊と為る。便ち之を売り、其の變化せんことを恐れ、乃ち之に唾す。錢千五百を得て、乃ち去る。當時言へる有り、「定伯 鬼を売りに、錢千五百を得たり」と。

【訳文】 南陽郡の宋定伯は、若い時、夜道を歩いていて幽霊に出会った。定伯は尋ねた、「おまえは誰だ」と。鬼は言った、「幽霊だ」と。鬼は尋ねた、「お前は誰なんだ」と。定伯は騙して言った、「わしも幽霊だ」と。幽霊は尋ねた、「どこに行こうとしているのか」と。定伯は、「宛の町に行こうと思う」と答えた。幽霊は、「わしも宛の町に行くところだ」と言った。連れ立って数里行くと、幽霊は言った、「歩くのは大変疲れる。お互い交代で背負いあうのがよいと思うが、どうか」と。定伯は言った、「大変結構だ」と。鬼がまず定伯を数里ばかり背負った。鬼が言った、「おまえは大変重い。もしや幽霊ではないのであるまいな」と。定伯が言った、「わしは死んだばかりなので、重たいのだ」と。そこでこんどは定伯が幽霊を背負ったところ、幽霊はほとんど重さがなかった。このようなことを何度か繰り返した。定伯はまた、「わしは死んだばかりなので、幽霊というものが何を恐れるものなのかを知らない」と言った。幽霊は、「ただ人の唾が嫌いなだけだ」と答えた。そこでまた連れ立って歩いていると、途中で川に出くわした。定伯は幽霊に先に渡らせた。耳をすましたが全く音が聞こえなかった。定伯が渡ると、ぎぶぎぶと音がした。幽霊はまた言った、「どうして音をたてるのか」と。定伯は言った、「死んだばかりで、水を渡るのに慣れていないだけだ。疑ってはいけない」と。そのまま歩いてもうすぐ宛の町に着くという時、定伯は幽霊を頭上に担ぎあげて、しっかりとつかまえた。幽霊は大声で叫び、キイキイとわめいて、下ろしてくれと頼んだが、定伯は耳を貸さなかった。そのままますます宛の町の中に入り、地面に下ろしたところ一匹の羊に化けた。定伯はそれを売り、また化けることを心配して唾をかけた。錢千五百をもらって、たち去った。当時の人は、「定伯は幽霊を売って、錢千五百をもうけた」と言った。

【補説】 この話は、『搜神記』巻一六（第三九三話）にも見える。『芸文類聚』（巻九四）・『太平御覽』（巻八二八・

九〇二)は『搜神記』を引く。古来、鬼(幽霊)は恐怖の対象であり、また畏敬の念をもつて祭られてもいた。そして、冥土の死者として出現し、死に至る災いをもたらしている。そんな鬼に夜道で出会えば、恐れて逃げだすか、命乞いをするのが通常であろう。或いは、武勇談にして、勇敢に鬼と戦ったという筋立ても考えられる。ところが、宋定伯は嘘をついて鬼を欺き、巧みにその弱点を聞き出し、売り飛ばして銭もうけをする。だまされる鬼もどことなく間が抜けており、親近感さえ覚える。恐怖心や畏敬の念など微塵も感じられない。また、先の第二五話同様に話の大半を占める小気味よい会話文も軽妙である。これは、奇抜な発想で従来の鬼のイメージを一新した話であり、六朝志怪の幕開けを告げる『列異伝』を代表する説話といえよう。

27 北地傳尚書小女、嘗折荻作鼠、以狡獪。放地、荻鼠忽能行①、徑入戸限土中②。又折荻更作、咒之云、『汝若爲家怪者、當更行。不者不動。』放地、便復行如前。即掘限内窺、入地數尺、了無所見。後諸女相繼喪亡。(廣記三百六十)

【校異】 ①鈎沈本無荻字、據廣記補。②限、鈎沈本作限、據明鈔本廣記・一九七三年版魯迅全集改。

【注釈】 北地 郡名(『後漢書』郡国志五)。今の甘肅省靈武県を中心とした地域。 傳尚書 北地郡の傅氏で尚書になったものに傳嘏がいるが、嘏が尚書になったのは正始年間(二四〇～二四九)であり、『列異伝』編纂後になる。また嘏の伯父の傅巽は、魏文帝の黄初年間に侍中尚書になったとある。傅巽の家のこととすれば、『列異伝』成立時期と矛盾はない。『三國志』卷二一傳嘏伝参照。 狡獪 兇戲、遊戯の意。『魏書』卷九八蕭昭業伝に「放鷹走狗諸雜狡獪」とある。 戸限 門檻。門の敷居のこと。『晋書』卷七九謝安伝に「還内、過戸限、心喜甚」とある。 了無 第二六話注参照。

【訓読】 北地の傳尚書の小女、嘗て荻を折きて鼠を作り、以て狡獪とす。地に放つに、荻鼠忽ち能く行き、徑ちに

戸限の土中に入る。又荻を折きて更に作り、之に呪まじひて云ふ、「汝 若し家怪を為さば、当に更に行くべし。しからずんば動かざれ」と。地に放てば、便ち復た行くこと前の如し。即ち限内を掘りて覓め、地に入ること数尺なるも、了に見る所無し。後、諸女相繼いで喪亡す。

【訳文】 北地郡の傳尚書の幼い娘が、あるとき荻を裂いて鼠を作り、遊んでいた。地面に置いたところ、荻の鼠は突然動きだして、まっすぐに門の敷居ところに行き土の中にもぐった。娘はまた荻を裂いて鼠を作り、お呪いをして、「おまえがこの家に怪異をおこすのなら、もう一度行きなさい。そうでないなら動くな」と言った。そして地面に置いたら、荻の鼠はすぐに前と同じように行ってしまった。すぐに敷居の下を掘って探したが、地面から数尺掘っても、全く見当たらなかった。その後、家の娘たちは相繼いで死んでいった。

【補説】 『太平広記』は妖怪類に入れているが、幼子の遊びが家の不幸を予告する話とした方が妥当と思われる。他書には見当たらない。

28 昔鄱陽郡樂安縣有人姓彭①、世以捕射爲業。兒隨父入山、父忽蹶然倒地、乃變成白鹿。兒悲號追、鹿超然遠逝、遂失所在。兒於是終身不捉弓②。至孫復學射。忽得一白鹿、乃於鹿角間、得道家七星符、并有其祖姓名、年月分明。觀之愧悔③、乃燒去弧矢④。〔御覽八百八十八〕

【校異】 ①鄱、鈎沈本作番、據御覽改。鮑崇城校本御覽作番。樂安、鈎沈本・御覽竝倒。今據異苑改。②終身不捉弓、鈎沈本作不捉弓終身、據御覽改。鮑崇城校本御覽與鈎沈本同。③觀、鈎沈本作視、據御覽改。鮑崇城校本御覽作視。④矢、鈎沈本作失、據御覽・一九七三年版魯迅全集改。

【注釈】 鄱陽郡樂安縣 鄱陽郡は、呉の孫権が後漢末の建安十五年（二一〇）に豫章郡を分けて置いた（『後漢書』郡国志四劉昭注、『宋書』州郡志二）。今の江西省波陽県を中心とした地域。樂安県は、呉が置いた鄱陽郡の属県（『宋

書』州郡志二。今の江西省徳興県の東。『太平御覽』が「安樂縣」に作るのは誤り。安樂県は漁陽郡に属し、「後漢書」郡国志五）、今の河北省の地である。捕射 狩獵の意。『異苑』は「射獵」（津逮秘書本）・「獵射」（『太平広記』引）に作る。『太平御覽』引『異苑』は、ことと同じく「捕射」に作る。蹶然 つまずき倒れる様。超然 跳ねて飛んで行く様。『異苑』は「跳躍」（『太平御覽』引は「跳躡」に作る。鹿角間 角と角の間の意であろう。『異苑』は、「兩角間」に作る。道家七星符 道教のお札と思われる。道教で北斗七星を祭る祭壇を七星壇といい、道士の帽子に七星冠というがあるので、北斗七星信仰に関係したものであろう。年月分明 何の年月かは不明。分明は明らかではつきりと読み取れたという意。『異苑』は、この句を「及郷居年月在焉」（初學記・御覽引在作存。廣記引無在字。御覽引無月字）に作り、村に住んでいた年月の意とする。弧矢 弓矢。

【訓読】 昔、鄱陽郡樂安県に人有り姓は彭、世よ捕射を以て業と為す。兒 父に随ひて山に入り、父忽ち蹶然として地に倒れ、乃ち変じて白鹿と成る。兒 悲号して追ふも、鹿 超然として遠く逝き、遂に所在を失ふ。兒 是に於いて終身弓を捉らず。孫に至り復た射を学ぶ。忽ち一の白鹿を得るに、乃ち鹿角の間に於いて、道家の七星符を得、并せて其の祖の姓名有りて、年月分明なり。之を覩て惋惜し、乃ち弧矢を焼き去る。

【訳文】 昔、鄱陽郡樂安県に彭という姓の人がいて、代々狩獵を生業としていた。ある日、息子が父親について山に入ったところ、父親が突然ぼつたりと地面に倒れ、なんと白い鹿に変身してしまった。息子は悲しみ叫びながら追いかけたが、鹿は跳ね飛びながら遠くに行つてしまひ、そのまま行方がわからなくなった。それ以後、息子は生涯弓を手にしなかつた。孫の代になりまた弓を習うようになった。ある日たまたま一匹の白い鹿を捕まえたところ、その鹿の角の間には道家の七星符があり、先祖の姓名も書かれており、年月もはつきり記されていた。孫はこれを見て嘆き後悔し、弓矢を焼き捨てた。

【補説】 この話は、『異苑』巻八にも見える。『初学記』巻二九・『太平御覽』巻九〇六・『太平広記』巻四四三

は『異苑』を引いている。『異苑』の文頭に「晉咸寧中（二七五〜二八〇）」（御覽・廣記引作「晉咸康中（三三五〜三四二）」）とあることから、王国良氏は「列異伝」に収められていた話ではないとして、鉤沈本から削除すべきものとしている（『六朝志怪小説考論』——列異伝研究——）。確かに、「道家七星符」が記されていることから見ても、『異苑』の話とした方が妥当と思われるが、『太平御覽』が『列異伝』を引いていることを考慮してそのまま残しておく。内容的には、化虎譚と同じく人が異類に変身する話として貴重なものである。

29 北海營陵有道人、能使人與死人相見①。同郡人婦死已數年、聞而往見之曰、「願令我一見、死亦不恨②。」遂教其見之③。於是與婦人相見④。言語悲喜、恩情如生⑤。良久⑥、乃聞鼓聲悵悵⑦、不能出戶、掩門乃走。其裾爲戸所閉、掣絶而去。後歲餘、此人死。家葬之、開見婦棺、蓋下有衣裾。〔文選卷三十一江淹「雜體詩」李善注、御覽八百八十四〕

【校異】 ①使、御覽作令。②御覽無人字。③遂、御覽作道人二字。④亦、鉤沈本據李善注作人、屬上句。今據御覽改。⑤生下、御覽有時字。⑥久下、鉤沈本有時字、據李善注・御覽刪。鮑崇城校本御覽有時字。⑦御覽無悵悵二字。以下、御覽作遂別而去四字。

【注釈】 北海營陵 北海郡營陵県（『後漢書』郡国志四作北海国）。今の山東省樂昌県付近。道人 道教の道士。願令我一見、死亦不恨 『搜神記』は「願令我一見亡婦、死不恨矣。」（御覽引亡作死）に作る。『列異伝』の本文は「願令我一見死人、死亦不恨」となっていたのではないかと思われる。遂教其見之 『搜神記』は「乃語其相見之術。俄而得見之。」（御覽引無前句。珠林・廣記引無後句。珠林術作制）に作る。於是與婦人相見、言語悲喜、恩情如生 『搜神記』は「於是與婦言語、悲喜恩情如生。」（御覽引無於是二字）に作る。乃聞鼓聲悵悵、不能出戶、掩門乃走。裾爲戸所閉、掣絶而去 『搜神記』には道士が術を教える時に、「若聞鼓聲、即出勿留。」（珠林・

御覽即作疾。御覽無勿留二字」と言ったことが記されているので、太鼓の音が死者と別れる合図だったことがわかる。李善注・『御覽』引の『列異伝』はこの部分を省略して引用したのである。「恨恨」の解釈については二説ある。一つは、『漢語大詞典』が「象声詞」として、この李善注に引く『列異伝』を例に挙げているように、太鼓の擬声語とするものである。『古小説鉤沈』の句読、及び楼風仙氏の訳「他们听到恨恨鼓声、（催促那人赶紧离去）」はこれによる。一方、鄭氏はこの句を下句に付けて読み、「恨恨、悲恨的情绪。不能出戸、舍不得走出房門。」と注釈している。それに従えば、「太鼓の音が聞こえたが、亡き妻を思う悲しみの気持ちが強く、家の門から出ることができなかつた」という意味になる。「掩門乃走」の解釈も分かれる。「掩」は閉じるの意である。鄭氏はこの句を「直到他妻子关门撵他走时才离开」（彼の妻が門を閉めて彼を追い出してやっと別れた）と解釈する。一方、楼風仙氏の訳は「房門紧闭着不能出去、他用力推门挤出、随即掩好大门就跑、但他的衣襟被房门夹住了、他拉断了衣襟后很快离去。」（家の門がぴつたりと閉まっていた出ることができなかった。彼は力を入れて門を押し開いて外に出、すぐに門をしつかり閉めて駆けだそうとしたが、しかし彼の服の襟が扉に挟まれたので、かれはその襟を引きちぎってすばやく離れ去つた）となっている。『搜神記』は「聞鼓聲恨恨、不能得住。當出戸時、忽掩其衣裾戸閉、掣絶而去。」（汪氏校注本の句読による。汪氏校注云、「太平御覽」「恨恨」作「恨恨」。竝注「音力尚反。」『列異傳』同。當據正。）に作るが、類書に引くものと異同がある。『太平広記』引は「聞鼓聲。恨恨不能得住。當出戸時。奄忽其衣裾戸閉。掣絶而去。」（中華書局点校本による。「恨恨」を下句に付けている。）、『法苑珠林』引は「聞鼓音聲。恨不能得住當出戸時。掣閉其衣裾。戸閉掣絶而去。」（大正蔵による）、『太平御覽』引は「聞鼓音恨恨、不能得時出門、閉戸掩壻、壻乃徒出、閉其衣裾戸閉、掣絶而去。」（筆者点）に作る。竹田晃氏は「太鼓の音が聞こえた。夫は後ろ髪を引かれる思いであったが、止まるわけにはゆかず、戸口をでようとするとき、ふと着物の裾が扉にはさまれた。そこで振りちぎって帰った。」と訳し、『太平広記』引に従っている。黄濂明氏の訳は「听见恨恨的鼓声、不能留下。那个人

走出門的時候、忽然他的衣襟夾在門縫里、他扯斷衣襟离开了。」と、「悵悵」を太鼓の擬声語としてゐる。

【訓読】 北海郡の營陵県に道人有り、能く人をして死人と相見はしむ。同郡の人の婦死して已に数年、聞きて往き之に見えて曰く、「願はくは我をして一たび見はしめよ、死するも亦恨みず」と。遂に其の之に見ふを教ふ。是に於いて婦人と相見ふ。言語悲喜、恩情生けるが如し。良久しくして、乃ち鼓聲の悵悵たるを聞くも、戸を出づる能はず、門を掩ぢんとし乃ち走る。其の裾戸の閉づる所と為り、掣絶して去る。後歳余、此の人死す。家之を葬らんとして、婦の棺を開き見るに、蓋の下に衣裾有り。

【訳文】 北海郡の營陵県に道士がいて、生きてゐる人を死んだ人と会わせることができた。同郡の妻が死んですでに数年になる人が、そのことを聞き道士を尋ねて行つて会い、「どうか私を一目亡き妻に會わせて下さい。もし會えたら死んでも後悔はいたしません」と言つた。そこで道士は彼に亡き妻と會う方法を教えてやつた。そこでその人は亡き妻に會つた。ことばも悲しみ喜びの感情も、夫婦の情愛も生前と同じだった。しばらくして、太鼓の音が聞こえたが、(名残惜しくて)外に出ることができず、門が閉まりかけた時にやっと走り出た。着物の裾が扉に挟まれたが、引きちぎつて出た。その後一年余りして、この人は死んだ。家族が彼を葬ろうとして、その人の妻の棺桶を開けてみると、蓋の下に衣の裾があつた。

【補説】 この話は、『搜神記』巻二(第四五話)にも見える。『法苑珠林』巻九七・『太平広記』巻一八四・『太平御覧』巻五五一が『搜神記』から引用している。『列異伝』の「與婦人相見、言語悲喜、恩情如生」という夫と亡き妻の再会の場面を詳しく述べた唐代小説に「許至雍」(『太平広記』巻一八三出「靈異記」)がある。別れる時に、亡き妻は冥界には涙しか贈るものはないと言つて、夫の服に涙を流すが、この世に帰つた夫がそれを見ると、涙痕はみな血であつたという情感のこもつた話になつてゐる。

30 陳留史均、字威明、嘗得病、臨死、謂其母曰、『我得復生。埋我、杖豎我瘞上。若杖拔、出之。』及死埋、杖如其言。七日往視、杖果拔。即掘出之、便平復如故。〔御覽七百十〕

【注釈】 陳留 郡名（『後漢書』郡国志三）。今の河南省陳留県を中心とした地域。史均 『搜神記』は「漢陳留史均」に作る。史均、史均ともに史書には見当たらない。瘞 ここでは墳墓の意。杖 『搜神記』は「竹杖柱」に作る。拔 『搜神記』は「折」に作る。平復 病気が全快してもとどおり元気になること。『搜神記』はこの上に「已活、走至井上浴」の七字がある。

【訓読】 陳留の史均、字は威明、嘗て病を得、死に臨みて、其の母に謂ひて曰く、「我復た生くるを得。我を埋むるとき、杖もて我が瘞上に豎てよ。若し杖抜ければ、之を出せ」と。死して埋むるに及び、杖もて其の言の如くす。七日にして往きて視るに、杖果たして抜けり。即ち掘りて之を出だすに、便ち平復すること故の如し。

【訳文】 陳留の史均、字は威明というものが、あるとき、病気になる、臨終に際して、その母親に、「わたしは生き返ることができます。わたしを埋葬するときに杖をわたしの墓の上に立てて下さい。もしその杖が抜けたら、わたしを墓の中から出して下さい」と言った。史均が死んで埋葬したとき、母親は言われたとおり杖を立てておいた。七日たつて行つてみると、果たして杖は抜けていた。そこですぐに掘り出したところ、もとどおりに生き返つた。

【補説】 この話は、『搜神記』巻一五（第三六三話）にも見える。『法苑珠林』巻九七・『太平広記』巻三七五は『搜神記』を引く。『搜神記』ではこの後に、史均が長距離を短時間の内に往復できる異能を發揮する話が二つ記されている。

31 濟北弦超①、神女來遊②、車上有壺榼、青白琉璃五具③。〔御覽七百六十二〕

【校異】 ①超、御覽作起、鮑崇城校本御覽作超。②遊、鈎沈本作游、據御覽改。③榼、鈎沈本作榼、據御覽改。疏、

御覽作流、鮑崇城校本御覽作疏。

【注釈】 濟北 郡名（『後漢書』郡国志三作濟北国）。今の山東省長清県付近を中心とした地域。『搜神記』は「魏濟北郡從事掾弦超、字義起」に作る。 榼 酒などを入れる樽。

【訓読】 濟北の弦超に、神女来遊し、車上に壺榼、青白の琉璃五具有り。

【訳文】 濟北郡の弦超のもとに、神女がやって来て、車上に壺や樽など、青白色の琉璃の器が五つあった。

【補説】 この文は、『搜神記』巻一（第三二話）にある、神女の成公智瓊が弦超のもとに天から下って来て夫婦になるという話の一節である。『法苑珠林』巻五・『芸文類聚』巻七九・『太平御覽』巻六七七は『搜神記』を引き、『太平広記』巻六一は『集仙録』を引いている。『北堂書鈔』巻一二九引張敏「神女伝」、『芸文類聚』巻七九引晋張敏「神女賦」、『太平御覽』巻三九九・七二八引「智瓊伝」、『太平寰宇記』巻一三引「述征記」にも成公智瓊と弦超のことが記されている。『搜神記』が魏の嘉平年間（二四九〜二五四）のこととしているのに従えば、魏文帝の『列異伝』にはなかった話となる。

32 有神王方平降陳節方家。以刀二口①、一長五尺、一長五尺三寸、名泰山環、語節方曰、『此刀不能爲餘益、然獨臥、可使無鬼。入軍不傷。勿以入廁溷②。且不宜久服。三年後、求者急與。』果有戴卓以錢百萬請刀。（御覽三百四十五）

【校異】 ①二、御覽作一。鮑崇城校本御覽作二。②鈎沈本無入字。據御覽補

【注釈】 王方平 王遠。方平は字。東海郡の人。中散大夫になったが、官を棄てて山に入り仙術の修業をする。途中、後漢の桓帝（一四七〜一六七在位）に召されたが就かず、死後、仙人になった。『太平広記』巻七「王遠」（出『神仙伝』）に見える。また、『太平広記』巻六〇「麻姑」（出『神仙伝』）にも、「漢孝桓帝時、神仙王遠、字方平、降於蔡

經家。」とある。陳節方『神仙伝』では、陳耽（後漢の靈帝の時の太尉。『後漢書』卷八靈帝紀李賢注云、「耽字漢公、東海人也。」）が王方平の生前に道室を建ててやって庇護したこと、王方平が仙人になったあと、蔡經（第三四、三五話参照）の家に降りその隣家のもと梟尉をしていた陳氏（「經比舍有姓陳者、失其名。嘗罷縣尉。」）に書を与えたということは見えるが、陳節方のことは記されていない。□ 器物を数える量詞。獨臥 刀を身につけてただ横になっただけでの意か。樓風仙氏の訳文は「然而（你如果有了它、）一个人睡覺となつてゐる。ただ、樓氏は前句の「餘」を「余」（我の意）と誤解し、「这把刀不能给我帶來好处」（この刀は私に利益をもたらすことができなかつた）と訳しているのは誤りであろう。

【訓読】 神の王方平有りて陳節方の家に降る。刀二口、一つは長さ五尺、一つは長さ五尺三寸、名は泰山環なるを以て、節方に語りて曰く、「此の刀は余益を為す能はず、然れども独り臥せば、鬼無からしむべし。軍に入るも傷つかず。以て廁溷に入る勿かれ。且つ宜しく久しくは服すべからず。三年の後、求むる者あらば急ぎ与へよ」と。果して戴卓有り錢百万を以て刀を請ふ。

【訳文】 神仙の王方平が陳節方の家に降りてきた。刀を二本、一本は長さ五尺、一本は長さ五尺三寸で、泰山環という名のものを持ってきて、節方に告げて言った、「この刀は他に利益をもたらすことはできないが、しかしながらただ（この刀を身につけて横になるだけで）、幽霊を近づかなくさせることができる。（この刀を持っていれば）軍に入つて（戦場に行つて）も傷つくことはない。（ただし、この刀を持って）廁に入つてはいけな。また長い間身につけておくべきではない。三年後に、（この刀を）ほしがる者がいたら、すぐに与えなさい」と。はたして戴卓というものが錢百万で刀をほしいと言つてきた。

【補説】 『神仙伝』卷二、七（『太平伝記』卷七「王遠」、卷六〇「麻姑」）には、この一節は記載されておらず、この『御覽』引『列異伝』にしか見当たらない話である。

33 東海君以織成青襦遺陳節方。(御覽六百九十五)

【注釈】東海君 第一四話参照。織成 古代の上等な織物。彩糸や金糸を折り込んで模様をつけたもの。『後漢書』輿服志下に陳留郡襄邑県から献上されたことが記されている。『晋令』(『太平御覽』卷八一六引)に「織成衣爲禁物」とあり、「織成」を禁制品としている。また、『宋書』礼志五にも「織成衣帽、……皆爲禁物」といい、官品令第二品以上のものでだけが身に着けられるとある。かなり上等の織物であったことがわかる。鄭氏注釈には、「襦、短衣。人間衣服大抵经裁剪縫綴而成、此青襦乃织成、无裁縫之迹、所以为异。」と、縫わずに織って作ったという意に解している。それだと、『太平広記』卷六八「郭翰」(出『靈怪集』)にある、郭翰のもとに降りてきた織女の服が「無縫」であり、織女が「天衣本非針綫爲也」と言ったという「天衣無縫」の怪異ことになる。しかし、「織成」の意味から考えて鄭氏の解釈には無理があると思われる。陳節方 第三二話参照。『搜神記』は「陳節」に作る。

【訓読】東海君 織成の青襦を以て陳節方に遺る。

【訳文】東海君は金糸を織り込んだ青い胴着を陳節方に贈った。

【補説】この話は、『搜神記』卷二(第三七話)にも見え、「陳節訪諸神、東海君以織成青襦一領遺之。」に作る。『太平御覽』卷八一六布帛部三「織成」は、『搜神記』を引く。

34 神仙麻姑降東陽蔡經家。手爪長四寸、經意曰、『此女子實好佳手。願得以搔背。』麻姑大怒。忽見經頓地、兩目流血。(御覽三百七十)

【注釈】麻姑 伝説中の仙女の名。後漢の桓帝(一四七〜一六七在位)の時、先に蔡經の家に降っていた王遠(第三二話)に招かれて降りてきた。その姿形について、『神仙伝』卷二、七(『太平広記』卷七「王遠」、卷六〇「麻姑」)には、「是れ好き女子、年十八九許りなり。頂中に於いて髻を作り、余髪は垂れて腰に至る。其の衣に文章有

り。而して錦綺に非ざるも、光綵目を耀かし、名状すべからず。皆世の無き所なり。」と記す。東陽 広陵郡の属県（『後漢書』郡国志三）。今の安徽省天長県の付近。『神仙伝』（王遠）は「胥門」（江蘇省蘇州市の門）に作る。蔡經 王遠に召されて仙界の官吏となる。第三五話参照。手爪長四寸、經意曰 『神仙伝』卷二（『太平広記』卷七「王遠」）は、「麻姑手爪似鳥。經見之、心中念曰」に、卷七（『太平広記』卷六〇「麻姑」）は「麻姑鳥爪。蔡經見之、心中念言」に作る。蔡經は口に出して言ったのではなく心に思っただけで麻姑に知られた。神仙の超能力である。

【訓読】 神仙の麻姑 東陽の蔡經の家に降る。手爪長さ四寸、經意おぼひて曰く、「此の女子 実に好佳よき手あり。願はくは以て背を搔くを得ん」と。麻姑大いに怒る。忽ち經の地に頓れ、両目血を流すを見る。

【訳文】 神仙の麻姑が東陽県の蔡經の家に降りてきた。手の爪の長さが四寸もあつたので、經は心中思った、「この女は実によい手をしている。背中を搔いてもらいたいものだ」と。（それに気づいた）麻姑は大変怒つた。すると突然、經が地面に倒れ、両目から血を流すが見えた。

【補説】 この話は、『神仙伝』卷二、七（『太平広記』卷七「王遠」、卷六〇「麻姑」）にも見えるが、内容が少し違っていて、王遠（字は方平）が蔡經の心中を察して鞭打つことになっている。『神仙伝』卷七（『太平広記』卷六〇「麻姑」）の文は、次のようである。「又麻姑鳥爪。蔡經見之、心中念言、『背大癢時、得此爪、以爬背當佳。』方平已知經心中所念。即使人牽經鞭之、謂曰、『麻姑神人也。汝何思謂爪可以爬背耶。但見鞭着經背。亦不見有人持鞭者。方平告經曰、『吾鞭、不可妄得也。』」（又麻姑は鳥爪なり。蔡經之を見て、心中に念ひて言ふ、「背大いに癢き時、此の爪を得て、以て背を爬かば當に佳かるべし」と。方平已に經の心中に念ふ所を知る。即ち人をして經を牽きて之を鞭たしむ。謂ひて曰く、「麻姑は神人なり。汝何を思ひてか爪以て背を爬くべしと謂ふや」と。但だ鞭の經の背に着くを見るのみ。亦人の鞭を持つ者有るを見ず。方平經に告げて曰く、「吾が鞭は、妄に得べからざるなり」

と。)

35 蔡經與神交、神將去、家人見經詣井上飲水、上馬而去。視井上、俱見經皮如蛇蛻。遂不還。(御覽三百七十五)

【注釈】 蔡經與神交 神仙の王遠が蔡經の家に降りてきたこと。 俱見 家族のものが皆見たという意。

【訓読】 蔡經 神と交はり、神將に去らんとするに、家人 經の井の上に詣り水を飲み、馬に上りて去るを見る。井の上を視るに、俱に經の皮の蛇蛻の如きを見る。遂に還らず。

【訳文】 蔡經が神仙とつきあい、神仙が立ち去ろうとするとき、家人は蔡經が井戸の側に行つて水を飲み、馬に乗つて去つて行くのを見た。(その後、)井戸の側で、皆は蔡經の皮が蛇の脱け殻のようになっていたのを見た。そのまま(蔡經は)帰つてこなかった。

【補説】 蔡經が尸解仙になる話は、『神仙伝』卷二(『太平広記』卷七「王遠」)にも見え、次のように記されている。「初遠欲東入括蒼山、過呉。住胥門蔡經家。蔡經者、小民耳。而骨相當仙。遠知之。故住其家。遂語經曰、『汝生命應得度世。欲取汝以補官僚耳。然少不知道、今氣少肉多。不得上去。當爲屍解、如從狗竇中過耳。』於是告以要言、乃委經而去。經後忽身體、發熱如火。欲得冷水灌之。舉家汲水、灌之如沃焦石。如此三日、消耗骨立。乃入室、以被自覆。忽然失之。視其被内、唯有皮。頭足具如蟬蛻也。」(初め遠 東のかた括蒼山に入らんと欲し、呉を過ぐ。胥門の蔡經の家に住まる。蔡經は、小民なるのみ。而も骨相仙に当たる。遠 之を知る。故に其の家に住まる。遂に經に語りて曰く、『汝の生命は心に度世を得べし。汝を取りて以て官僚に補せんと欲するのみ。然れども少きより道を知らず、今は氣少なく肉多し。上去するを得ず。当に屍解を為すべきも、狗竇の中より過ぐるが如きのみ。是に於いて告ぐるに要言を以てし、乃ち經を委てて去る。經 後忽ち身体、熱を発すること火の如し。冷水を得て之に灌がんと欲す。家を挙げて水を汲み、之に灌ぐも焦石に沃ぐが如し。此くの如きこと三日、消耗して骨立す。乃ち室に入り、被

を以て自ら覆ふ。忽然として之を失ふ。其の被の内を視るに、唯だ皮有るのみ。頭足の具はること蟬蛻の如きなり。その後、十年たつて蔡経は家に戻り、王遠が降りてくることを告げる。以上の第三二〜三五話は、神仙の王遠と麻姑と東海君に関する一連の話であつたと思われる。

36 田伯爲廬江太守、移郡淫鬼、命盡到府、一月不自來見、當壞祠。唯廬君往見、自稱縣民。與府君約、刻百日、當遷大都。願見過。後如期、果爲沛相公①、不過於祠②。常見廬君、月餘病死。(書鈔七十六)

【校異】 ①公、一九七三年版魯迅全集作去、屬下句、不知何據改。②於、鈎沈本作于、據書鈔改。

【注釈】 廬江 郡名(『後漢書』郡国志四)。今の安徽省廬江県を中心とした地域。 移 公文書の一つ。まわし文。『後漢書』光武帝紀上に「僚屬を置きて文移を作る」、『文心雕龍』檄移篇に「移は、易なり。風を移し俗を易へ、令往きて民随ふ者なり」とある。 淫鬼 勝手に鬼神を祭ることは禁止されていたにもかかわらず、民がそれに背いて祠を建てて祭り信仰の対象としていた鬼神をいう。 廬君 廬山の神。廬山は江西省九江市の南にあり、仙人の山として有名。『水経注』卷三九廬江水引『豫章旧志』によれば、廬俗(本姓は匡)の七人が道術を好み、この山に住んだので、廬山と名づけられたという。廬君は、『搜神記』卷四(第七八話)にも見える。祖台之『志怪』第九話には「廬山使君」(御覽七五八引作廬山府君)が登場している。 刻百日 百日ときめる意。百日以内にといいこと。 大都 大きな都市の意。 見過 わたしがあなたに訪問されるという意。 沛相公 沛相は沛国の相(大臣)の意。沛国は漢の高祖が置いた(『後漢書』郡国志二)。「公」は意味不明。一九七三年版魯迅全集は「去」字に作り、下句に付けて、「去るに祠に過らず」(廬江を離れる時に廬君の祠を訪れなかった)とする。楼風仙氏の訳はこれに従う。鄭氏注釈本は、「公」を下句に付けている。沛国の相を「公」とは呼ばないのだが、宰相を相公というのならつたのであろうか、或いは衍字か、「去」字の誤りであろう。

【訓読】 田伯 廬江太守と為り、郡の淫鬼に移し、命じて尽く府に到らしめ、一月のうち自ら来りて見えずんば、当に祠を壊つべしといふ。唯だ廬君のみ往きて見え、自ら県民と称す。府君と約して、「百日を刻して、当に大都に遷るべし。願はくは過られんことを」といふ。後、期の如くして、果たして沛相と為るも、祠に過らず。常に廬君を見、月余にして病みて死す。

【訳文】 田伯は廬江郡の太守となり、郡内の淫祠されている鬼神にまわし文し、皆役所に来るように命じ、一か月のうちに自らすすんでやって来なかつたら、祠を壊すと言つた。廬君が一人だけやって来て太守に謁見し、県内の民だと自称した。彼は太守と、「太守様は百日のうちに、大きな町に転任されるはずです。その時は、わたしの祠にお立ち寄り願います」という約束を交わした。その後、約束の期限になつて、果たして沛国の大臣に転任になつたが、祠には行かなかつた。後、田伯はいつも廬君の姿を見るようになり、一か月余りして病氣になつて死んだ。

【補説】 この話は、淫祠禁止に対する抵抗の気持ちだが、廬山の神の靈験を借りて語られたものと考えられる。他書には見られない。

37 豫寧女子戴氏久病①。出見小石曰、「爾有神②、能差我疾者、當事汝。」夜夢人告之、「吾將祐汝。」後漸差。遂爲立祠、名石侯祠。(御覽五十一)

【校異】 ①病、御覽作疾、鮑崇城校本御覽作病。②爾、御覽作尔、今從鉤沈本。

【注釈】 豫寧 後漢の献帝の建安年間に豫章郡の地に置かれた侯国(『宋書』州郡志二)。今の江西省武寧県付近。

『搜神記』・『列仙伝』(『北堂書鈔』卷一六〇引)は豫章に作る。小石 『搜神記』はこの下に「形像偶人」(形 偶人に像る)の四字がある。爾有神 『搜神記』は「爾有人形、豈神」(爾 人形有り、豈に神なるか)に作る。當事汝 『搜神記』は「吾將重汝」(吾將に汝を重んぜんとす)に作る。名石侯祠 『搜神記』は「戴氏爲巫、故名戴

侯祠」(戴氏巫と為る、故に戴侯祠と名づく)に作る。

【訓読】 豫寧の女子の戴氏久しく病む。出でて小石を見て曰く、「爾神有りて、能く我が疾を差えしめば、当に汝に事ふべし」と。夜、夢に人之に告げて曰く、「吾將に汝を祐けん」と。後、漸く差ゆ。遂に為に祠を立て、石侯祠と名づく。

【訳文】 豫寧国の女子の戴氏は長く病気で苦しんでいた。あるとき、外出し小石を見て、「お前に神が宿っていて、わたしの病気が治るようになることができたら、わたしはお前に仕えるわ」と言った。夜、夢に人が現われて告げた、「わしはお前を助けてやるぞ」と。その後、病気はしだいによくなっていた。そこで戴氏は小石を祭る祠を建て、石侯祠と名づけた。

【補説】 小石を祭って祠を建てたというのは、前の第三六話で太守が禁止しようとした淫祠の実例となる話である。この話は、『搜神記』巻四(第九〇話)にも見え、『太平広記』巻二九四・『太平寰宇記』巻一〇六は『搜神記』を引く。また、『北堂書鈔』卷一六〇引『列仙伝』(『列異伝』の誤記であろう)にも見えるが、こちらはこの『列異伝』の文とほとんど同じである。ただ、この話のあとに、「後、人取石投火。咸曰、『此神石。不宜犯之。』取者曰、『此石何神。』乃投井中、『神當出井中。』明晨視之、出井。取者發疾死。」(後、人石を取り火に投ず。咸曰く、「此れ神石なり。宜しく之を犯すべからず」と。取る者曰く、「此の石何ぞ神ならん」と。乃ち井中に投じ、「神ならば当に井中より出づべし」といふ。明晨、之を視るに、井より出づ。取る者疾を発して死す。)という石侯祠の靈驗譚が付いている。

38 談生者、年四十、無婦、常感激讀詩經①。夜半有女子、可年十五六、姿顏服飾、天下無雙。來就生爲夫婦、乃言②、『我與人不同。勿以火照我也。三年之後、方可照。』爲夫妻、生一兒、已二歲。不能忍、夜伺其寢後、盜照視之。其腰已上生肉如人、腰下但有枯骨。婦覺、遂言曰、『君負我。我垂生矣、何不能忍一歲而竟相照也。』生辭謝、涕泣不

可復止。云、『與君雖大義永離、然顧念我兒。若貧不能自借活者、暫隨我去。方遣君物。』生隨之去、入華堂。室宇器物不凡。以一珠袍與之、曰、『可以自給。』裂取生衣裾、留之而去。後生持袍詣市③、睢陽王家買之、得錢千萬。王識之曰、『是我女袍。此必發墓。』乃取拷之④。生具以實對、王猶不信。乃視女冢、冢完如故。發視之、果棺蓋下得衣裾。呼其兒、正類王女。王乃信之。即召談生、復賜遺衣、以爲主壻、表其兒以爲侍中。(廣記三百十六)

【校異】①詩經、明鈔本廣記作書忽(見中華書局点校本)。②乃、鈞沈本作之、屬上句。今從中華書局点校本廣記據明鈔本改。③鈞沈本無市字、據一九七三年版魯迅全集・廣記補。④拷、鈞沈本作考、據廣記改。

【注釈】 讀詩經 明鈔本『広記』によれば、「書を読む。忽ち……」となるが、鄭氏は、「詩經には男女愛情の詩が少なからずあるので、四十歳で未婚の談生が感激して読み、そこに王女の幽霊が夫婦になりましたよ」と言つて現れるという方が、筋が通っている」といふ。 生辭謝、涕泣不可復止 この部分は、竹田晃氏が「生は涙を流してあやまつたが、いまとなつてはどうすることもできない。すると妻が……」と訳すように、「生辭謝涕泣するも、復た止むべからず」とも読める。今、樓風仙訳(談生再三謝罪。他的妻子流着眼泪、悲伤不已、说……)、黄氏『搜神記全訳』(談生连忙赔礼道歉。妻子哭泣流泪不止、说……)、白話太平広記』(談生认错道歉、妻哭泣不能停止、说……)がともに妻が泣いたことにしているのに従つた。ただ、以下の妻の発言は涕泣しながらのことばとは思えないので、次の「云」との間には、少し時間の経過があると思われる。 大義 夫婦の關係をいう。 然顧念我兒。若貧不能自借活者 この部分の解釈は、諸説ある。竹田晃氏は「私の生んだ子が貧乏ゆえにあなたといつしよに暮らせないようなことになったらと、それが気がかりです」と訳す。樓氏・黄氏は「若」を「你」の意にとり、鄭氏・『白話太平広記』は「如果」の意とする。今、鄭氏の注釈に従つた。 方遣君物 李劍国氏の注に「方、將也」といふ。くしようとするの意。 睢陽王 史書に睢陽王は見当たらない。睢陽が梁国の県名(『後漢書』郡国志二。今の河南省商邱市)であることから、李劍国氏は梁王(『後漢書』卷五〇孝明八王伝梁節王暢)のことであらうかといふ。 是我女袍 『搜

神記』はこの下に「那得在市」の四字がある。拷之 拷は鞭打つて責め問いたたすこと。復賜遺衣 『搜神記』は「衣」を「之」に作る。それだと、遺品ではなく贈り物を与えた意になる。主壻 主は諸王の娘（翁主）のこと。『漢書』高紀下如淳注に「諸王女曰翁主」とある。後、「郡主」ともいわれる。『搜神記』は「女婿」に作る。侍中 天子の側に使える侍従官。『搜神記』は「郎中」に作る。

【訓読】 談生は、年四十にして、婦無く、常に感激して詩経を読む。夜半に女子有り、年十五六可り、姿顔服飾、天下に双ぶもの無し。来りて生に就き夫婦と為り、乃ち言ふ、「我 人と同じからず。火を以て我を照らすこと勿かれ。三年の後、方に照らすべし」と。夫妻と為り、一児を生み、已に二歳なり。忍ぶ能はずして、夜 其の寝後を伺ひ、盗み照らして之を視る。其の腰已上は肉を生ずること人の如きも、腰下は但だ枯骨有るのみ。婦覚め、遂に言ひて曰く、「君我に負けり。我生くるに垂とするに、何ぞ一歳を忍ぶ能はずして竟に相照らすや」と。生 辞謝するも、涕泣して復た止むべからず。云ふ、「君と大義永離すと雖も、然れども我が児を顧念す。若し貧しくして自ら偕に活ること能はずんば、暫く我に随ひて去け。方に君に物を遺らん」と。生 随ひて去くに、華堂に入る。室宇器物凡ならず。一つの珠袍を以て之に与へて、曰く、「以て自給すべし」と。生の衣裾を裂き取り、之を留めて去る。後、生 袍を持ち市に詣るに、睢陽王の家之を買ひ、錢千を得。王之を識りて曰く、「是れ我が女の袍なり。此れ必ず墓を発きしならん」と。乃ち取りて之を拷つ。生 具に実を以て対ふるも、王猶ほ信ぜず。乃ち女の家を視るに、冢完きこと故の如し。発きて之を視るに、果して棺蓋の下に衣裾を得。其の児を呼ぶに、正に王女に類す。王乃ち之を信ず。即ち談生を召し、復た遺衣を賜ひ、以て主壻と為し、其の児を表して以て侍中と為す。

【訳文】 談生は、四十歳になつても妻がなく、いつも『詩経』を読んで感激していた。ある日の夜中、一人の娘が現れた。年のころは十五・六で、顔かたちや服装は、この世に二つとない美しさだった。その娘は談生のところに来て夫婦となり、「我は人と違ひます。あかりをつけて私を照らしてはいけません。三年たつたら、照らしてもかまひま

せん」と言った。夫妻となつて、一児を生み、すでに二歳になつた。談生はがまんできなくなつて、夜に妻が眠つたころを見計らつて、こつそりと灯で照らして見た。その腰から上は普通の人のように肉がついていたが、腰から下はただ枯れた骨だけだつた。そのとき妻は目を覚まして、「あなたは私との約束に背きました。私は間もなく生き返るところだつたのに、どうしてあと一年がまんできずに私を照らし見てしまわれたのですか」と言った。談生は謝つたが、妻は涙を流して悲嘆にくれた。やがて言つた、「あなたとの夫婦の縁は永久に絶たれてしまいましたが、しかしながら私の子供のことが心配です。もしも貧しくて子供と一緒に自活できないとお思ひでしたら、ちよつと私についてきて下さい。あなたにある物を差し上げようと思ひます」と。談生がついて行くと、立派な座敷に入った。部屋をつくりや家具類は並のものではなかつた。妻は一つの赤い上着を談生に与えて、言つた、「これで自活できるでしょう」と。そして談生の服の襟を裂いて取り、それを持って去つて行つた。その後、談生がその上着を持って町に売りに行くと、睢陽王の家の者がそれを買い、談生は錢千を得た。睢陽王はその上着に見覚えがあり、「これは我が娘の上着だ。墓をあばいたにちがいない」と言つた。そこで談生を捕まえて鞭打つて問ひただした。談生は詳しくありのままのことを答えたが、王はまだ信用しなかつた。そこで娘の墓を見たが、墓はもとのままで掘り返した様子はなかつた。掘つて中を見ると、談生の言つたとおり棺桶の蓋の下に服の襟を見つけた。その子供を呼んでみると、王の娘に大變よく似ていた。そこで王はやつと談生の話を信じた。すぐに談生を呼んで、先の形見の上着を与えて王の娘婿とし、天子に上奏してその子供を侍中とした。

【補説】この話は、『搜神記』卷一六(第三九六話)にも見え、『北堂書鈔』(卷二二九)・『法苑珠林』(卷七五)・『太平御覽』(卷三六五・六九三)は『搜神記』を引く。六朝志怪に類話の多い異類婚姻譚・再生(失敗)譚・幽婚譚などの構成要素が見られる説話である。

39 臨淄蔡支者、爲縣吏。會奉書謁太守、忽迷路、至岱宗山下。見如城郭、遂入致書。見一官、儀衛甚嚴、具如太守。乃盛設酒餼、畢付一書、謂曰、『掾爲我致此書與外孫也。』吏答曰、『明府外孫爲誰。』答曰、『吾太山神也。外孫天帝也。』吏方驚、乃知所至非人聞耳。掾出門、乘馬所之。有頃、忽達天帝座太微宮殿。左右侍臣、具如天子①。支致書訖、帝命坐、賜酒食、仍勞問之曰、『掾家屬幾人。』對、『父母妻皆已物故、尙未再娶。』帝曰、『君妻卒經幾年矣。』支曰、『三年。』帝曰、『君欲見之否。』支曰、『恩唯天帝。』帝卽命戶曹尙書敕司命、輟蔡支婦籍於生錄中、遂命與支相隨而去。乃蘇歸家、因發妻塚②、視其形骸、果有生驗。須臾、起坐語、遂如舊。(廣記三百七十五)

【校異】 ①具、鉤沈本作俱、據廣記改。②塚、鉤沈本作冢、據廣記改。

【注釈】 臨淄 県名(『後漢書』郡国志四齊国)。今の山東省淄博市付近。岱宗 泰山の別称。第一八・二一話参照。具如太守 具は俱と同じで、みな・そろつての意。下の「具如天子」も同じ。掾 各役所に所属する下級役人。ここでは蔡支を指して呼んでいる。下の「掾出門」も同じ。外孫 嫁いだ娘の子。明府 太守の別称。『後漢書』卷二七張湛伝「明府位尊德重、不宜自輕」李賢注に「郡守所居曰府。明府者、尊高之稱。前書韓延壽爲東郡太守、門卒謂之明府、亦其義也。」という。太山神 冥界の主の泰山府君(第一八話参照)が自らを神と言っている。外孫天帝也 ここでは太山神が天帝を孫だと言つて、絶対者である天帝よりも冥界の主が上位を占めているのは興味深い。『博物志』卷一引『孝經援神契』では、逆に「太山、天帝孫也」としている。『搜神記』卷四(第七四話)では、泰山府君が黄河の神河伯を女婿と言っている。吏方驚、乃知所至非人聞耳 「方」「乃」ともはじめての意。ここまで、蔡支はこの世の太守に手紙を渡したと思つていたことになっている。乘馬所之 江氏『魏晋南北朝詞語匯釈』に、「『所』作『何』讲、佛经译文中多见」といい、「賢者從何來、將欲所之」(長寿経、大正蔵3・386b)の例などを挙げる。ここも「何」の意であれば、「馬に乗り所(いづこ)にか之く」(馬に乗つていづこへともなくでかけた)となる。楼風仙氏訳文は「他于是乘上马去送信、一路上、任马奔驰、很快、」とし、『白話太平広記』

は「騎上马去送信的地方、」とする。竹田晃氏は「馬に乗ってしばらくその歩みにまかせていると、」と訳す。天帝座太微宮殿 太微は星座の名。天帝が居るところと考えられていた。戸曹尚書 尚書を民曹尚書・客曹尚書など六曹に分けたことは、『後漢書』百官志三に見えるが、戸曹の名はない。ここでは、この世の官職名を変えて天上界に設定したもので、戸籍担当の大臣の意であろう。第二二話参照。司命 人の生死を司る神。『莊子』至樂篇などに見える。輟 綴と同意。生録 生きている人の戸籍簿。蘇 冥界からこの世に帰ったということ。生驗 生きているあかし、形跡。

【訓読】 臨淄の蔡支は、県吏たり。会たま書を奉じて太守に謁せんとするに、忽ち路に迷ひ、岱宗の山下に至る。城郭の如きを見て、遂に入りて書を致す。一官に見ゆるに、儀衛甚だ蔽にして、具に太守の如し。乃ち盛んに酒般を設け、畢りて一書を付し、謂ひて曰く、「掾 我が為に此の書を致して外孫に与へよ」と。吏答へて曰く、「明府の外孫は誰たるか」と。答へて曰く、「吾は太山の神なり。外孫は天帝なり」と。吏方に驚き、乃ち至る所は人間に非ざるを知るのみ。掾 門を出で、馬に乗り之く所のままにす。頃く有りて、忽ち天帝の座の太微宮殿に達す。左右の侍臣、具に天子の如し。支 書を致し訖り、帝命じて坐せしめ、酒食を賜ひ、仍りて勞ひて之に問ひて曰く、「掾の家属は幾人なるか」と。対ふ、「父母、妻は皆已に物故し、尚ほ未だ再びは娶らず」と。帝曰く、「君の妻 卒して幾年を経しか」と。支曰く、「三年なり」と。帝曰く、「君 之に見はんと欲するや否や」と。支曰く、「恩は唯だ天帝にあるのみ」と。帝即ち戸曹尚書に命じて司命に勅し、蔡支の婦の籍を生録の中に輟らしめ、遂に命じて支と相隨ひて去らしむ。乃ち蘇りて家に帰り、因りて妻の塚を発き、其の形骸を視るに、果して生驗有り。須臾にして、起坐して語り、遂に旧の如し。

【訳文】 臨淄県の蔡支は、県の役人であつた。ちようど手紙を郡の太守のもとにとだけようとしていた時に、ふと道に迷つて、泰山のふもとにやつて来た。城郭のようなのが見えたので、そのまま入つて行き手紙をさしだした。

ある一人の役人に会ったが、護衛は大変厳めしく、すべて太守と同じようであった。そして盛大な酒宴が催され、それが終わると、その役人は一通の手紙を蔡支にわたして、「貴殿、わしのためにこの手紙を外孫に届けてくれ」と言った。蔡支は答えた、「太守様の外孫は誰ですか」と。太守は答えて、「わしは太山の神だ。外孫は天帝だよ」と言った。蔡支は驚き、はじめて自分が来たところがこの世ではないことに気づいた。蔡支は門を出で、馬に乗りその行くままにまかせた。しばらくして、突然に天帝がいるところの大微宮殿に着いた。左右に侍べる家来たちは、みな天子の場合同様であった。蔡支が手紙をわたし終わると、天帝は蔡支を座らせて、酒食を振舞い、労いながら尋ねた、「貴殿の家族は何人か」と。蔡支は答えた、「父母と妻は皆亡くなり、まだ再婚しておりません」と。天帝は言った、「君の妻が亡くなって何年になるか」と。蔡支は、「三年になります」と言った。天帝は言った、「君は妻に会いたいとは思わないか」と。蔡支は、「天帝の恩情におすがりするのみです」と言った。天帝はすぐに戸曹尚書に命じて、司命に蔡支の妻の籍を生きている者の戸籍の中に書き込ませ、蔡支と連れだつて帰れるようにさせた。そこで蔡支は生き返つて家に帰り、妻の塚を掘つて、その亡骸を視ると、果して生きている形跡があつた。しばらくすると、起き上がつて話し、そのままのように生活した。

【補説】 この話は、他書には見えない。第一八話の胡母班の話と似ている。ともに冥界の主泰山府君が登場する六朝志怪初期の冥界訪問譚である。冥界も天上世界にも官僚機構が設定されていたことが窺える。また、天帝の恩情で妻が再生する部分からは、当時の人々の天に対する期待を読み取ることができる。

40 遼東丁伯昭、自説、其家有客①、字次節。既死、感見待恩、常爲本家致奇異物。試臘月中從索瓜、得美瓜數枚來在前、不見形也。(御覽九百七十八)

【校異】 ①御覽無家字、鮑崇城校本御覽有此字。

【注釈】 遼東 郡名（『後漢書』郡国志五）。今の遼寧省遼寧県を中心とした地域。 從索瓜 幽霊に瓜を頼んだということ。 鄭氏注釈に「向鬼客要瓜」という。 枚 ここでは瓜の個数を数える量詞。

【訓読】 遼東の丁伯昭、自ら説ふ、其の家 客有り、字は次節。既に死し、待せらるるの恩に感じ、常に本家の為に奇異の物を致す。試みに臘月中従ひて瓜を索むるに、美瓜数枚の来りて前に在るを得。形を見ざるなり。

【訳文】 遼東郡の丁伯昭自身が語ったところによると、「私の家に客がいて、字は次節といった。亡くなった後、厚遇された恩に感じて、いつもわが家のために珍しいものを届けてくれた。試しに十二月に瓜を頼んだところ、おいしい瓜が数個私の前に届けられた。その幽霊の姿形を見たことはない」ということだ。

【補説】 この話は、他書には見えない。幽霊の恩返しの話である。

41 汝南北部督郵西平劉伯夷、有大才略。案行到懼武亭夜宿。或曰、『此亭不可宿。』伯夷乃獨往宿①、去火誦詩書五經、訖臥。有頃、轉東首、以絮巾結兩足、以幘冠之、拔劍解帶。夜時、有異物稍稍轉近、忽來覆伯夷。伯夷屈起、以袂掩之、以帶繫魅。呼火照之、視得一老狸。色赤無毛。持火燒殺之。明日、發視樓屋間、得魅所殺人髮結數百枚②。於是亭遂清靜。舊説、『狸鬚千人、得爲神也。』（御覽二百五十三）

【校異】 ①往、鈎沈本・鮑崇城校本御覽作住、據御覽改。②得、鈎沈本作見、據御覽改。鈎沈本無結字、據御覽補。【注釈】 汝南北部督郵 汝南は郡名（第一三話注参照）。督郵は、太守を補佐し所屬の県を巡視監察する官職。『通典』卷三三に「督郵、漢有之。掌監屬縣。有東西南北中部、謂之五部督郵也。故督郵、功曹之極位。」という。西平劉伯夷 西平は汝南郡の県名（『後漢書』郡国志二）。今の河南省西平県。劉伯夷は、『搜神記』では「到伯夷」に作り、「長沙太守到若章孫也」と記す。汪氏校注に「羣書拾補」據『後漢書・鄧曄伝』改「到」作「鄧」。當據改。」という。『風俗通義』の呉樹平校釈も「原誤作到伯夷」といい、「鄧伯夷」に改めている。『抱朴子』の王明校釈も同様に

「邳伯夷」に改めている。『捜神後記』は「邳伯夷」に作る。『後漢書』卷二九邳惲伝によれば、邳惲は字を君章といひ、汝南西平の人で、光武帝に命じられて皇太子に韓詩を講じ、長沙太守にもなつてゐる。『捜神記』の「到若章」は「邳君章」の誤りで、この「列異伝」の「劉伯夷」も「邳君章」の孫の「邳伯夷」のことであろう。有大才略 『捜神記』は「年三十許、大有才決」に作る。案行 巡視すること。『漢書』卷七七蓋寬饒伝に「冠大冠、帶長劍、躬案行士卒廬室」とある。絮巾 綿の帽子。『三国志』卷一管寧伝に「著絮巾」とある。『捜神記』は「擘巾」に作り、汪氏校注に「風俗通』「擘」作「絮」。『羣書拾補』引「方言』云、「大中、陳・潁之間謂之絮。」當據改。」という。以幘冠之 幘は冠の下につける頭巾。「冠」はかぶるといふ意。鄭氏注釈に「冠字这里作动词用。」という。この二句は、伯夷が足の方を頭に見せかけるようにしたことをいう。屈起 がばとはね起さる意。『漢語大詞典』は、「謂突然起身、离开原来的位置」と釈し、『後漢書』列女伝王霸妻の「霸屈起而笑曰」とこの文を例に引いている。老狸 『捜神記』は「老狐」に作る。發視樓屋間 樓屋は二階建て以上の家。發視は家の壁・床・天上のどこかをながしてみたとしたこと。樓風仙氏は「打开樓房的夾縫」（家の隙間を押し開けて）と訳す。得魅所殺人髮結數百枚 結は髻と同じ。枚は量詞。『捜神記』は「得所髡人百餘」に作る。舊説 『捜神記』にはこの旧説は引かない。

【訓読】 汝南北部督郵の西平の劉伯夷、大いなる才略有り。案行して懼武亭に到り夜宿せんとす。或ひと曰く、「此の亭宿すべからず」と。伯夷乃ち独り往きて宿し、火を去りて詩書五経を誦し、訖りて臥す。頃く有りて、東に首を転じ、絮巾を以て両足に結び、幘を以て之に冠し、劍を抜き帯を解く。夜時、異物有り稍すこく転た近く、忽ち来りて伯夷を覆ふ。伯夷屈起し、袂を以て之を掩ひ、帯を以て魅を繫ぐ。火を呼びて之を照らし、一つの老狸を得しを視る。色赤く毛無し。火を持ちて之を焼き殺るす。明日、樓屋の間を発き視るに、魅の殺せし所の人の髮結數百枚を得。是に於いて亭遂に清静たり。旧説に、「狸 千人を髡らば、神と為るを得るなり」といふ。

【訳文】 汝南郡の北部督郵をしていた西平の劉伯夷は、豊かな才略を持つていた。各地を巡視して懼武亭に至り、

夜の宿をとろうとした。すると、ある人が、「この宿場には泊まってはいけません」と言った。しかし、伯夷はひとりで宿に行つて泊まり、灯火を消して詩経・書経などの五経を誦じ、それが終わつて横になった。しばらくして、東の方に頭の向きを変えて、綿の帽子を両足に結び、その上に頭巾をかぶせ、剣を抜いて帯をほどいた。夜中になつて、異物が現れ、だんだんと近づいて来て、突然伯夷におおいかぶさつた。伯夷はがばとはね起き、袂でその異物をおおい、帯でしばつた。灯を持つてこさせて照らすと、一匹の古狸を捕まえていた。色は赤く毛が無かつた。火をたいてそれを焼き殺ろした。次の日、建物の中を捜してみると、怪物に殺された人のもとどり数百個を見つけた。それからこの宿場に妖怪騒ぎはなくなった。古くからの言い伝えに、「狸は千人の髪をきると、神になることができる」という。

【補説】 これは、『搜神記』卷一八(第四二六、四三八、四三九話)、『太平広記』卷四六一引『幽明録』(第一八一話)などと同類の宿屋の妖怪退治の話である。この邨伯夷の妖怪退治については、三系統の説話が残されている。一つは本文の『列異伝』であり、他の二つは『搜神記』卷一八(第四二七話)と『搜神後記』卷九(第一〇五話)である。『搜神記』の話は、『風俗通義』怪神篇とほぼ同文で狐の怪異となつている。『搜神後記』の方は、『列異伝』や『搜神記』とかなり内容も異なり、犬の妖怪の正体を鏡によつて見破り退治することになつていて、『抱朴子』卷一七登渉篇に記すものとはほぼ同じである。

42 江巖於富春縣清泉山、遙見一美女、紫衣而歌。巖就之、數十歩、女遂隱、唯見所據石。如此數四、乃得一紫玉、廣一尺。又邨浪於九田山見鳥、狀如雞、色赤、鳴如吹笙。射之中、即入穴。浪遂鑿石、得一赤玉、如鳥形狀也。(廣記四百一)

【注釈】 富春縣 県名(『後漢書』郡国志四吳郡)。今の浙江省富春県。 巖就之、數十歩 就は近づく意。『白話太

平広記』は、「江戸朝她走过去、才走了几十步」と、江戸が数十歩進んだ意に解す。楼風仙氏は「江戸走近她、只差几十歩時」と、女から数十歩の距離まで近づいた意に訳す。所據石 女が寄りかかるか座るかしていた石。『録異伝』では、「所距石」に作る。數四 數回の意。江氏『魏晋南北朝小説詞語匯積』に、「一般泛言行为・动作次数较多、有时是強調同样的动作或情况重复多次。」と解して、この文を例に挙げる。

【訓読】 江戸は富春県の清泉山に於いて、遙に一美女の、紫衣にして歌ふを見る。戸 之に就くこと、数十歩なるに、女遂に隠れ、唯だ抛る所の石を見るのみ。此くの如きこと數四、乃ち一つの紫玉を得、広さ一尺なり。又、邴浪は九田山に於いて鳥を見る、状は雞の如く、色は赤く、鳴くこと笙を吹くが如し。之を射て中り、即ち穴に入る。浪遂に石を鑿ち、一つの赤玉を得、鳥の形状の如きなり。

【訳文】 江戸は富春県の清泉山で、あなたに一人の美女が、紫の服を着て歌をうたっているのを見た。戸がそれに近づき、あと数十歩のところに来ると、女は隠れ、唯だ彼女の座っていた石を見るだけだった。このようなことを数回繰り返し、やっと一つの紫の玉を手に入れた。その玉は一尺の大きさだった。また、邴浪は九田山で鳥を見た。姿は鶏のようで、色は赤く、笙を吹くように鳴いた。その鳥を弓で射中すると、すぐに穴の中に入った。そこで浪はその洞穴の石を壊して、一つの赤い玉を手に入れた。その玉は鳥のような形をしていた。

【補説】 前半の江戸が紫玉を手に入れる話は、『太平御覧』卷八〇五・『事類賦注』卷九引『録異伝』（鈎沈本第二五話）にも見える。李劍国氏『唐前志怪小説輯釈』——『録異伝』——参照。

43 彭城有男子娶婦、不悅之、在外宿。月餘日、婦曰、『何故不復入。』男曰、『汝夜輒出。我故不入。』婦曰、『我初不出。』婿驚。婦云、『君自有異志、當爲他所惑耳。後有至者、君便拘留之、索火照視之爲何物。』後所願還至、故作其婦、前却未入。有一人從後推令前。即上牀、婿捉之曰、『夜夜出何爲。』婦曰、『君與東舍女往來、而驚欲託鬼魅、

以前約相掩耳①。』墮放之、與共臥。夜半心悟、乃計曰、「魅迷人。非是我婦也。』乃向前攬捉、大呼求火。稍稍縮小、發而視之、得一鯉魚、長二尺。〔廣記四百六十九〕

【校異】 ①約、明鈔本廣記作納（見中華書局点校本）。

【注釈】 彭城 漢の王国（『後漢書』郡国志三）。彭城県（今の江蘇省徐州市）を中心とした地域。 初不 今まで

にくしたことはないの意。鄭氏注釈に「六朝時初不二字连用、初作从来讲。」という。後所願還至 意味が判然としない。鄭氏注釈には「所願」を「相当于现代口语中的相好。」と解する。樓風仙氏は「后来那男子依着妻子的意愿回家来住了」（その後男は妻の希望に沿って家に帰って来た）と訳す。『白話太平広記』はこの一句を訳出していない。今鄭氏の解釈に従っておく。 有一人從後推令前 この一人が誰かは不明。 君與東舍女往来、而驚欲託鬼魅、以前約相掩耳 この三句もわかり難い。鄭氏は「而驚」を前句につけて読み、「你和东邻的人有来往而提心吊胆。」（あなたが東隣の女と仲良くしてびくびくしていたので）と解釈する。樓風仙氏は「你与东家女子来往、我很吃惊、想假托是鬼魅作弄、以你们上次的相约作掩饰、（来阻止你们相会）」（あなたが東の家の女と仲良くしていたので、わたしは非常に驚き、化け物に託つけて、あなたたちの次回の逢瀬の約束をごまかして、あなたたちの逢瀬を阻もうと思ったのです）と訳す。『白話太平広記』は「你与东屋的女人往来、却故意说什么有鬼魅、用以前的婚约来骗我。」と訳すが意味不明である。 乃向前攬捉 樓風仙氏は「于是就朝前一把抱住了她」と訳す。『白話太平広記』は「便将身旁的女人捉住」と訳すが「向前」の意が判然としない。

【訓読】 彭城に男子有り婦を娶り、之を悦ばず、外に在りて宿す。月余の日、婦曰く、「何の故に復た入らざるか」と。男曰く、「汝夜輒ち出づ。我故に入らず」と。婦曰く、「我初めより出でず」と。墮驚く。婦云ふ、「君自ら異志有り、当に他の惑はず所と為るのみ。後、至る者有らば、君便ち抱きて之を留め、火を索めて之を照し何物たるかを視よ」と。後、願ふ所のもの還た至り、故に其の婦のごときを作し、前まんとして却きて未だ入らず。一人有り

後より推して前ましむ。既に牀に上り、壻之を捉へて曰く、「夜夜出でて何をか為す」と。婦曰く、「君 東舎の女と往来す。驚かすに鬼魅に託せんと欲し、前約を以て相掩ふのみ」と。壻之を放ち、与に共に臥す。夜半心に悟り、乃ち計りて曰く、「魅 人を迷はす。是れ我が婦に非ざるなり」と。乃ち前に向ひて攪み捉へ、大いに呼びて火を求む。稍稍やうや縮小し、発きて之を視るに、一鯉魚の、長さ二尺なるを得たり。

【訳文】 彭城国にある男がいて妻を娶つたが、妻をこころよく思わず、外泊していた。一月余りたったある日、妻が、「わが家に帰らないのですか」と言った。男は言った、「お前が夜毎に出かけているので、わしは帰らないのだ」と。妻が言った、「わたしは今までに出かけたことはありません」と。その男は（自分が見たことと違うことを言われて）驚いた。妻は言った、「あなたは自身ふたごころがおありで、何かに惑はされているのちがいありません。今後、あなたのところに来る者がいたら、あなたは抱きかかえて捕まえて、灯を持ってこさせて照らしてそれが何物であるかを見てごらんさい」と。のち、情人がまたやつて来た。わざと彼の妻の姿をして、家に入ろうとしてはまたあとずさりしていた。すると、ある人が後ろから押して家の中に入らせた。やがて床につくと、男はつかまえて言った、「毎晩外出して何をしているのか」と。その妻（化け物）が言った、「君が東の家の女と仲良くしておられますので、化け物に託つけて驚かしてやろうと思ひ、さきのような約束をしてあなたを騙しただけです」と。そこで男は妻（化け物）を許し、彼女と一緒に寝た。真夜中になり、男は思ひ当たるふしがあり、内心考えて、「化け物がわしを惑わしている。これはわしの妻ではない」と思った。そこで妻（化け物）の方に行きつかまえて、大声で灯を持ってくるように叫んだ。妻（化け物）はしだいに小さくなり、ふとんをはがして見ると、一匹の二尺の大きさの鯉がいた。

【補説】 この話は、他書には見当たらない。鯉が女に変身して男を惑わす異類婚姻譚と思われるが、文意がつながり難いところがあり、話の展開が判然としない。

44 景初中、咸陽縣吏王臣夜倦①、枕枕臥②。有頃③、聞竈下有呼曰④、『文納、何以在人頭下⑤。』應曰、『我見枕、不得動。汝來就我。』至乃飲罐也⑥。(御覽七百七、七百六十)

【校異】 ①咸、御覽七六〇作城。臣、御覽七六〇作巨。夜倦、御覽七六〇作嘗作倦三字。②御覽七六〇作枕机臥、鮑崇城校本御覽七六〇作枕机。③御覽七六〇無此二字。④御覽七六〇無有字。⑤御覽七〇七作文納何不以之頭下、書鈔一三四(作列仙傳)作文約何以久頭下。⑥飲罐、御覽七六〇作飯函。

【注釈】 景初 魏明帝の年号。二三七〜二三九。咸陽縣 『後漢書』郡国志五雲中郡。今の陝西省咸陽市。城陽 県は兗州南濟陰郡の属県(『宋書』州郡志一、『後漢書』郡国志三は琅邪国になっている)。今の山東省濰県。『太平広記』卷三六八引『搜神記』も「城陽縣」に作る。文納、何以在人頭下 『搜神記』は「文約、何以不来」(廣記引來作見)に作る。汝來就我 『搜神記』は「汝可來就我飲」(廣記引作汝可就我)に作る。飲罐 水や酒をいれるかめ。『搜神記』は「飯缶」(しゃもじ)に作る。

【訓読】 景初中、咸陽県の吏王臣は夜倦み、枕に枕して臥す。頃く有りて、聞く、竈下に呼ぶもの有りて曰く、「文納、何を以て人の頭の下に在るか」と。応へて曰く、「我 枕にせられ、動くを得ず。汝 来りて我に就け」と。至れば乃ち飲罐なり。

【訳文】 景初年間のこと、咸陽県の役人の王臣は夜疲れて、頭を枕につけて横になった。しばらくして、竈の下から呼ぶものが出て、「文納よ、どうして人の頭の下にいるのか」と言い、それに答えて、「わしは枕にされているので、動くことができない。おまえの方がこちらに來い」と言うのが聞こえた。そこで竈の下にいつてみると、それはほとぎだった。

【補説】 この話は、『搜神記』卷一八(第四一三話)にも見える。『太平広記』(卷三六八)は『搜神記』を引く。『北堂書鈔』卷一三四はこことほぼ同文を引いて『列仙伝』に作るが、『列異伝』の誤記であろう。『搜神記』は、

王臣の母の話になっていて、最後に「即聚燒之、其怪遂絶。」と記している。器物の怪異については、第二五話参照。なお、これは魏文帝没後の話であり、魏文帝撰『列異伝』に後から増補されたものと思われる。

45 正始中①、中山王周南爲襄邑長。有鼠衣冠從穴中出②、在廳事上語曰③、『周南④、汝以某月某日當死⑤。』周南不應、鼠還穴⑥。後至期⑦、更冠幘絳衣出⑧、語曰⑨、『周南⑩、汝日中當死⑪。』又不應⑫、鼠緩入穴。須臾、出語曰、『向日適欲中。』鼠入復出、出復入、轉更數、語如前語⑬。日適中、鼠曰、『周南、汝不應、我復何道⑭。』言絶⑮、顛蹶而死⑯、即失衣冠⑰。周南使卒取視之⑱、具如常鼠也⑲。〔書鈔一百五十八。類聚九十五。御覽八百八十五、九百十一〕

【校異】 ①類聚・御覽在下句爲字上。②書鈔作有鼠穴出。類聚作有鼠衣冠出。御覽八八五作鼠從穴中出。御覽九一
一作有鼠衣冠出。今從鈎沈本。③御覽八八五無事字。類聚・御覽九一一無在、上二字。書鈔無在廳事上四字。④類
聚・御覽九一一無此二字。⑤汝、鈎沈本作爾、又鈎沈本無以字、據御覽八八五改。類聚・御覽九一一作爾某日當死。
書鈔作爾某日死。⑥穴下、御覽八八五有中字。類聚・御覽九一一無此句。⑦類聚・御覽竝無後字。⑧類聚・御覽九一
一作復出冠幘絳衣。御覽八八五作復更冠幘絳衣。⑨語上、御覽八八五有而字。⑩類聚・御覽九一一無此二字。⑪汝、
類聚・御覽九一一作爾。⑫又、類聚・御覽九一一作復。御覽八八五作周南復不應。⑬以上八句、類聚・御覽九一一作
入復更出四字。御覽八八五無此八句。⑭類聚作死我復何道。御覽九一一作我死我復何道。⑮御覽八八五無絶字、鮑崇
城校本作言訖。類聚・御覽九一一無此二字。⑯顛上、類聚・御覽九一一有遂字、御覽八八五有鼠遂二字。御覽八八五
無死字、鮑崇城校本有。⑰衣冠、御覽八八五作冠衣、鮑崇城校本作衣冠。⑱書鈔作取視二字。類聚・御覽九一一作視
一字。取、御覽八八五作取來二字、鮑崇城校本作來取。⑲類聚・御覽八八五・九一一無具字。書鈔無也字。御覽八八
五也作耳。

【注釈】 正始 魏齊王芳の時の年号。二四〇～二四九。 中山 国名（『後漢書』郡国志二）。今の河北省正定県付近を中心とした地域。 襄邑長 襄邑県の長官。襄邑県は陳留郡（『後漢書』郡国志三）の属県。今の河南省睢県。 廳事 役所の本堂。 更冠幘絳衣 鄭氏注釈に「更、改。这里指改变穿戴。冠幘絳衣：这是古代朝会的官服。」という。 具如常鼠 具はみな、そっくりの意。「具如」の表現は第三九話にも見える。

【訓読】 正始中、中山の王周南 襄邑の長たり。鼠有り衣冠にて穴中より出で、庁事の上に在りて語りて曰く、「周南、汝 某月某日を以て当に死すべし」と。周南 応へず、鼠 穴に還る。後 期至り、冠幘絳衣に更めて出で、語りて曰く、「周南、汝 日中に当に死すべし」と。又応へず、鼠緩やかに穴に入る。須臾にして、出でて語りて曰く、「日適に中せんと欲するに向とす」と。鼠入りて復た出で、出でて復た入り、転た更に数しばにして、語ること前の語の如し。日適に中し、鼠曰く、「周南、汝 応へず、我復た何をか道はん」と。言絶へ、顛蹶して死し、即ち衣冠を失ふ。周南 卒をして取りて之を視しむるに、具に常の鼠の如きなり。

【訳文】 正始年間、中山国の王周南は襄邑県の長官であった。鼠が衣冠を身につけて穴の中から出てきて、役所の本堂の上で、「周南よ、お前は某月某日に死ぬことになっていく」と言った。周南が返事をしなかったので、鼠は穴にもどった。のち、その日になり、鼠は冠をつけ赤い服に着替えて出てきて、「周南よ、お前は日が真上に来たときに死ぬはずだ」と言った。また返事をしなかったので、鼠はゆっくりと穴に入った。しばらくして、出てきて言った、「日が真上にこようとしてゐるぞ」と。鼠は穴に入ってはまた出、出ではまた入りと、しだいに頻繁に繰り返す、前と同じことを言った。日が真上に来た時、鼠は言った、「周南よ、お前が返事をしなかったので、わしはもはや言うことはない」と。言い終わると、ひっくりかえって死に、すぐに冠や服もなくなった。周南が番兵に取って見させたところ、普通の鼠とそっくり同じだった。

【補説】 この話は、『搜神記』卷一八（第四三七話）、『太平広記』卷四四〇引『幽明録』（鈎沈本第五二話）、『晋書』

五行志下、『宋書』五行志五にも見える。また、『太平広記』卷四四〇引『幽明録』（鈎沈本第二二七話）も同類の話である。妖怪の呼びかけに対して返事をしないと、妖怪の方が自滅すると考えられていたようで、同様のことは『搜神後記』卷七（第七九話）、『太平広記』卷三二三引『述異記』（鈎沈本第四一話）にも見られる。明・謝肇淪『五雜俎』には、この話を引き、「故今人相戒、遇怪事不得言。又諺語曰、見怪不怪、其怪自壞。」と記す。また、宋・洪邁の『夷堅志』三志已卷二にも、「見怪不怪、其怪自壞。」と記されている。なお、これは魏文帝没後の話であり、魏文帝撰『列異伝』に後から増補されたものと思われる。

46 武昌新縣北山上有望夫石、狀若人立者。傳云、『昔有貞婦、其夫從役、遠赴國難。婦携弱子餞送此山①、立望而形化爲石。』（御覽八百八十八）

【校異】 ①弱、鈎沈本作幼、據御覽改。鮑崇城校本御覽作幼。『幽明録』作弱。

【注釈】 武昌 郡名（『宋書』州郡志三、『晋書』地理志下）。魏文帝の黃初二年（二二一）、呉の孫權が鄂を改めて武昌とした。新縣 武昌郡陽新県。今の湖北省陽新県。原文は「陽」字を脱す。『太平御覽』卷四四〇引『幽明録』はここと同じ話を引き、「陽新縣」に作る。北山 北の山の意。固有名詞ではない。從役 軍役に服すること。

【訓読】 武昌新県の北山の上に望夫石有り、状 人の立つ者の若し。伝へて云ふ、「昔 貞婦有り、其の夫 役に従ひ、遠く國難に赴く。婦 弱子を携へ此の山に餞送し、立ち望みて形化して石と爲る」と。

【訳文】 武昌郡陽新県の北山の上に望夫石があり、その形はまるで人が立っているようである。言い伝えでは、「その昔、貞婦がいて、その夫が軍役に服して、國のために遠くの戦場に出征した。妻は幼子の手を引いてこの山に登って見送り、立って夫の行く先を眺めていて身体がそのまま石になった」ということである。

【補説】『太平御覽』卷四四〇・『初学記』卷五引『幽明録』（鈎沈本第二二話。『事類賦注』卷七・『太平御覽』卷五二引作「世説」と同じである。この話は、『搜神記』卷一一（第二九六話）の「望夫岡」をはじめ各地に多くの類話が残され、唐の詩人もしばしば詩題にしている望夫石説話の最も初期の資料である。李劍国『唐前志怪小説輯』、松岡正子『望夫石伝説』（早稲田大学中国文学会『中国文学研究』第一期一九八五年所収）参照。

47 廬山左右、常有野鵝數千爲群。長老傳言、『嘗有一狸食。明日、見狸喚於沙州之上、如見繫縛。』（御覽九百十九）

【注釈】廬山 第一九、三六話参照。

【訓読】廬山の左右、常に野鵝數千有りて群を爲す。長老伝へて言ふ、「嘗て一狸有りて食ふ。明日、狸の沙州の上に喚ぶを見るに、繫縛せらるるが如し」と。

【訳文】廬山の近辺には、いつも野性の鵝鳥が數千羽いて群をなしている。長老が語る言い伝えによると、「あるとき一匹の狸がその鵝鳥を食べた。次の日、狸が砂州の上で鳴き喚んでいるのを見たが、まるで縛られているかのようであった」ということだ。

【補説】この話は、廬山の神聖なことを語るものであろう。他書には見当たらない。

* 老子西遊、關令尹喜望見有紫氣浮關①。而老子果乘青牛而過也②。（史記六十三老子韓非列傳索隱（作列仙傳））

【校異】①見下、鈎沈本有其字、據史記刪。②鈎沈本無也字、據史記補。

【注釈】關令尹喜 『漢書』芸文志諸子略道家に『関尹子』九篇があり、その注に「名喜、爲關吏、老子過關、喜去吏而從之。」という。

【訓読】 老子西遊せしとき、関令の尹喜 望みて紫氣の関に浮く有るを見る。而して老子果して青牛に乗りて過ぐるなり。

【訳文】 老子が西に旅をしたとき、関守の尹喜は紫の気が関所の上に浮かんでいるのを見た。果して老子が青牛に乗って関を通った。

【補説】 『史記』索隱は、『列異伝』ではなく『列仙伝』に作る。この文を『列異伝』として引用したものはないので、恐らく魯迅の見た『史記』の誤記であろう。従って、本校釈では『列異伝』の佚文とは見なさず、通し番号を付さなかつた。古今逸史本『列仙伝』巻上「関令尹」は、この部分を「老子西遊、喜先見其炁、知有真人當過、物色而遮之、果得老子。」（『芸文類聚』巻六引『列仙伝』もほぼ同文）と記す。『水経注』巻一七渭水引『搜神記』（汪氏校注本佚文第六話）は、「老子將西入關、関令尹喜、好道之士、睹真人當西、乃要之途也。」に作る。

48 宋康王埋韓馮夫妻。宿夕文梓生、有鴛鴦雌雄各一、恒栖樹上、晨夕交頸、音聲感人。（類聚九十二。文選集注本卷九左思吳都賦鈔。）

【校異】 文選鈔引作韓馮夫妻死作梓號曰相思樹。

【注釈】 宋康王 戦国時代の宋国の最後の王。前三二八〜前二八六在位。残虐淫乱な王で、『史記』宋微子世家に「淫於酒婦人、群臣諫者輒射之。於是諸侯皆曰桀宋。」と記されている。斉に攻められて殺された。文梓 模様のある梓。良材とされた。『史記』滑稽列伝に「以彫玉爲棺、文梓爲槨」とある。『搜神記』は「大梓」に作る。

【訓読】 宋の康王 韓馮夫妻を埋む。宿夕にして文梓生じ、鴛鴦雌雄各おの一つ有り、恒に樹の上に栖み、晨夕頸を交へ、音聲人を感じしむ。

【訳文】 宋の康王が韓馮夫妻を埋葬した。一晚のうちに木目の美しい梓が生え、鴛鴦の雌雄一羽が、いつもその木

の上に住みつき、朝晩鬚を交え、その鳴き声は人々を感動させた。

【補説】 鈎沈本には未収である。この話は、『搜神記』卷一一（第二九四話）にあり、韓馮夫妻の物語として後世に語り継がれて有名である。『芸文類聚』（卷四〇）は『搜神記』を引く。『文選鈔』によつて、先に『列異伝』に収録されていたことがわかる。詳細は李劍国『唐前志怪小説輯釈』——『搜神記』——を参照。

49 桂陽太守張叔高、家居臨陵。里中有樹、大十圍。遣客斫之。樹大血出。客驚怖。叔高曰、『樹老汁赤耳。』斫之、血大流出、空處有一白頭翁出走。高以刀斫殺之。所謂木石怪、夔魍魎乎。（御覽八百八十六）

【注釈】 桂陽 郡名（『後漢書』郡国志四）。今の湖南省郴県を中心にした地域。張叔高 『搜神記』は「魏桂陽太守張遼、字叔高」に作る。『三国志』卷一七に伝のある魏の張遼（字は文遠）とは別人。『法苑珠林』引『搜神記』は「張遺、字昇高」に作る。汪氏校注に「『法苑珠林』無魏字。按：本事見『風俗通』、乃漢末事、作「魏」似誤。」という。ただ、汪氏はこの話が『御覽』引『列異伝』に見えることは指摘していない。家居 官職を辞して家にいること。韓非子「十過篇に「仲父家居有病」とある。『搜神記』は「去臨陵、家居買田。」に作る。臨陵 潁川郡臨陵県（『後漢書』郡国志二）。今の河南省臨陵県。里中有樹、大十圍 『搜神記』は「田中有大樹十餘圍」に作る。遣客斫之 「客」は小作人の意。『漢語大詞典』に『風俗通』のこの文を引き、「指佃戸、庄客」と解す。『搜神記』には、この大木が繁つているので畑が日陰になり、作物が育たないので切つたことになっている。樹大血出 『搜神記』は「斧數下、有赤汁六七斗出」に作る。木石怪、夔魍魎 『国語』魯語、『史記』孔子世家に見える孔子の言葉。韋昭注に「木石、謂山也。或云、夔、一足、越人謂之山繅也。或言獨足。魍魎、山精、好學人聲而迷惑人也。」という。

【訓読】 桂陽郡太守の張叔高、臨陵に家居す。里中に樹有り、大なること十圍なり。客を遣はして之を斫らしむ。

樹大いに血出づ。客驚怖す。叔高曰く、「樹老い汁赤きのみ」と。之を斫るに、血大いに流れ出で、空処に一つの白頭の翁有りて出で走る。高 刀を以て之を斫り殺す。所謂「木石の怪は、夔魍魎」なるか。

【訳文】 桂陽郡太守の張叔高は、職を辞して陽陵に住んでいた。村里の中に木があり、十抱えもある大木だった。叔高は小作人にその木を切らせた。木から多くの血が流れ出た。小作人は驚き恐れた。叔高が、「老木だから樹液が赤いだけだ」と言つて、またその木を切つたところ、たいへん多くの血が流れ出て、木のうろから一人の白髪頭の老人が走り出てきた。叔高は刀でその老人を切り殺した。これがいわゆる「木石の怪異は、夔魍魎」というものであるか。

【補説】 鈎沈本・鄭氏注釈本ともに未収。『風俗通義』怪神篇、『搜神記』卷一八（第四一七話）にも見える。『法苑珠林』卷三一は『搜神記』を引く。樹木の精霊は第二話にも見える。『搜神記』は、この後、張叔高が出世して刺史になり、「竟無他怪」と記しているので、妖怪退治として語られていたと思われる。

以上現存する『列異伝』四九話を内容別に分類すれば、次のようになる。

- 祭祠・民間信仰 一、二、八、一七、一九、二四、三六、三七
- 淫祠の禁 三六
- 神仙 一三、一四、二三、三一
- 神術 六、一〇、一三、一四、一五、二四、二九
- 神の来訪 三一、三二、三三、三四、三五、三六
- 神界訪問 一八
- 死者の靈魂の来訪 七、八、一一、二二、四〇
- 冥界訪問 一八、三九
- 死体の不思議 一六
- 死者との再会 二九
- 運命の決定 二〇
- 騙される鬼（幽霊） 二六
- 幽婚 三八

○再生 三〇、三八

○器物の怪異 二五、四四

○異類婚 四三

○夫婦の愛 四六、四八

○義侠 四

○樹木の精霊 二、三、四九

○動植物の怪異 二七、四五、四七

○異物 二二、四二

○妖怪退治 四一、四九

○不思議な逸話 五、一一、二〇

神仙と冥界、民間信仰、器物・動植物の怪異をはじめ六朝志怪に見られる話題が、仏教説話を除いてすべて収められているのがわかる。ある特定の題材にしばって話を収集したのではなく、様々な分野の超自然現象に関心が及んでいる。『列異伝』がどういう意図で編纂されたのか、完本のない現在では不明である。しかし、現存する話から見ると、ぎりにおいては、「子不語」に対する遠慮などは全く感じられない。自由に各人が見聞した怪異譚を楽しみ語り合う中から編纂されていったのではないかと思われる。鬼が実際に存在しようとしまいと、禍であろうが福であろうが、奇怪な話ならなんでもよかったのである。ただ、その文章について、一つだけ特徴として指摘できる点がある。それは、第二五話、第二六話に代表される調子の良い会話文による応対と滑稽味である。宋定伯と鬼の漫才風のやりとり、愚直な鬼の滑稽さ、何文の問い掛けに次々と正体を明かしてしまう愚直な細腰の滑稽さ、これらは、まえがきに記した『文心彫龍』に「魏文 俳説に因って以て笑書を著す」といい、曹植が『笑林』の撰者である邯鄲淳を相手に「俳優小説数千言を誦した」と伝えられていることと符合するように思われる。曹丕・曹植兄弟を中心とした建安文学集団の余興の一こまを彷彿とさせるものがある。ともあれ、『列異伝』は建安文人の「好奇」の精神がもたらした一つの産物であり、その後の六朝志怪の先駆けとなったのである。

本稿作成中に、魯迅所見の『太平御覧』は、「南海季氏據鮑崇城校宋本重刊光緒十八年版帰学海堂」本と一致していることに気づいたことを報告しておく。

なお、本稿の第六話までの校釈は、大阪教育大学日本アジア言語文化コース『彙報』第五号（一九九二・一二）に掲載した訳注に補正を加えたものである。

一九九四・八・三〇

鲁迅辑『古小说钩沈』校释——『列异传』——

富 永 一 登

鲁迅的『古小说钩沈』是中国古代小说研究中不可缺少的重要文献。

『古小说钩沈』一书系未定稿本、鲁迅生前亦未曾发表。鲁迅所使用的『太平广记』、『太平御览』等版本和原本词句曾被鲁迅校正过、这一点已被以往的研究者所指出。可是、『古小说钩沈』整版校正工作迄今尚无人进行。我试图通过重新研究类书所引的六朝小说、把『古小说钩沈』变成比较完整的六朝小说辑佚书、对其中的某些词语附了注解、并将全书译成日文、又对每条中出现的相类的故事作了考察。冀以为研究中国古代小说的基础资料。本文对『列异传』进行了研究。

平成 6 年 12 月 12 日印刷
平成 6 年 12 月 20 日発行 (非売品)

編集兼発行者 広島大学文学部
東広島市鏡山1-2-3

印刷者 鯉城印刷株式会社
広島市中区十日市町2-8-2